

第 71 回 全国代表者会議決議

2016 年 4 月 3 日

全国大学院生協議会

全国大学院生協議会（全院協）の意義と役割

現在、大学院生を取り巻く環境は、急激な変化にさらされている。1990年代前半からの大学院重点化や大学改革の中、大学院生数は、90年の90,238人から急激に増加し、2000年に20万人を突破し、2011年度にはピークの272,566人に達した。また近年では、専門職大学院、留学生や社会人大大学院生の増加により、大学院・大学院生のあり方もますます多様なものとなっている。このような状況の下で、大学院生の生活・研究環境の悪化が、全院協の毎年実施する経済実態に関するアンケートから明らかになってきている。2011年以降は、継続的に大学院生数は減少しており、2015年度は249,474人になった。特に人文社会科学系において大学院生数の減少は著しく、大学院生の貧困、研究生生活環境の悪化、雇用への不安が大きな要因であると考察される。

2015年度のアンケートからは、大学院生の多くが就職や経済的な不安を訴えており、大学院生の3人に1人が週10時間以上のアルバイトに従事しているなどの実態が明らかになった。自由記述からも「仮に奨学金を借りられたとしても、そのために進学を諦める学生は、私の身の回りには少なくない。日本の大学はあまりに学費が高すぎると思う。なぜこんなにも高いのか意味がわからない。どの学問分野でも、金銭的、時間的余裕がなければ充実した研究は不可能なのではないか。あるいは学問そのものを潰そうとするのが行政の態度なのかと感じる。」といった切実な声が寄せられた。

一方で、全院協運動の中心を担う加盟校は、1980年代前半の40大学をピークに減少してきた。この院生協議会・自治会の減少の背景には、大学院重点化政策による大学院生の「多様化」、競争的環境の下での短期的な業績の追求やアルバイトなどによる大学院生の「多忙化」などによって自治活動そのものが困難になってきた現状があると考えられる。

このような客観的な状況があるとはいえ、全院協の意義はよりいっそう大きなものとなっている。これまで継続的に、(1) 大学院生の実態を広く把握するために、アンケートの回答者を増やすこと、(2) アンケートに寄せられた大学院生の声を文科省や国会議員に伝えて政策に反映させること、(3) 多様なネットワークを活かし、加盟校を拡大することを重要な課題に設定し、活動してきた。その結果、2015年度は前年度を大きく上回る過去最高数の1051枚のアンケートを回収し、省庁・議員・政党要請ではアンケート結果を元に、大学院生の実態を伝えることができた。政党・議員要請には、のべ30名以上の参加があり、今年度も多くの大学からの積極的な参加が見られた。また、07年度に全院協を脱退した立命館大院生協議会が2012年度に再加盟を果たし、今年度は会議や要請行動への参加等を通して新たな関係性の強化が進展している。このような変化は、大学院生をめぐる様々な矛盾が限界に達しつつあることを反映して、現状を大学院生自身の力で打破していこうとする全国的なうねりを表現している。

本決議では、この間の情勢分析と合わせ、一年間の活動を総括し、来年度の活動への提言を行なう。第1章では、現在の大学院・大学院生をめぐる情勢を分析し、それらに対する全院協の主張をまとめる。続いて、第2章において本年度（2015年度）の活動を総括し、来年度（2016年度）への提言を行う。

目次

第1章 現在の大学院・大学院生をめぐる情勢	3
第1節 大学改革	3
第2節 学費・奨学金	14
第3節 就職難	22
第4節 留学生の経済問題	27
第5節 海外の大学院制度	32
第6節 育児支援	38
第2章 2015年度活動総括	41
第1節 2015年度大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査	41
第2節 省庁・政党・議員要請	45
第3節 東京都議会要請	53
第4節 文部科学省レクチャー	56
第5節 広報活動	61
第6節 キャンパ活動・会計報告	64
第7節 他団体との連携	66
第8節 加盟校拡大	70
参考資料 議長談話「安全保障関連法制の廃止を求めます」	72
2015年度 全院協活動記録	73

第1章 現在の大学院・大学院生をめぐる情勢

第1節 大学改革

近年の大学改革の中、大学院生は乏しい高等教育予算から派生する様々な困難にさらされている。重い学費負担と乏しい奨学金、学生に負担を強いる研究環境、拡充が遅々として進まない学生寮などはその一端である。

2013年度、日本の大学政策は大きな転換を迎えた。一方で、「国立大学改革プラン」¹「日本再興戦略」²などにおいて、大学改革を大きく進める方向に改めて舵をきったことが挙げられる。その中で特に、国立大学を巨大でグローバルな大学、全国的な教育研究大学、地域に根ざした大学に分化し、メリハリのある運営費交付金配分を実現すること、今後10年間で世界大学ランキングトップ100に10校以上を入れること、2020年までに留学生を倍増（外国人留学生を14万人→30万人、日本人留学生を6万人→12万人）すること、人事・給与システムに年棒制を導入することなどが目指されている。これは、グローバル化や人事システムの改革といった大学改革を進んで実行する大学には重点的に予算を配分するということを意味する。

さらに、2015年4月から施行された「学校教育法及び国立大学法の一部を改正する法律」によって、学長のリーダーシップを強化すること、その学長の選考の在り方を変え、外部の意志を介入させることとなった。教授会は「意見を述べる」のみの諮問機関とされており、国立大学の運営を政府が主導できる形にしようという意図が見え隠れしている。

2015年度は「文系廃止通知」「国旗国歌要請」などに見られるように、国立大学運営費交付金を盾に国立大学改革を迫る動きが幾つか見られた。昨年までも、継続的に行われてきた国立大学運営費交付金の削減の中で、政府・文科省の意図を大学運営に色濃く反映させるような圧力が見られたが、今年はこれがより露骨な形で行われた。

これら一連の動きは、今日の新自由主義的「大学改革」が、新たな段階へ突き進んでいることを示している。これまでのように自己責任論・受益者負担論を経由しながらも、国家による教育と学問の統制および一律の予算削減を全面に主張する点に異常な性格が存在する。

これらの動きに対して全院協は「〈声明〉学問の自由と大学の自治の破壊に反対し、高等教育政策の抜本的転換を求める」を出し、大学自治を破壊し、学問の自由を軽視する大学改革を批判した。全院協として、そして大学院生という大学の一構成員として、この動向に継続的に注視していく必要があるだろう。

他方、大きな世論の盛り上がりの中、民主党主催の会議「若者と共同作業で政策づくりを行う会（詳細は第2章第7節「他団体との連携」の項を参照されたし）」などの場において、学生の経済支援策が積極的に議論され、そして全院協もその議論に参加した点は特筆すべき点である。2012年9月11日に、国際人権A規約第13条2項(c)が留保撤回されたことがこの大きな変化の背景としてあることは強調したい。本条項では、高等教育の漸進的無償化、そしてそれを通じた高等教育の機会均等の実現を訴えている。

ただし本条項の留保撤回以降、高等教育の無償教育に向けて前進したとは言いがたく、それどころか、

¹ 文部科学省 HP (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/11/_icsFiles/afieldfile/2013/11/26/1341852_01_4.pdf) 参照、2014年3月12日確認。

² 首相官邸 HP (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf) 参照、2014年3月12日確認。

国立大学授業料の値上げに対する圧力が年々強くなっている。2015年10月26日の財政制度等審議会分科会（以下、財政審）において、国立大学運営費交付金削減を平成43年まで継続的に行うことが要求され³、交付金削減の埋め合わせとしては授業料の値上げが露骨に示唆された。現実に国立大学運営費交付金がこれまで通りに削減されていった場合、授業料に転嫁せざるをえないような大学・学部・研究科もあるのは間違いない。しかし国立大学の授業料はすでに極めて高く、これ以上の値上げは許されることではない。今後も財政審における議論に注視する必要がある。

現在日本はチリ・韓国と並んで、高学費と低補助を両立する立ち遅れた国とされている。しかし2014～2015年度、チリ・韓国において学生の学費負担を抜本的に軽減する政策が取られた。チリでは、2016年までに学生の30%、2020年までに学生の全体に対して大学授業料を無償にする法案が可決された⁴。韓国でも2014年の総選挙において授業料の半額化が政府与野党によって掲げられ、ソウル市立大学においては先行して2011年から授業料半額化が実行されている。

チリや韓国においてこういった政策の変化が見られたことの背景には、学生などが学費負担軽減を求めるデモを行ってきたことがある。我々大学院生も、大学生・大学院生の経済的困窮の改善を、国会要請の場で強く訴えるのみならず、社会に広く発信していくことが求められるだろう。

本章では、こうした変化の中での、日本の高等教育政策の中での大学・大学院生の位置づけについて分析を行う。第1節においては近年の大学改革の動向について、概論的に述べる。第2節においては大学院生の経済実態及び、それを支えるはずの奨学金が非常に乏しいこと、第3節においては、大学院生の就職問題とその不安、そして第4節では特に留学生の経済的実態・法的な整備が遅れていることについて述べる。第5節では、他国との比較という広い視野から、日本の高等教育政策について分析する。第6節では、育児支援について分析する。

第1項 国立大学法人化と大学のガバナンス改革

(1) 大学自治に基づく管理体制の確立

戦後教育改革は、教育を国家に対する「臣民の義務」から、国民の権利と見なす転換を行った。その結果、旧教育基本法（1947年）は憲法に基本的人権の一つとして記された学問の自由（23条）の尊重を教育の方針として掲げた。そして、後期中等教育機関である「高等学校」に続く高等教育機関を「大学」に一元化し、教育の機会均等をはかった。1949年、教育公務員特例法の制定により、教員人事および学長人事の手続きが法定され、教員人事に関しては教授会が、学長人事に関しては評議会がそれぞれ選考権を持つことになった。これらの規定が設けられたのは、大学設置者の人事権が国・公立大学の自治を制約することを防ぐためである。これは、日本国憲法が保障する学問の自由を大学において確実なものとするために、重要な意義を持つものである。また、文部省設置法（2001年の中央省庁等再編により廃止）により、文部大臣は大学を指揮・監督する権限を持たないことになった。これら戦後の大学法制を通じて、戦前の帝国大学が国家との抗争の末に獲得した大学自治の慣行が、多くの大学に拡大していったのである⁵。

³ 財務省 財政制度審議会 財政制度分科会（平成27年10月26日開催）議事録
（https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/proceedings/zaiseia271026.html）
2015年3月7日確認。

⁴ しんぶん赤旗「チリ、大学授業料無償に 貧困層を対象に、まず全学生の3割」
（http://www.jcp.or.jp/akahata/aik15/2015-12-28/2015122801_03_1.html）2015年3月7日確認。

⁵ 光本滋『危機に立つ国立大学』クロスカルチャー出版、2015年、54-55頁。

(2) 国家による統制強化と国立大学法人化

しかし1950年代以降、国の大学に対する統制が強まっていった。例えば、1981年に設置された臨時行政調査会による「特色ある大学づくり」を名目とした大学・大学院改革の提言、82年から93年に渡る財政支出の抑制策（国立大学の授業料値上げ、外部資金の獲得）、96年の科学技術基本計画の策定、97年の大学教員任期制法の制定、大規模大学における大学院重点化、91年の大学設置基準の大綱化による学士課程における専門教育の重視などがあげられる⁶。これらの国主導の高等教育政策の展開のなかに、国立大学法人化と大学のガバナンス改革が位置づけられる。

2003年7月16日に「国立大学法人法」が成立し、国立大学は法人化された。これにより、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」の3つの組織による経営体制に再編され、学長の選考は「学長選考会議」によるものとなった。さらに、6年を期間とする中期目標・中期計画の作成が義務化された⁷。こうした改革について、文科省は、これまで国立大学が国の行政組織の一部であったために教育研究の柔軟な展開に制約があったのに対し、法人化によって各大学の自律的な運営を確保したとしているが、実質的には中期目標・中期計画や運営費交付金の制度を通じて、権力的支配の実質をとまなう管理が続いていると言える⁸。

2013年11月には「国立大学改革プラン」が策定され、各大学の強み・特色・社会的役割（ミッション）の整理・公表、国立大学法人運営費交付金等による重点支援、計画的な教育研究組織の再編成、学内資源再配分の最適化、人事・給与システムの弾力化などが実行された。そして、2015年4月1日から「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」が施行された。これにより、教授会の諮問機関化、学長の権限拡大（教育研究費の配分、人事、学部長の選任、学部・学科の廃止）、経営協議会における学外委員数の「過半数」への変更などが行われた⁹。さらに、安倍内閣は2016年2月26日、「指定国立大学法人制度」を創設するための国立大学法人法改定案を閣議決定し、国会に提出した¹⁰。この法案の内容は世界最高水準の教育研究に取り組む大学を指定国立大学に指定し、大学の財政基盤の強化を図るための更なる規制緩和を認めるものである。こうした一連の改革は、国による統制を強化し、学外委員による大学経営への参画を促している点で、学問の自由を守るために確立された教授会を中心とする大学の全構成員自治を破壊し、国の成長戦略の下に大学を従属させるものと捉えられる。

第2項 現在の高等教育政策

(1) 国立大学運営費交付金の傾斜的配分と研究教育の国家統制

現在の高等教育政策は、運営費交付金の削減とその傾斜的配分を通じて、経営基盤の脆弱な大学を経営破綻に導くと同時に、大学の機能別分化を促すものと捉えられる。また、大学の機能別分化は入試制度改革を含めた学制改革とも連動しており、一部の優秀な学生をグローバル人材として育成するために

⁶ 同上書、55-68頁。

⁷ 文部科学省「国立大学法人法の概要」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/03042401/03091701/001.pdf (2016年3月5日確認)

⁸ 中嶋哲彦「国立大学法人における大学自治の復興」『日本の科学者』第47巻、第11号、2012年。

⁹ 全国大学院生協議会「第70回全国代表者会議決議」2015年3月14日。

¹⁰ しんぶん赤旗「『指定国立大学』を創設 法案閣議決定 自己収入増へ規制緩和」2016年2月29日。

高校や大学を序列化するものと捉えられる¹¹。この結果、生まれた家庭や地域によって受けられる教育の質に差異が生まれることは容易に想像がつく。このように、運営費交付金を通じた教育研究の国家統制は、学問の自由を侵害するだけでなく、大学間格差を増大させ、学生の教育機会を不均等にするだろう¹²。

① 教員養成・人文社会科学系の改組・廃止

こうした国の方針の典型例として、教員養成・人文社会科学系学部・大学院の改組・廃止を求める通知「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」（2015年6月8日）があげられる。文系軽視というのは誤解だとする意見もあるが、既にこうした改廃計画は第3期中期目標・中期計画に反映されている。たとえ財政難を正当な理由として認めたとしても、文科省の判断によってこれらの学部・大学院を改廃することは、教育研究の国家統制と相違なく、それは時代と逆行するようなやり方である。

例えば、教員養成系学部を教職課程のみに縮小することは、戦前の高等師範学校の創設と同じ考え方である。戦前・戦中は高等師範学校において天皇を中心とする軍国主義的教育観を教師に身につけさせ、国民学校（現在の小学校）において御真影への拝礼や修身科を通じて少国民（現在の小学生）に忠君愛国の精神を注入し、教科教育においても戦争に関する内容を中心に扱った。このような全体主義に教育が陥ることがないように、戦後、教育法制が整備され、教育行政は一般行政から独立し、教育委員会制度により民主的に学校が管理運営されることになった。また、教育の権利的視点から言えば、旭川学テ最高裁判決（1976年）や、ユネスコの「学習権宣言」（1985年）が認めているように、子どもの学習する権利に応じて、自治体は教育条件整備義務を負っているのものであって、政府が一方的に教育内容を決定することは認められない。この問題は少子化と財政難を理由に簡単に片づけられがちであるが、人間の成長発達に重きをおく教育学や教育実践の衰退と、グローバル人材の育成・詰め込み教育・愛国心教育への偏向は、長期的な視点で社会の劣化につながりかねない。このことは同様に、人文社会科学系の軽視の問題にも当てはまる。

② 競争的資金を通じた軍学共同の推進

2014年4月に「武器輸出三原則」を事実上撤廃し、「防衛装備移転三原則」が策定され、一定条件が満たされれば武器の輸出が許可されることになった。これを背景に、大学に対しても軍学共同が推進されている。防衛省の2016年度概算要求でも、「防衛装備品への適用面から着目される大学、国立研究開発法人などの研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望である芽出し研究を育成するためのファンディング制度」を推進するなど、防衛省の競争的資金制度が設立され、今年は9件が採用された。重大なのは、最初から軍事転用を目的としており、今回採択されたもののうち4件が大学であることである。さらに2015年10月には防衛省の外局である防衛装備庁が発足し、こういった流れは加速している。

戦後には、侵略戦争に大学が加担したという痛切な反省に立ち、1950年の日本学術会議声明では、「戦争を目的とする科学の研究には絶対に従わない」という固い決意を表明した。今回の動きは、基盤的な資金を削減し、競争的資金を増やす中で大学に「自発的に」軍学共同の道を歩ませようとするものであ

¹¹ 高柳シンジ「グローバル人材育成と切り捨てられるノン・エリート」『前衛』2014年7月、189-201頁。

¹² 予算の競争化を特徴とする現在の大学改革の注目すべき動向としてリーディング大学院がある。これをめぐる諸問題については本項末に補論として述べる。

り、国家が大学を従属させ、かつ戦争に加担しかねないものである。

③ 国旗・国歌要請によるナショナリズムの高揚

2015年4月9日の参議員予算委員会において、安倍首相は「(国立大学が)税金によって賄われているということに鑑みれば新教育基本法の方針にのっとって正しく実施されるべき」と答弁した。その後、同年6月16日、下村文部科学大臣(当時)は国立大学に対して入学式・卒業式での国旗掲揚・国歌斉唱を「要請」し¹³、翌年2月21日、馳文部科学大臣は、岐阜大学が卒業式に「君が代」を斉唱しない方針を示したことについて、「国立大として運営費交付金が投入されている中であえてそういう表現をすることは、私の感覚からするとちょっと恥ずかしい」として批判した¹⁴。教育基本法に国旗掲揚・国歌斉唱を義務付ける文言はなく、大学によっては校旗の掲揚、校歌の斉唱によって入学生・卒業生を祝ってきたが、なぜ国旗掲揚・国歌斉唱を行わなければならないのだろうか。

これらの発言は、国立大学は税金によって賄われているため、国の方針(それは愛国心教育を指す)に従わなければならないという論理に着目すべきである。確かに、国立大学は税金で賄われている以上、社会的責任を果たすことが求められる。しかし、入学式・卒業式などの行事を含め、大学の運営に関する意思決定を個々の大学が行うことに何の問題もなく、また、大学における意思決定は他ならぬ国民によって行われており、国の指示を待たずとも民主的に合意形成されている。国は国民の教育を受ける権利を保障するための条件整備義務を負っているのであり、大学の運営に関して命令する権限をもっておらず、ましてや国民の心をコントロールする権限もない。国家が半ば強制的に国旗掲揚・国歌斉唱を行わせることの合理性は、税金で賄われているという理由からは説明できず、そもそも憲法の保障する思想・良心の自由に反している。

(2) 受益者負担主義に基づく大学財政制度改革

財政制度等審議会財政制度分科会(以下、財制審)は2015年10月26日に国立大学法人運営費交付金のあり方に関する提言を出した。財制審は、①国立大学の志願者の倍率の低下、②学生数に対する教員数の比率の高さ、③財源の多様化が進んでいないことを根拠として国立大学の規模縮小を検討している¹⁵。

①、②に関して、今年度の全院協による財務省要請において、学生に対して大学が多すぎるという論理であるのか確認したところ、資金の効率的な配分と人口比から見た適正な大学生数及び教員数のデザインを示すことが求められるとの回答があった¹⁶。倍率の低下や教員数の増加は、高等教育の機会を拡大し、教育研究の質を向上させる点で本来的には望ましいものであるが、財務省としては国立大学の規模の維持が民業圧迫につながるという懸念から、大学生数を一定割合以下に制限したいという考えが前提にある。

¹³ 朝日新聞デジタル「卒業・入学式での国旗国歌、86国立大に要請 文科相」2015年6月17日。
<http://www.asahi.com/articles/ASH6J4JPSH6JUTIL02J.html> (2016年3月3日確認)

¹⁴ 朝日新聞デジタル「岐阜大が国歌斉唱しない方針 馳文科相『恥ずかしい』」2016年2月21日。
<http://www.asahi.com/articles/ASJ2P5GMFJ2PUTFK003.html> (2016年3月5日確認)

¹⁵ 文部科学省「参考資料 財政制度等審議会財政制度分科会において示された資料」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/icsFiles/afieldfile/2015/10/30/1363409_8-2.pdf (2016年3月3日確認)

¹⁶ 全院協ニュース、第247号、2015年2月15日。

また③の自己収入の増加に関しては、授業料・寄付・産学連携をその内容としているが、上述した運営費交付金の傾斜的配分の責任は文部科学省に、自己収入の増加についての責任は大学に負わせるという趣旨の回答のみで、削減ありきの議論であった¹⁷。その一方、論文や研究成果によって評価することの重要性や、外部資金を獲得しにくい学部への配慮、教職員の多忙化に対する配慮が必要であることは認めているようである。ただし、現在の抑制策が授業料値上げに直結するという指摘について頑なに認めなかった点は理解に苦しむ。高等教育への公的支出が国際的に見て少ないことは事実であり、長期に渡る交付金・補助金の削減に加え、これ以上の国庫支出の削減は、高等教育の私費負担を要求していることと同じである。現在の大学財政改革は、高等教育の漸進的無償化を定める国際人権 A 規約第 13 条 2 項 (c) の趣旨に反するだけでなく、「大学改革」の安定的な遂行さえも危うくするという自己矛盾をもはらんでいる。高等教育に対する認識の根本的な転換が求められている。

第 3 項 現在の大学院生の置かれた状況

大学改革の矛盾は大学院生に対する負担として現実化している。我々全院協の行った「2015 年度大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査」(以下、「アンケート」) から、大学院生の 3 人に 2 人がアルバイトを行っており、そのうち約半分が週 10 時間以上のアルバイトを行っていることが分かった。この負担が大学院生の研究活動にとって大きな障害となっており、大学院生の 4 人に 1 人がアルバイトが原因で研究時間を確保できていないと感じている。また、奨学金の借入額に着目すると、大学院生の約半数が奨学金を借入し、そのうち 4 人に 1 人が 500 万円以上の借金を負っていることが分かった。財務省の要求する国立大学の自己収入の増加が授業料値上げに直結した場合、アルバイトを強いられる大学院生の割合や奨学金借入額がさらに高まることが予想される。

さらに、現在の大学院生の精神的負担は極めて重い。奨学金借入経験者の 84.6%が返済への不安を抱いており、過去のアンケートと比較して最も高い数値であった。また、成果主義・業績主義的な風潮からくる負担感を感じている大学院生は 73.6%に上り、これも過去のアンケートと比較して最も高い数値であった。こうした数値は公的支出の更なる削減と競争的資金の獲得などの影響が、大学院生にまで波及していることを示している。このように現在の大学改革は、大学院生の経済的・精神的負担を益々増大させており、学問研究に真摯に取り組む大学院生の人格と尊厳を侵害するような状況を生み出している。こうした状況に陥った原因は、国庫支出の削減を図る受益者負担主義に基づく大学財政制度改革と、現実の問題を直視しない上意下達の結果主義的な高等教育政策にあるのではないだろうか。

第 4 項 2015 年度収入・運営費交付金

2015 年度の国立大学法人の予算収入は、運営費交付金が 1 兆 945 億円 (44.4%)、自己収入等が、1 兆 3705 億円 (55.6%) であり、自己収入の内訳としては、授業料及び入学検定料が 3666 億円 (14.9%)、附属病院収入が 9786 億 (39.7%) 雑収入が 253 億円 (1.0%) となっている。

2015 年度の運営費交付金は、1 兆 945 億であり、2014 年度が 1 兆 1122 億円であったので、昨年度と比較して、177 億円の減額となった。この原因として、大規模先端研究プロジェクトに関する「補助金」の創設に伴う、「運営費交付金」削減があげられる。国立大学法人等 90 法人のうち、配布額上位 10 大学 (東京、京都、東北、大阪、九州、筑波、北海道、名古屋、広島、東京工業大) で全体の 42.1%を占め

¹⁷ 同上書。

ており、上位と下位との格差は強固に存在している。また 2015 年度は「国立大学の機能強化」として、予算額 156 億円が計上された（昨年度 102.6%増）。これは国立大学の機能強化を推進するために、教育研究組織の再編成等を積極的に取り組む大学に重点配分するものであり、大学改革の推進材として傾斜的に配分されるものである。分配された大学は 14 年度からの 18 大学に加え、11 大学・1 研究機構と増加された。

先述したが大規模先端研究プロジェクトである「共同利用・共同研究体制の強化・充実」が 2014 年度会計より 4 億円微増している。これは、部署や大学の枠を超えた研究所・研究センター等における新たな拠点の形成に資する取り組みに対して重点配分することで、研究拠点の形成から発展・教科まで本態性を充実し、我が国の強み・特性を生かした研究水準の向上を図るものである。しかし、これは一般的に「補助金」として考えられる。その結果として「運営費交付金」を削られることになったと考えられる。

また、国立大学改革強化促進事業として、運営費交付金とは別に国立大学改革強化推進補助金が昨年度から 12 億円減額の 126 億円計上され、国立大学改革基盤強化促進費は 6 億円減額の 42 億円となった。この促進事業は国立大学改革プランをもとに、ミッションの再定義で明らかにされた各国公立の持つ強みや特色、社会的役割を中心に具体的な改革構想をさらに加速化するための重点支援である。特に学長のリーダーシップのもと、ガバナンス改革に取り組む、学内資源の配分や人材の新陳代謝などの先導的な取り組みを集中的かつ重点的に支援する、傾斜的な補助金制度となっている。安定した大学運営を行うために、トップダウン方式の運営がますます加速されることが危惧される。大学経営という問題を突き付けられ、予算を盾に国立大学改革を自発的に行わせる思惑が、予算からも示唆される。大学「経営陣」は、国が求める研究をさらに進め、トップダウンを推し進める改革を行う可能性がある。

第 5 項 2016 年度国立大学予算の概要

2016 年度の予算では 1 兆 945 億円の運営費交付金が予算請求された。これは前年度と比較して変化しなかった。しかし、内訳として機能強化の方向性に応じた重点支援が 308 億円新規に計上している。これは各大学の機能強化の方向性に応じた取り組みをきめ細かく支援するために、国立大学法人運営費交付金の中に 3 つの重点支援の枠組みを新設し、国立大学改革をさらに加速させるものである。重点支援分野は地域型、中核型、卓越型に分けられる。またマネジメント改革の推進として、学長の裁量による経費を新設した。共同利用・共同研究体制の強化は概算要求では、388 億円計上されていたが、予算では 68 億円と微増となった。内容としては共同研究体制の確立であり前年度と目的は変化していない

学術研究の大型プロジェクトの推進として、238 億円が計上された。また 2015 年度までの国立経営力強化促進事業は、80 億円と大幅減額に至った。これは交付金を改革に集中させる狙いがあると考えられる。

補論 リーディング大学院をめぐる諸問題

近年の大学院改革の動きで注目すべき動向にリーディング大学院がある。これは 2012 年の「大学改革実行プラン」でも位置づけられ、「グローバル人材」の育成のために特別の予算措置を行うものである。所属大学の大学院生から選抜を行い、学振相当額の奨学金を給付して本来の専攻とは別に特別のカリキュラムを組むタイプのものが多いようである。これは典型的な競争的資金事業であり、年間 187 億円が

投入されている。現在、のべ37大学54件が採択されているが、東京大学7件、名古屋大学6件、京都大学5件、東京工業大学・大阪大学4件、九州大学3件など特定の大学に採択が集中している。また、中間評価に注目すると、大企業や海外の機関と結びついたプロジェクトが高い評価を得る傾向があり、リーディング大学院が目指す方向性を窺うことができる。

リーディング大学院は、京都大学の全寮制で語学重視のプログラムを組んだ思修館などが話題を呼んだが、その実態はどのようなものか。大学院生に生活保障型の給付型奨学金が支給され、経済的に苦しむ多くの大学院生や留学生を支えているという積極面も存在する。他方で、単純計算で一人当たりのべ数千万円をつぎ込む極端な傾斜配分予算であり、正規の所属専攻に加えて特別なカリキュラムをこなさなければならないという多忙化を招いている面もある。一部のリーディング大学院では途中でプログラムから離脱する割合が高いところも存在する（事務局員ヒアリング）。この動向は、予算の競争化が進む今日の大学院改革を考える上で重要な論点を示していると言えよう。

参考資料

〈声明〉学問の自由と大学の自治の破壊に反対し、高等教育政策の抜本的転換を求める

この間、国立大学のガバナンス改革や運営費交付金削減を通じて、国立大学運営に政府・文科省の意思を色濃く反映させるような政策が取られてきた。大学の自治を軽視し、学問の自由を侵害するものとして許すことはできない。一方大学院生においても、経済的困窮や重い研究費負担の中で、自由に学び研究することに障害を感じており、総じて憲法第23条で保障された学問の自由を奪うものである。

全国大学院生協議会（以下、全院協）は、日本政府・文部科学省に対し、すべての大学に「大学の自治」と「学問の自由」を保障するよう強く求める。

1. 運営費交付金の削減を通じた大学改革に反対する

①「ガバナンス改革」の下での大学の自治の形骸化

2015年4月、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」が施行された。2014年8月29日には、各大学の学長に対して、本法の施行にあたって内部規則等の総点検・見直しの実施を求める連絡が出され、具体的な確認事項や留意事項を示すチェックリストが添えられた。

本法では、それまでの学校教育法第93条の「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」という規定を破棄し、教授会を「意見を述べる」だけの諮問機関とした上、教育研究費の配分、人事、学部長の選任、学部・学科の廃止などといった重要な事項についても、学長の裁量に一切を委ねるものとした。また国立大学法人改定法では、学長決定権の全てをごく少数の者からなる学長選考会議に与えるものとなった上、第20条3項の「国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関」たる経営協議会の委員における学外者の数が、「二分の一以上」から「過半数」に変更された。これらは学校教育法の改定と相まって、経営に関する重要事項の決定を、学外者に委ねることを意味している。

以上の一連の動きにより、日本国憲法で規定される「学問の自由」を保障するものとして「大学の自治」と教授会審議を尊重してきた戦後日本の大学観は、根底から覆された。現在、②～④で述べるように急激な大学改革が行われようとしており、これらが学生、大学院生、教授会をはじめとする学内の意思に反する形で行われてしまうことに、強い危惧の念を表す。全院協は、教授会自治はもちろんのこ

と、大学院生を含む全構成員による大学の自治という理想を追求すべきと考え、本法制の見直しを強く求める。

②国立大学人文系学部の見直し・廃止通知

文部科学大臣は、2015年6月8日、各国立大学法人に対し、「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」の通知を行った。通知では、人文社会科学系や教員養成系の学部・大学院について「組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組む」と明記した。これを受け、文系学部のある全国の国立大学60校のうち、半数近い26校が2016年度以降文系学部の改廃を計画していることが明らかとなった¹⁸。一例として弘前大学は2016年度より教育学の定員70人削減・人文学部の人文社会科学部への改編・定員80人削減、理工学部の定員60人増という改革をすることになっている¹⁹。

人文社会科学の存在意義は、社会を批判的にとらえる研究、文化の多様性をはぐくむ研究であり、これこそ社会の進歩のために不可欠である。経団連も声明の中で分野横断的な発想をできる人物を求めており、大学の主体的な取り組みを最大限尊重するよう指摘している²⁰。人文社会科学系を軽視するような政策は許されるものではない。

この間、文部科学大臣の会見の中で、本通知にもともと人文科学系全般の見直しの意図はなく、言葉のミスがあったとの発言があった。しかし近年の基盤的経費削減・大学改革の中で、実際に人文社会科学系が冷遇されてきたこと、たとえミスであっても文科省の通知が大きな強制力を持ちうることは否定出来ない。このことは先述の例のように、人文社会科学系を廃止し理工系へ転換する動きが見られたことに、如実に表れている。

全院協は、この文科省通知を撤回するとともに、抜本的な基盤的予算の措置を行い、人文社会科学系廃止に歯止めをかけることを求める。

③軍学共同

2014年4月に「武器輸出三原則」を事実上撤廃し、「防衛装備移転三原則」が策定され、一定条件が満たされれば武器の輸出が許可されることになった。これを背景に、大学に対しても軍学共同が推進されている。防衛省の2016年度概算要求でも、「防衛装備品への適用面から着目される大学、国立研究開発法人などの研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望である芽出し研究を育成するためのファンディング制度」を推進するなど、防衛省の競争的資金制度が設立され、今年は9件が採用された。重大なのは、最初から軍事転用を目的としており、今回採択されたもののうち4件が大学であることである。さらに2015年10月には防衛省の外局である防衛装備庁が発足し、こういった流れは加速している。

戦前の日本は、大学が「国家ノ須要ニ応スル」ために設置され（帝国大学令）、戦中は国家総動員体制の下、学問も否応なく軍事に動員された。例えば、東京帝国大学（当時）は軍の全面的援助を受け、工学部の定員を倍にして分け、時間割には軍事兵器の科目やすぐに軍事転用可能な航空学科や電気工学関係の学科が新設された²¹。軍が技術者を必要としたのは、新兵器によって「効率的かつ有利に」戦争を進

¹⁸ 2015年8月24日付『読売新聞』参照。

¹⁹ 2015年9月22日付『朝日新聞』ほか参照。

²⁰ 2015年9月10日付『朝日新聞』ほか参照。

²¹ 2015年8月12日付『朝日新聞』参照。

めようとしたため、徴兵によるベテラン不足から大学での育成にかじを切ったという事情があった。戦後には、侵略戦争に大学が加担したという痛切な反省に立ち、1950年の日本学術会議声明では、「戦争を目的とする科学の研究には絶対に従わない」という固い決意を表明した。今回の動きは、基盤的な資金を削減し、競争的資金を増やす中で大学に「自発的に」軍学共同の道を歩ませようとするものであり、議会制民主主義を軽視するやり方で成立させた安全保障関連法と連関し、国家が大学を従属させ、かつ戦争に加担しかねないものである。全院協はこの施策に対し、強い危惧を表明する。

④国旗国歌要請

2015年4月9日の参議院予算委員会で、安倍晋三首相が「(国立大学が)税金によって賄われているということに鑑みれば新教育基本法の方針にのっとって正しく実施されるべき」と答弁したことに端を発し、同年6月16日、下村文部科学大臣(当時)が国立大学に対して入学式・卒業式での国旗掲揚・国歌斉唱の「要請」を行った。下村大臣は「要請」にすぎないとしているが、国立大学運営費交付金削減・傾斜的配分の強化によって、大学が補助金に依存せざるを得ない状況に追い込まれている中で、この「要請」が強制力を持つことは明白である。実際に朝日新聞の調査によると、回答のあった77大学のうち、「要請」による影響があると答えた大学は38大学だった²²。

言うまでもなく、国旗国歌に対し個人がどのような姿勢を取るかは日本国憲法に定められる思想・良心の自由である。こと戦前戦中に「日章旗」「君が代」が国民統制と侵略戦争遂行に利用されたことにより、国の内外を問わず抵抗感を感じる国民は少なからず存在している。また現在大学には、国籍の異なる留学生や教員が多く在籍しており、彼らに一樣に求めることにも大きな疑問が残る。文科省の資料においても、国歌斉唱と国旗掲揚は少なくとも国際慣行となっていない²³ことは明らかであり、この意味でも、国旗国歌を強制する必要性はないと考える。

また、安倍晋三首相の「(国立大学が)税金によって賄われているということに鑑みれば新教育基本法の方針にのっとって正しく実施されるべき」という発言も大きな問題である。教育基本法には、第2条第5項に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」という記載があるだけで、これは特定の行為を強制するものではない。さらに同法の第7条第2項には「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」という規定があり、「税金によって賄われているということ」から、大学に時の政権の意図に従うよう強制することは到底許されることではない。

以上より、国立大学への国旗・国歌強制の「要請」は思想・信条の自由の保証の上で問題があり、また大学の自治に露骨に介入し学問の自由を脅かすものであったとして、その見直しを求める。

2. 学費値上げに反対し、経済的負担の軽減を求める

これまで全院協は、アンケート調査等を通じて、大学院生の置かれている経済的実態を明らかにしてきた。今、高い学費と乏しい奨学金の中で、多くの大学院生が研究生活に支障を感じている。

全院協の2015年度アンケート調査においては、50.2%の大学院生が貸与型奨学金の借入経験があり、その約4人に1人が500万円以上の借入をしていた。大学院生が高額の借金を背負うことは精神的負担

²² 2015年6月12日付『朝日新聞』朝刊。

²³ 外国における国旗国歌の取り扱い(文科省関連資料)

<http://web.archive.org/web/20020820201859/> http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/11/09/990906i.htm
2015年8月6日参照。

が大きく、博士課程以上では、奨学金利用者の 8 割以上が返済に不安を抱えていた。こうした不安を抱える中で、有利子であるなら奨学金を借りることは諦め、アルバイトによって研究費や生活費を稼ぐ大学院生も多い。

大学院生の 60.2%がアルバイトをしているが、9 割が生活費と研究費を賄うためと回答している。研究時間が十分取れない理由として、アルバイトという回答が最も多かった。これは大学院生が、アルバイトによって本分の学業や研究に打ち込めないという深刻な事態を如実に示している。

日本は 2012 年 9 月 11 日に国際人権 A 規約第 13 条 2 項 (c) にある、高等教育の無償化留保の撤回しており、それを実現する政策をする責務を負っている。また OECD 加盟 34 か国のうち、学費無償化と給付型奨学金の両者を備える国が 16 か国、どちらかを備える国が 17 か国であり、日本はそのどちらもないという極めて遅れた状況にある。この国際公約に背を向けず、向き合うことが求められている。

しかし 2015 年 5 月 11 日、財政制度等審議会にて、教育環境の改善を名目に国立大学の授業料を私立大学並みに引き上げることが要求された。ここまでで述べたように、学費負担軽減は国際的な潮流であるとともに、大学院生の切実な要求である。国立大学運営費交付金削減と並行して学費値上げという「大学改革」を要求することは、研究費や書籍費、授業料をまかなうためにアルバイトをせざるを得ない大学院生の状況を鑑みると、到底許されることではない。授業料標準額の値上げではなく値下げに踏み出せるよう、高等教育予算の抜本的な増額を求める。

また同時に、貸与型奨学金では大学院生の経済的支援として極めて不十分であり、給付型奨学金の創設が求められている。しかし 2016 年度文部科学省概算要求では、給付型奨学金については言及すらされていない。所得連動返還型奨学金の完備を優先としているが、この制度はマイナンバー制度を前提とした設計であるため、その完備を待つて給付型奨学金の議論を再開することは遅きに失している。一刻も早く、給付型奨学金を創設することを求める。

2015 年 10 月 31 日 全国大学院生協議会

第2節 学費・奨学金

第1項 大学生・大学院生の学費負担の実態

私立大学並びに大学院の初年度納付金は2014年度現在、私立大学平均で131万円、同大学院で103万円である²⁴。また、私立大学の授業料は前年度比0.5%増となっている。同様に、国立大学の初年度納付金は83.5万円²⁵、公立大学平均で地域内進学で78.6万円、地域外進学で95.3万円、大学院では地域内進学が79.6万円、地域外進学で93万円である²⁶。日本学生支援機構(以下、機構)の「平成24年度学生生活調査」²⁷によると、大学院生の支出に占める学費と生活費は、それぞれ78.8万円と94.7万円(修士課程平均)、72.0万円と139.9万円(博士課程平均)であり、支出に占める学費の割合の高さがうかがえる。特に、修学費・課外活動費・通学費が修士課程平均で15.1万円であるのに対して博士課程では24.2万円と、授業料以外の就学に必要な費用が重い。安定した収入の無いことが多い大学院生にとって、それを賄う手段は乏しい。同調査によると、大学院生の収入に占めるアルバイトと奨学金の割合はそれぞれ、14.4%と29.0%(修士課程)、21.6%と38.3%(博士課程)となっている。

「アンケート」では、大学院生の69.0%が何らかのアルバイト(RA²⁸、非常勤講師含む)に従事し、うち実に3人に1人の割合で週10時間以上のアルバイトに従事しているという結果が出た。しかもそのアルバイトの目的は、91.5%が「生活費・学費・研究費を賄うため」と回答している。このアルバイトによって研究時間が割かれる、経済的負担によって研究自体に悪影響が出るという深刻な事態も明らかとなっている。そこでは、65.7%の大学院生が何らかの影響を受けており、その理由は、「アルバイトやTA²⁹をしなくてはならない」40.1%、「研究の書籍・資料を購入できない」36.9%、「学会・研究会に行けない」27.1%などとなっており、アルバイトによって研究時間が十分に確保できない割合も27.5%と昨年度(同25.5%)より増加している。

第2項 奨学金利用の現状

今日、奨学金を借り入れている学生の割合は52.5%(2012年)であり、その多くが日本学生支援機構の奨学金を借り入れている。上述の「平成24年度学生生活調査」によると、奨学金受給者の割合は、修士課程で60.5%、博士課程で66.2%である。また、平成26年度版「JASSO年報」によると、2014年度の新規大学院奨学生採用者数は第一種奨学金(第一種)が28,740人、第二種奨学金(第二種)が7,477人である。うち修士課程では第一種25,674人、第二種7,185人であり、博士課程ではそれぞれ3,066人と292人である³⁰。全院協の「アンケート」によれば、300万円以上奨学金を借り入れている大学院生は、約半数の

²⁴ 文部科学省「私立大学等の平成26年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1365662.htm 2016年2月20日閲覧。

²⁵ 文部科学省「平成22年度国立大学の授業料、入学金及び検定料の調査結果について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1293385.htm 2016年2月20日閲覧。

²⁶ 文部科学省「平成27年度学生納付金調査結果」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/09/28/1284481_06_1.pdf 2016年2月20日閲覧。

²⁷ 日本学生支援機構「平成24年度学生生活調査について」
http://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/12.html 2016年2月20日閲覧。

²⁸ Research Assistant。研究補助員制度のこと。大学教員の研究補助者として大学院生が雇用される。

²⁹ Teaching Assistant。大学院生が学部学生に対し実験・演習等の教育補助業務を行い、これに対して手当てし、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的とした制度。

³⁰ 日本学生支援機構「平成26年度JASSO年報」

49.5%、500万円以上借り入れている大学院生も25.3%、12.7%は700万円以上の奨学金返済を抱えている。

一方で、奨学金の延滞者は深刻な状況におかれ、債務奴隷化している。学生支援機構の「平成25年度奨学金の延滞者に関する属性調査」によると、無延滞者では年収200万円未満が31.4%であるのに対して、奨学金の延滞が3か月以上続く延滞者では58.4%という貧困状態にある。すなわち、延滞者の多くが貧困ゆえに返したくても返せない状況にある。後述するように非正規雇用が急激に増加し、かつ不安定雇用が固定化するような政策による帰結であり、借りる者にとっては極めてリスクなものとなっている。また、延滞が始まった理由は「家計の収入が減った」が72.9%で最も多く、延滞が継続している理由も「本人が低所得」が51.1%、返済猶予制度を申請しない理由については、「すでに返済猶予期間(通算60か月)を利用してしまい、利用できないため」が41.1%で最多となっている³¹。ここからわかることは、自己責任ですらなく、現在検討が進められているように所得ゼロでも返還させるという案は、後述するようなマイナンバー制度の危険性と相まって奨学金借入者の債務奴隷化を一層進めるものといわねばならない。

所得連動型奨学金制度の導入に関する有識者会議が返済遵守の義務化に陥っているのは、次の文章からも読み取ることができる。「…奨学金事業を若い世代への投資ととらえ、卒業後所得が低い返還者からの返済額は抑えつつ、所得の高い返還者からより多くの金額を納めてもらうことにより、所得の再分配が図られる仕組みについて検討が必要³²である。」負担軽減よりも返済遵守が自己目的化していることに暗澹たる気持ちになる。また、2015年10月より奨学金から塾代を出す場合は生活保護費が減額されないが、大学などの入学金を奨学金で支払う場合は生活保護費が減額されるという不当な制度も残っており、人権侵害はいまだ続いているといえよう。

第3項 学費・奨学金制度をめぐる諸問題

学費・奨学金をめぐる現状は、悲惨というほかない。ここでは、日本がいかにか立ち遅れているのか、そもそも前提条件が共有されていない現状について触れたい。

第一に、受益者負担論である。受益者負担論とは、高等教育を受ける者を「受益者」とみなし、個人が利益を受けるのだから高額な学費負担も仕方がない、という考え方である。ところが、これには大学における教育と学問にかんする公共的な役割がまったく踏まえられていない。まず、教育とは、次世代を担う人々を養成する営み³³であって、その結果生まれた利益は社会に還元される。その意味で、教育への投資は公共の負担と考えるのがヨーロッパでの共通理念である。日本ではこうした考え方が弱く、受益者負担論の論調が強い傾向にあるが、近年は初等教育の原則無償化や、所得制限付きながらも高等学校等の無償化が実現し、受益者負担論の克服へ向けた展望も見出すことができる³⁴。加えて今日、経済格

http://www.jasso.go.jp/about/organization/publication/_icsFiles/afieldfile/2016/01/08/annrep14_1.pdf
2016年2月21日閲覧。

³¹ 日本学生支援機構「平成25年度奨学金の延滞者に関する属性調査」

http://www.jasso.go.jp/about/statistics/zokusei_chosa/_icsFiles/afieldfile/2015/12/04/h25zokuseichosa_gaiyo.pdf 2016年2月21日閲覧。

³² 原文ママ、傍線は引用者。

³³ 池内了『大学と科学の岐路』東洋書店、2015年、67頁；田中正和「日本の学術研究と私立大学」『経済』2014年10月号(No.229)新日本出版社、125-126頁。

³⁴ 高校以外に中等教育学校後期課程・特別支援学校等課程・高等専門学校前期課程などが含まれるので、「高

差が教育格差に直結し、それが貧困の世代間連鎖へとつながっている現状は明らかである。「アンケート」を見ても、学費負担に関する自由記述が8割以上であり、「親がこれ以上奨学金を借りることに反対する」、「身近な人で進学をあきらめた」という回答が多くみられる。国立大学もそうだが、私立大学も資金削減の荒波にさらされており、特に私立大学は設置数・学生数を単純比較すると4分の3近くを占めるにもかかわらず、負担は学生の授業料へと転嫁されている。欧州では公立・国立大学が一般的であり、ここでも公共性の欠如が表れている。

第二に、奨学金延滞者のブラックリスト化と新たな奨学金制度の問題がある。ブラックリスト化により、先述のような「返したくても返せない」状況にあるにもかかわらず返済取り立てを行い、奨学金訴訟は8年前の100倍になり³⁵、かつブラックリストに載ってしまえば銀行等でのカードが使えなくなり、ますます不利益を被るという悪循環が生まれている。加えて、新たな奨学金制度としてマイナンバー制度を利用した所得連動型奨学金の創設が来年度より始まるという。マイナンバー制度は、受注をめぐる癒着事件や著しい遅配などで話題になっているが、とりもなおさず、本質的な危険性が指摘されている。所得を含め、維持管理に巨額の税金が投入される性格を持ち、すでに導入されている韓国・英国・米国でも批判が絶えない。また、なりすまし犯罪やサイバー犯罪への対策の不十分さ、国民への制度導入の説明の不十分さなどへの批判もあり、「見切り発車」との声も高い。来年度より導入が検討される予定の所得連動型奨学金は、マイナンバーによって所得を把握したうえで、年収150万円以下の人は最低月額2000～3000円を支払い、一般課税所得者は所得の9～10%を返済額とするというものである³⁶。この最低返還額当たるのは、ニート、フリーター、パートタイム労働者、65歳以上の定年退職者とされているが、親や配偶者に返還を義務付ける家族主義³⁷の導入も検討されている。

第三に、OECDによると、高等教育の状況は、①低授業料・高補助(北欧諸国、ドイツ)、②高授業料・高補助(イギリス、アメリカ、オーストラリアなど)、③低授業料・低補助(オーストリア、フランス、スペインなど)、④高授業料・低補助(日本、韓国、チリ)の4つに分類できる。しかしながら、同じ④の中でも日本の後進性は異常といえる。韓国では、2008年度より給付型奨学金制度を生活保護世帯から開始し、対象を低所得層、中間所得層へと広げている³⁸。チリでは、2015年度に学費無償化を推進することを決定し、2016年度から導入することを決定している。現在は国立大学のみ対象としているが、順次拡大していくという。具体的には世帯収入が下位50%以内の学生を対象とし、段階的に拡充していくが、注目すべきは、チリ財界も無償化が将来の発展につながることを認め、大きな反対をしなかったという点である³⁹。この意味でも、教育の全面的無償化は国際的潮流である。しかし、OECDでの対GDP比における教育への公的支出を見ると、日本はOECD平均が4.7%なのに対し3.5%となっており、高等教育

等学校等」とした。

³⁵ 2014年10月8日付『朝日新聞』朝刊ほか参照。

³⁶ 「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について(第一次まとめ) (素案)」
<file:///C:/Users/e5u6l8e0/Downloads/m18500081101.pdf> 2016年2月21日閲覧。

³⁷ 例えば、「専業主婦は一生奨学金を返さないのか。それはモラル崩壊を招く」という議論もなされている。ここから見える問題点は、①貧困家庭の場合、親の所得も期待できず、その場合親の生活保護費等からの返還も想定される。②結婚に悪影響をきたす、③奨学金の返済猶予期間を使い切ってしまう、返済不能に陥る人がさらに増加する、などである。

³⁸ 以上、国立国会図書館調査「諸外国における大学の授業料と奨学金」参照。

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9426694_po_0869.pdf?contentNo=1&alternativeNo= 2016年2月21日閲覧。

³⁹ 2015年12月13日並びに2016年2月12日付『しんぶん赤旗』朝刊参照。

に限ると 0.5%で OECD の半分となっている。加盟国のうち学費無償化・給付型奨学金双方を備える国が 16 개국、どちらか一方を備えるのが 17 개국あり、どちらも無いというのは日本のみである⁴⁰。以上の点で、日本が極めて後進的であるといえることができる。

第 4 項 政治情勢

2015 年度の政治情勢の変化はどのようなものであったか。2012 年に国際人権 A 規約第 13 条 2 項 (c) をようやく撤回したことにより、高等教育の漸進的無償化が政府の責任となったことは、奨学金の改善や拡充を求める運動が広く運動を展開し、それが結実したことが背景にある。しかしながら留保撤回から早くも 3 年が経過したが、いまだ財源論を持ち出して給付型奨学金制度の創設や学費の値下げを先送りし続けていることである。そんな中、学費をめぐる重大な出来事が起こった。すなわち、財務省が二度に渡り(5 月 11 日と 10 月 26 日)、国立大学授業料の値上げを要求したことである。このほか、私学助成をめぐる 1975 年に私立学校振興助成法が成立し、助成額を速やかに 2 分の 1 に引き上げるとしたものの、1980 年に 29.3%だったものが 2013 年には 10.3%に低下している⁴¹。以下、大学授業料値上げ要求の不当性と頻繁に持ち出される自己責任論の問題について考えてみたい。

(1) 大学授業料値上げの不当性

いかなる点で大学の授業料値上げが不当なのであろうか。以下、考察する。

第一に、経済状況についてである。現在国立大学の学費基準額は 538,500 円である。これに対し、私立大学は各大学の裁量に任されているため、国立大学並みのところから 100 万円を優に超える大学まで幅があるが⁴²、現在の平均額は約 86 万円である。高等教育政策において、後述するように日本は先進国を名乗りながら公的支出は最低レベルにあるが、これがどのような悪影響を与えているのか、以下今年度アンケート結果を中心に述べてみたい。

まず、年収についてであるが、一般労働者の年収は 1997 年と比較すると約 60 万円減となっている。さらに、2013 年度現在で 35.5%と先進国でもかなり高い割合に上っている非正規労働者の割合は⁴³、40.5%に達し⁴⁴、生活保護受給世帯は生活保護基準と就学援助が連動して引き下げられたにもかかわらず過去最高を更新している。

次に、学生の置かれている状態についてである。親の収入低下と連動し、学生の生活実態は食費を切り詰めざるを得ないなど悪化している⁴⁵。他にも、親の収入状況の悪化の一方で大学初年度納付金は下宿生を抱える家庭にとって大きな負担となっている。このように収入が減少しているにもかかわらず教育にかかる費用が増加傾向にあり、アルバイトに頼らざるを得ないという事情も存在する。さらにこの

⁴⁰ 国立国会図書館調査「諸外国における大学の授業料と奨学金」参照。

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9426694_po_0869.pdf?contentNo=1&alternativeNo= 2016 年 2 月 21 日閲覧。

⁴¹ 全国私立大学教授会連合「「私立学校振興助成法案」に対する付帯決議(1975(昭和 50)年 7 月 1 日 参議院文教委員会)」<http://renngou.kuronowish.com/sigakujoyoseihou.htm#futaiketugi> 2016 年 2 月 20 日閲覧。

⁴² 2015 年度「アンケート」参照。

⁴³ 2013 年現在の数字。同年の主要国の割合は、ドイツ 14.5%、フランス 13.5%、イギリス 5.7%などである。

⁴⁴ 厚生労働省「平成 26 年度就業形態の多様化に関する総合実態調査」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/keitai/14/dl/gaikyo.pdf> 2016 年 3 月 6 日閲覧。

⁴⁵ このような調査は、全国大学生生活協同組合連合会(大学生協連)、東京都私立大学教職員組合連合(東京私大教連)などの調査に詳しいので、そちらを参照されたい。

アルバイトで問題となるのは、ブラックアルバイトという社会問題である。「アンケート」によると、この結果、深刻な実態が浮かび上がった。大学・短大・高専計 1191 校を対象にした文部科学省の 2012 年度調査は、中退者数及びその理由について尋ねるというものであった。それによると、中退者は約 8 万人で前回調査より約 1 万 6000 人増えた。中退理由では、経済的理由が 20.4%で最多となり、これをさらに詳しく見ると国立で 11.6%に対し私立で 22.6%となっており、休学者でも経済的理由が最多となった。授業料滞納者も約 1 万人おり、私立が大半を占めている⁴⁶。地方と都市部の大学進学率格差も深刻である。学生の地元で希望する専攻がなく、経済的に上京するだけの余裕がない、という事例もある。

第二に、日本国憲法、国際人権規約、教育基本法に抵触しているという事実である。日本国憲法では、第 14 条 1 項に法の下での平等を定めており、人種、性別、信条その他経済的・社会的関係において差別されてはならないと定めている⁴⁷。次に、第 26 条で教育機会の均等を定めている⁴⁸。さらに改定教育基本法第 4 条において、具体的に経済困窮者への奨学の措置を定めている⁴⁹。2012 年にはようやく国際人権規約の高等教育の無償化の留保撤回を行った。しかしながら、教育に対する支出は増えるどころかむしろ削減対象となっており、2013 年には国連人権委員会から人権状況を国際レベルまで引き上げること、無償化措置を進めることを勧告されているにもかかわらず⁵⁰、第三項で触れたように無償化への歩みは全く進んでいないのが現状である。その結果、家計負担は重く、先のような状況となっている。そのうえ、2013 年に中央教育審議会の「基本計画」案は将来的に OECD 諸国並みの公財政出を行うことを掲げたにもかかわらず、安倍政権が最終的に閣議決定した「基本計画」はその目標を削除した。しかし、1999 年 12 月の国連社会権規約委員会の一般的意見 13 号によると、第一に無償教育には高等教育まで含まれ、その実現に向けた具体的な行動をとることが締約国の義務となる。第二に、無償化実現の義務は、可能な限り迅速かつ効果的に行動することである。第三に、無償化を定めた 13 条違反には全教育段階の漸進的無償化を実現するための「計画的、具体的かつ目標の明確な」措置を取らないことが含まれる。したがって、明確に憲法に抵触し、国際感覚と乖離しているといえる。2001 年には外務省が日本育英会(現・日本学生支援機構)の貸与型奨学金があるため、機会均等が図られているとしたが、国連社会権規約委員会より不十分であると勧告を受けている⁵¹。つまり、早期から日本の奨学金制度の不備が繰り返し指摘されてきたといえる。

第三に財務省の主張が財政削減の自己正当化に力点を置いているという事実である。財務省は文部科学省による学費値上げの試算を批判しながら、国立大学は交付金に依存する体質でよいのか、教員が多

⁴⁶ 2014 年 9 月 26 日付『朝日新聞』朝刊ほか、各紙報道参照。

⁴⁷ すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。

⁴⁸ 第 26 条第 1 項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」

⁴⁹ 改正教育基本法第 4 条 1 項「すべて国民は、ひとしくその能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」
同 3 項「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な者に対しては、奨学の措置を講じなければならない」

⁵⁰ 「勧告」は対象国に対応を促すだけで法的拘束力はない。

⁵¹ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第 16 条及び第 17 条に基づく第 2 回報告(外務省仮訳文)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b1_012.html#2-13-2、規約第 16 条及び第 17 条に基づく締約国により提出された報告の審査 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/kenkai.html> 2016 年 3 月 3 日閲覧。

すぎではないか、私立大学なみに授業料値上げを検討すべきでないか等の主張を行っている。こうした主張が今日の大学および大学院生の実態を見ず、国の責任を放棄するものであることは明らかである。そもそも、国の交付金を元に運営するのが国立大学法人であるが、実際には交付金は削減され続けて研究規模の維持や教育確保そのものが困難になりつつある。よしんば寄付金を集めることができても、その規模は大学間・大学内で格差が生じることは必至である。安定性・継続性の面でも不安が残り、したがって、必然的に自己収入、すなわち授業料に転嫁せざるを得ない。この意味で交付金削減が学費値上げに直結し、多くの大学と学生に悪影響を与えることは必至である。そうすると、すでに大学ごと、地方と都市圏で資本金の格差が生じ、大学進学率においても3割という格差が生じている中で、値上げスパイラルが復活することとなり、大学進学すら親の資力次第という、これまで述べてきた国際的な潮流にまさに逆行することになる。

(2) 抑圧の形態と論理

現在、社会は他者との関係性が著しく希薄化している。その背景にあるのが、1980年代以降(世界的に見れば1970年代も含む)進められてきた新自由主義的な政策の帰結である。新自由主義は、別名がリバタリアニズム(自由至上主義)と呼ばれ、かつ数ある自由の中でも私有財産並びに市場の自由に最高の価値を置く思想である⁵²。すなわち、近代以降追求されてきた「個人の尊厳」ではなく、「自分のものを好きにする権利」を至上の価値に置く⁵³。さらに、財産や能力など自己の所有物の最大化を目指す行為・動機が人間の本質であり、最大化を実現する手段が「競争」であり、「市場の自由」とされる。そして、この「市場の自由」を確保するためには、国家介入を極力否定する。最後に、この結果生まれる格差・貧困は競争的活力の源泉として有益だとみなされる⁵⁴。

このような思考形態を持つからこそ、新自由主義は社会集団を解体しようとし、人々を国家と個人に二元化しようとする。そうした意識を植え付けるために持ち出されたのが自己責任論である。さしあたり、次の機能が考えられる。①競争を当然かつ至上のこととする、②貧困などの競争での敗北を自己責任として受容させる、③社会的な問題の責任を個人の責任に転嫁する、④そうした論理をしみこませることで⑤抗議の意思と行動を封殺する⁵⁵。こうした論理によって個人を徹底的に分断し、他者と敵対的にすらすらする。そして、こうしたことがある期間続くと、その隷従状態にあることが「習慣」ないし「自然状態」となる⁵⁶。このように考えると、急進展する軍学共同はその典型例となるように思われる。実際に防衛省の競争的資金獲得制度はすでに始動しており、今後基盤的経費削減の動きが続き、奨学金制度も機能不全のままにおかれた場合、「自発的に」こうした「国家の論理」に絡めとられてしまう危険がある。今後ともそれを乗り越えるような論理の探求が求められる。

第5項 2015年度の運動と2016年度へ向けた展望

2015年度は、昨年同様に文部科学省レクチャー(9月28日)、省庁要請(12月3日、財務省・文部科学

⁵² 吉崎祥司『「自己責任論」をのりこえる 連帯と「社会的責任」の哲学』学習の友社、2015年、66頁。

⁵³ 専門用語では、これを「自己所有権」論という。

⁵⁴ 吉崎(2015)前掲書、76-77頁。

⁵⁵ 吉崎(2015)、前掲書11頁。

⁵⁶ このような習慣から派生する「自発的隷従」については、エティエンヌ・ド・ラ・ボエシ(西谷修監修、山上浩嗣訳)『自発的隷従論』筑摩書房(ちくま学芸文庫)、2013年参照。

省)、そして奨学金の会のほか、今年度より政党要請を行った民主党との政策立案会合に参加している。詳しくは他団体連携の項を参照されたい。一年間の運動を通じて、財務省の二度に渡る国立大学授業料値上げ要求に対して大学人をはじめ抗議の運動が高まり、これまでの運動体に加え、新たな団体との連携も生まれてきつつある。総じて学費・奨学金をめぐる政策・世論の動きは運動にとってプラスに傾きつつあると考えられる。以下、前進面と課題について考えてみたい。

第一に、学費・奨学金をめぐる動きは一見後退しているように見えるが、運動として広がりつつあるということである。後退しているように見える原因は、文部科学省の2016年度概算要求において給付型奨学金の文言が消えたことである。財務省はこれと併せて文部科学省が出した国立大学授業料の自己収入のみでの試算を執拗に攻撃している。財務省は、「概算要求に盛り込まれていないことは予算のつけようがない」「(文部科学省の)試算は非常に悪意を感じる」というものの、その論拠はこれまでの破綻済みの論理を機械的に繰り返すのみである。他方で文部科学省の側は「国立大学授業料の値上げには断固反対している」「(この間の改革の)しわ寄せが最も行っているのが学生・大学院生・若手研究者だ」と認め、給付型奨学金創設にある程度意欲が見られる。引き続き学生・大学院生の実態を省庁要請において訴えていくことが必要である。また、今年度は民主党・維新の党・日本共産党・社会民主党・公明党の与野党5政党という過去最多の政党要請を行うことができ、昨年度までよりも深入りした話ができたとと思われる。また、こうした与野党問わず賛同を示すということは、頑迷に反対し続ける財務省を除き、政治勢力としても学費負担軽減・奨学金拡充は多数派になりつつあるということの意味するだけでなく、国際的潮流に沿うものとしてわれわれ大学院生が「普通に生きられる権利」を確立する一歩となる。

第二に、非国家主体による独自の奨学金制度の創設の広がりである。現時点では、地方自治体(長野県、沖縄県、日光市など)、企業献金、運動団体、財団法人など多くの主体が独自の奨学金制度を創設・運用している。このほか、東京理科大のように博士後期課程の授業料を無償化する動きもある⁵⁷。もちろんこれはそれぞれの主体によって目的や機能、長所短所があるため、肯定的な面のみ見られないうえ、「自治体がやっているから国家としてやらなくてよい」という論調とのせめぎあいでもある⁵⁸。とはいえ、こうした制度は拡充すべきであり、また積極的な宣伝・活用も望まれるであろうし、必要や状況に応じた対応が全院協にも生まれると予想される。

第三に、政治的な関心のある人々と話していても、学費・奨学金問題がその他の問題との連関で語られていないことである。すなわち、個別の問題としてその理不尽さが把握されているにもかかわらず、それがどのようにその他の問題と結びつき、いかなる関係にあるのか、という点がまだ浸透していないと思われる。しかしながら、この間の安保法制をめぐる運動で原発問題や雇用、教育などと運動体を超えた結びつきが発展し、全て民主主義、国民主権にかかわるものだという認識が広まりつつある。だからこそ、大学とは何か、今何が問題なのか、ということを経済全体の中で考えることのできる運動が重要である。財政難だからこそ、その負担をすべて国民へ転嫁するのではなく、社会進歩への投資として位置づけること、学ぶ権利を守ることの重要性を訴えたい。

⁵⁷ 2015年8月19日付『朝日新聞』朝刊ほか各紙報道参照。

⁵⁸ 例えば、日本は疑似福祉国家だという議論がある。近代、特に第二次世界大戦以降は国家が社会権を保障するという福祉国家理念が一般的になったが、日本においては社会保障を企業中心に整備し、社会権を国家が保障するという意識が希薄であった。したがって、自立自助という自己責任論の蔓延を招いたと考えられる。

補論:「学生生活調査」から見る大学院生の経済的負担

日本学生支援機構の「学生生活調査」によれば大学院生の経済実態は 2000 年頃から悪化していたが、最新の 2012 年の調査からは下げ止まりの動向もうかがえる。2012 年の生活費は修士 173.6 万円、博士 212.0 万円（年間）であり、生活費に占める授業料の割合は国立修士 30.1%、国立博士 20.7%、私立修士 46.6%、私立博士 27.5%となっている。しかし、学費負担の国私間の差が広がり、収入を奨学金とアルバイトに頼る割合が増加していることは注意すべきである。また、家庭の年間収入における 400 万円以下の層が一貫して増加している。このことを踏まえると、大学院生の中で国立大と私立大および収入の多寡をめぐる格差が拡大していることが推測できる。

表 家庭の年間収入別大学院生数の割合（単位%）

区分	家庭の年間収入	2002	2004	2006	2008	2010	2012
修士	200 万円未満	3.7	5.2	5.0	4.0	5.6	6.4
	200～300 万円	3.4	4.4	4.4	4.2	5.2	5.3
	300～400 万円	5.7	6.4	6.2	7.0	6.6	9.0
	計	12.8	16.0	15.6	15.2	17.4	19.8
博士	200 万円未満	5.6	9.3	9.9	8.3	10.3	11.5
	200～300 万円	7.8	7.8	9.3	10.9	13.0	14.0
	300～400 万円	7.8	7.4	7.3	8.3	7.8	8.1
	計	21.2	24.5	26.5	27.5	31.1	42.3

（日本学生支援機構「学生生活調査」より作成）

第3節 就職難

昨今の大学院生の就職問題は、アカデミックポストを巡るものから始まり、一般就職や専門職大学院等まで多岐にわたる。最近の大卒の就職に関して、2015年12月1日時点での就職内定率はやや上昇し、リーマンショック以前の数値まで戻ったという事である⁵⁹。しかし、大学院生の就職は一般就職からアカデミック、専門職まで多様に存在することなどから多くの問題を抱えている。本項では昨今の大学院生の抱える就職事情、並びに政府の行っている主要政策等について考察していく。

第1項 就職状況

かつて日本では当たり前であった、終身雇用、年功序列制は持続性という意味での行き先が不透明であり、大学院進学を含め高等教育の推進による学歴の多様化や女性の社会進出など、人材の種類に幅が広がりはじめた。

毎年政府より発表される就職内定率⁶⁰であるが、昨今は増加傾向にあるものの、その中には非正規雇用、及び就職活動を途中であきらめたものは含まれていない。今年度全院協アンケートでは正規職に就けるか不安と回答した院生が68.4%も存在し、安定的な収入が得られるかが院生の大きな懸念事項になっていると言えよう。むしろ、大学院に限っていってみれば高い学費を払って教育を受けたものの、かえって就職のチャンスを失うこととなったとなれば本末転倒である。

大学院進学したとのキャリアとしてあげられる一つはアカデミックポストである。大学数の増加などにより、教員の絶対数⁶¹はわずかながら増えているものの、非正規雇用の割合が高まりつつあり、若手研究者の雇用の不安定さは深刻な状況をきわめている。さらには、政府主導で始まったポストクワン人計画の余波が未だに残っており、多くのポストクが過度の競争に直面している。ポストクの雇用に関しては企業側へのあっせんも行われてはいるが、未だ全く十分なものとは言えない。

現在は大学改革が政府主導の元で精力的に行われている。その中で就職に関連するものと言えば、企業の需要にあうように大学を改変し、いわば市場原理にのっとった学びの場を作ろうとしている。これは、特筆すべき例として、文科省主導による人文社会科学系学部の縮小・改変⁶²に見て取れ、我々の学問の自由を奪われかねない事態にもなっている本来大学と言うのはどのようなものために存在するかを再確認する必要がある。社会に役立つ有用な人材を育成するという社会的な要請もあるだろう。しかし、大学が社会、政府、教員、学生、院生など多様な立場の人たちによって民主的に成り立つことを考慮すれば、大学での若者の学びを保証する、学問を推進するという他の役割も忘れてはならない。昨今の首相による右傾化のことを考えると、国歌斉唱問題、安保法案の強行採決等があり大学の民主制が排除され、政府主導の大学運営に傾く事が最大の懸念事項と言える。

奨学金問題も無関係とはいえない、アカデミックポストは別として、一般就職を目指すものは就職する業界によって賃金・雇用体系は大きく異なってくる。しかし、多額の借金である奨学金を借り入れないといけない昨今からすれば、大学院生はできるだけその返済がしやすい、給与体系のい

⁵⁹日本経済新聞 HP (http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG20H5M_Q6A120C1000000/)参照、2016年3月10日確認。

⁶⁰ 文部科学省 HP (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/01/1366160.htm)参照、2016年3月10日確認。

⁶¹ 文部科学省 平成26年度学校基本調査より

⁶²文部科学省

HP(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2015/10/01/1362382_2.pdf) 参照、2016年3月10日確認。

い業界・企業に目を向けることであろう。この問題点としては、就職における職業選択の自由をゆがめかねないということである。

大学で自由に学び研究し、そして職を得たうえで安心した生活を送る。この当然の権利が、昨今雇用情勢の混乱により脅かされているのは痛恨の極みである。

第2項 政府による博士人材の追跡調査

今年度、博士号を得た人たちの追跡調査の結果を文部科学省の科学技術・学術政策研究所がまとめた⁶³。雇用先がアカデミアのうち約7割が任期制である。一方、民間企業の場合は、雇用先は大企業である場合が多く、全体で約87%が正社員である。アカデミックと非アカデミックの雇用形態に格差がみられた結果である。つまり、大学に残りアカデミック職に就くという選択をとれば、それだけ雇用が不安定になり、生活が脅かされうることを示している。

一年間の税込労働所得と処遇満足度では、年収300万以下の層が理系分野に比べて人文・社会学系において多かった。理系においては非正規雇用である者の、最低限の給与があるポストクの制度があるものの、人文・社会科学系では事実上学振PDを除いては制度がなく、ほとんどが非常勤講師として生計を立てなければいけないことに起因していることが考えられる。アカデミックを推進し、最低限の経済基盤を学問全分野で確立していくことが望ましい。

しかし、仕事満足度ではアカデミアのほうが非アカデミアよりも高かった。あくまでも、不安定な雇用でかつ十分な給与も得られない博士取得者の知的な好奇心、学問の探求心によってかろうじて世のアカデミックが保たれているという現状を示している。

女性研究者のキャリアとワークライフバランスでは、博士課程修了者のうち女性は約30%であり、雇用先がアカデミアである割合が約70%と、男性の約59%に比べ多い。しかし、昨今のアカデミックを目指す女性の雇用に関する保証も十分とは言い難い。もともと日本学術振興会特別研究員制度（以下、学振）PDの採用率が悪いのもあるが、出産を経験した女性を対象とした学振RPDの制度に関しても過大な競争がしかれており、本当に女性の活躍を支援する目的で機能しているのかは疑問が残る⁶⁴。特に出産育児では、アカデミックを目指す女性には時間的・肉体的な多くの負担がのしかかるうえ、多くの大学等には託児所が設置されてきてはいるものの、開設時間の関係でも十分に満足のいくものとは言い難いであろう。大学の研究は深夜に及ぶこともあり、アカデミックか結婚・出産かを選ばざるを得なくなることも予想できる。さらに、このように研究時間が制限されてくる中において過大な競争にさらされる現状は明らかに不平等である。しかし、このハンディキャップは採用の際にはほとんど考慮されないであろう。ただ託児所を設置しただけでは、女性のアカデミック就職までを考えてこの問題の解決には及ばない。

また、非アカデミアでは正規職の割合が約62%と男性の約83%に比べて大幅に低い。これも、博士号を取得する時期が、女性の結婚・出産時期に重なっていることから、企業側の人事における差別が働いている可能性もある。

⁶³ 科学技術・学術政策研究所 HP (<http://www.nistep.go.jp/archives/23876>)参照、2016年3月10日確認。

⁶⁴ 日本学術振興会 HP (https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_saiyo.html)参照、2016年3月10日確認。

第3項 専門職大学院の動向

専門職大学院のうち、ここ数年で急な政策変更等情勢が大きく動いているのが法科大学院である。法科大学院は、2002年に閣議決定された「司法制度改革推進計画」⁶⁵に端を発し、新司法試験制度導入と、さらなる需要が見込まれる法曹の養成の目的で設置されたものである。しかし、実際は当初目標とされた合格者数を大幅に下回ることになり、しまいには目標合格者数の削減という急な政策変更までなされ、多くの法科大学院生、並びに卒業生が路頭に迷う事態となった。さらに、全国にあった法科大学院においても募集停止が相次ぎ⁶⁶、今に至っている。また、当初の想定の上での法曹の需要の大幅な増加がなく、逆に供給過多による低収入な若手法曹が増加し、明らかな政策ミスであったと言える。法科大学院制度以前は、司法試験合格後の司法修習生に対し経済的支援存在したが現在は廃止されている⁶⁷。結果在学中の多額の奨学金という負債を抱えた貧困若手法曹を生む結果となった。また、他分野と違い、進学により将来的に就く職業分野が極めて限定される特殊性ゆえ、いわゆるつぶしがききにくい選択であるゆえに、多額の借金を抱えさせる現状は健全とは言えない。もちろん、法曹は社会上重要な存在であるゆえ社会で支援し育成すべきであるが、現状の法曹を目指す大学院生の自己負担により競争をさせ、敗者に自己責任を押し付けるようなあり方は決して望ましくない。将来的には法曹分野での人材確保や、志を持った若者の進学の妨げになる可能性もはらんでいる。

第4項 科学技術イノベーション総合戦略 2015

今年度閣議決定された科学技術イノベーション総合戦略 2015⁶⁸の中では、大学、産業界、公的研究機関等の多様な組織や人材がそれぞれの役割を適切に果たしつつ相互作用することの重要性を指摘している。その中で、

- ・若手・女性の挑戦の機会の拡大
- ・大学改革と研究資金改革の一体的推進
- ・中・小・中堅・ベンチャー企業の挑戦の機会の拡大

などを重点課題としてあげている。その中で、若手研究者のキャリアパスの確立を目指して、いくつかの政策がなされている。

まずは、卓越研究員制度があげられる。この制度は、若手の優秀な研究者をパーマネント雇用することを前提として各研究機関や企業がポストを提示する。そこに若手研究者が応募することによって選抜され、受け入れが決定する。2016年度は150人の採用を見込まれている。その受け入れ機関と受け入れ者は研究スタート資金を一定期間政府から得ることができる。しかし、それ以降の終身までの給与は事実上受け入れ機関が負担する。しかし、昨今財務省から高等教育予算を削減され、財源がない中でアカデミックポストを確保する文科省側の苦肉の策であるが、これを導入した際に大学側に与えられるインセンティブは研究費など初期投資のみに抑えられ、採用後、終身までの給

⁶⁵ 首相官邸 HP (<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/keikaku/020319keikaku.html>)参照、2016年3月10日確認。

⁶⁶ 旺文社教育情報センターHP(<http://eic.obunsha.co.jp/viewpoint/201506viewpoint>)参照、2016年3月10日確認。

⁶⁷ 日本弁護士連合会 (<http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/091118.pdf>)参照、2016年3月10日確認。

⁶⁸内閣府 HP (<http://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2015.html>)参照、2016年3月10日確認。

与は受け入れ機関側に責任があるなど、一方的に大きな財政負担を負わせるものである。終身雇用で優秀な教員を採用したい大学側と、アカデミックに競争を生みたい政府側の意見を合わせ、妥協した政策の一つと考えられるが、財政負担が受け入れ機関に一方的に重くのしかかる形になる。ゆえに、昨今の高等教育予算削減の影響による各大学の財政難の状況を考えると、この政策自体が無責任であり、普及、あるいは存続自体が危惧されるようなものである。

次に、テニユアトラック制度があげられる。この制度は一定期間任期付きの研究職に就き、任期終了後審査を経て通過すれば、テニユア（任期なし）のポジションに移行するという制度のことである。これは博士取得後10年以内の若手研究者に応募が限られているため、雇用問題を解決する糸口となると期待されている。しかし、非正規雇用であることには変わりなく、また、生み出されるポストの絶対数から、多く存在するポストドクターの雇用問題を解決するには十分とは言い難い。昨今は上の世代が比較的テニユアの職に就きやすかったことにより、逆に若年層の研究者が不安定なポストにつかざるを得ない状況に直面している。また、テニユア期間が5年と短いため、成果が出るのに比較的時間がかかる分野にとっては、研究者の能力察し測るには十分とは言えない。

次に、クロスアポイントメント制度があげられる。この制度は、大学、公的研究機関、企業のうち二つ以上の期間が研究者と雇用契約を結び、一定の勤務割合を管理下で研究開発・教育などを行うものであり、給与は各機関で分担する。これは、複数の機関での相互作用をもたらす目的で生み出された。また、年棒制の導入など、より競争原理を働かせようとする意図も感じられる。博士課程修了者に対してキャリアパスを多様化する上では評価できると言えるが、受け入れ業界や規模が限定される可能性があること、パーマネント雇用が果たして保障されるのかといった問題も存在する。

上記の政策立案の課程では、産業界が求める人材と大学が送り出す人材との間に質的・量的なギャップが存在することも指摘されており、そのうえで知の創出と人材育成の場である大学の改革その機能の強化に取り組む必要があるとされている。大学は公の機関であるゆえ、学びの主体である学生・院生、さらには構成員である教職員の意向のみならず、排出された人材の受け入れ先である経済界の意向も取り入れるべきである。しかし、昨今の政府主導の急速な大学改革ゆえ、我々の自由な学問探求の場としての役割が失われかねないことも懸念材料の一つと言える。

第5項 2016年度へ向けた展望

以上から、昨今の大学院生の就職事情は、政策のミスを発端とするものや、問題に対処するための政策の遅さ、並びに実行力のなさゆえに深刻なものとなっており決して予断を許さない。先述した、文科省による博士号取得者に対する調査では平均440万円の奨学金の借金を背負っているらしい。我々の今年度のアンケート調査でも、奨学金利用者のうち約50%が300万円以上の、約25%が500万円以上の借金を背負っていることが分かっている。将来の収入に関わる就職問題は奨学金問題とも強く関連する。現在の奨学金は、在学期間中の奨学を目的としたものではなく、むしろ将来的に職についていかに経済的な基盤を築けるかという、市場原理にのっとった投資的な目的に代わってきてしまっている。このいわゆる、奨学事業の金融事業化こそが直接的に奨学金問題を生み出しているともいえる。雇用情勢の解決は若者の最低限の生活の基盤を生み出し、結婚・出産といった当然の権利をも保障する。競争原理を否定するわけではない。しかし、昨今の過度な競争原理に基づいた敗者の排除と、勝者の選抜の構造を

変えなければ、多くの大学院生の人生が保障されない。また、学んだ挙句の果てには、大学院という学問の場に身を投じなければよかった、という感情を抱きかねない日本の高等教育における構造を早急にかつ抜本的に改革すべきである。これは今後我々も精力的に要請等の活動を行っていく必要がある。

第4節 留学生の経済問題

第1節 外国人留学生の基本情勢

日本学生支援機構(JASSO)によると、平成26年5月1日の時点で大学院における外国人留学生の在籍者数は39,979人であり、高等教育機関全体に在籍する留学生も合わせると、139,185人となり、外国人留学生全体の数は184,155人にも上る。2002年度(約6万人)から比べるとその数は3倍となり、継続的に増加してきたことが伺える。

これまで増加傾向が維持されてきた背景には、現代の大学がおかれた状況と国策があげられる。大学にとって、留学生は少子化の中でも学生を確保できる供給源であり、また国際性や多様性を示す評価指標を満たす魅力的な存在として認識されてきた⁶⁹。また、1983年の「留学生受け入れ10万人計画」、更に2008年の「留学生30万人計画」に見られるように留学生受け入れ拡大が国策として推進されてきたのである。

「留学生30万人計画」は「日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する」グローバル戦略展開の一環として、2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指すものであるが、このような文部科学省指導の政策のもとで留学生が増加してきたにも関わらず、国からの留学生に対する支援は充実しているとは言えないのが現状である。

留学生院生の留学形態比は、国費留学生4.5%、私費留学生93.2%、政府派遣生2.1%となっており⁷⁰、その殆どを私費留学生が占めているが、国から経済支援を受ける国費留学生と比較すると様々な格差が生じている。全院協でこれまで取り組んできた留学生問題は、主に私費留学生を検討対象としており、これまで私費留学生の経済問題、住居問題を中心に要求を行った。ここではこれまで全院協が分析してきた私費留学生の経済問題、住居問題の実態について取り上げる。

この他、ヘイトスピーチ問題もこの間社会問題となっており、留学生および留学を希望する者に不安を与えている。本項目では詳しく触れることは出来なかったが、留学生の権利擁護のためのいっそうの措置が必要となっている。

第2節 外国人留学生の実態

(1) 経済問題

留学生、特に私費留学生が抱える大きな問題の一つに経済的困難が挙げられる。

授業料全額免除に加えて国から月14,300~14,500円が支給される国費留学生⁷¹と比較して、私費留学生には月額4.8万円が1年間給付される文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度⁷²とわずかな授業料免除措置があるのみである。私費留学生の学習奨励費給付に対する要望の中では、「給付金額の増額」(50.6%)、「給付期間を1年間から延ばしてほしい」(54.7%)、そして「受給者数の増加」(44.5%)といった声が挙げられている⁷³。また2010年度行政刷新会議において仕分け対象となった結果、事業の成

⁶⁹ 鈴木江理子「留学生と日本社会—誰のための受入れなのか?」Mネット(移住労働者と連帯するネットワーク)2013年7月号

⁷⁰ 平成26年度外国人留学生在籍状況調査結果より算出。

⁷¹ 外務省「Stay in Japan 日本留学総合情報ガイド」

<http://www.studyjapan.go.jp/jp/toj/toj0302j.html>

⁷² 日本学生支援機構「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度に係る事務処理」

http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshu/study_j/scholarship/shoureihi/index.html

⁷³ 日本学生支援機構平成25年度私費外国人留学生生活実態調査概要

果検証を厳しく求めるとの評価がなされ、給付が一層困難な状況になった。平成 28 年度予算においても、「留学生受け入れ促進プログラム」と名称を変え、人数にして 8,070 人分措置しているが、依然として規模が小さいことには変わりがない。

このような僅かばかりの経済支援の中で奨学金受給は必要不可欠だが、奨学金は必ずしも留学生全員に行き渡っているわけではなく、留学生全体の 5 割 (52.5%) しか受給できていない⁷⁴。アルバイトに従事するという回答は 75.3%にも上り、異常な高学費や高物価という日本特有の環境で、私費留学生はアルバイトで学費・生活費を稼ぐしか選択肢がない状況が見受けられる。

2015 年度全院協大学院生経済実態に関するアンケートによると、研究を妨げる要因として私費留学生の 50.0%がアルバイトを挙げており、学生全体 (40.1%) と比較して特に高かった。奨学金などの経済的支援が整っていない為に、生活を維持する上でアルバイトが欠かせない収入源となっているが、そのアルバイトによって研究時間が確保できないという悪循環に陥っている。

(2) 住居問題

連帯保証人を必要とする日本特有の住居賃貸制度や外国人差別を回避し、高額な賃貸料による経済負担を解消する為には、国による留学生への宿舎提供が不可欠である。しかし、経済問題に加えて留学生は日本での研究生活の大事な基盤となる住居においても様々な問題点を抱えている。

学校や公益法人が設置する公的宿舎に入居している留学生は高等教育機関に在籍する留学生全体の 23.4%に過ぎず、残りは民間宿舎、アパートに住んでいる状態である⁷⁵。2010 年に「留学生借り上げ宿舎支援事業」が施行され、民間宿舎を借り上げ留学生に宿舎を提供している大学に対し、単身用については一戸につき 80,000 円、世帯用については 130,000 円の支援金を交付する制度が出来たが、該当する民間宿舎等に同一の留学生を入居させることができる期間は 1 年未満に過ぎない。平成 26 年度の支援戸数は 1,502 戸となっており、その予算は前年度と比較して減額している⁷⁶。

公的宿舎の一つであった国際交流会館については、事業仕分けにより、平成 23 年度末までに廃止が決定され、地方公共団体及び日本の国立、公立又は私立大学を運営する法人に対して売却されることが決定された。売却が困難である国際交流会館等については、「東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用」「札幌、金沢、福岡、大分については、これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める」こととされた。依然として住居支援は十分といえないのが現状である。

2014 年には 4 月から 7 月にわたって全 5 回の有識者会議「留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会」が開催された。検討会報告書で提言されている内容は主に以下の通りである。基本的な考え方としては「『留学生 30 万人計画』を実現するためには、全体として相当数の宿舎を整備する必要がある、外国人留学生を受け入れる大学等だけでなく、公的な宿舎を含め、その数を確保しなければならない現実を直視しなければならない」と指摘している。具体的な取り組みとして以下のようなものがあげられた。

⁷⁴ 同上

⁷⁵平成 26 年度外国人留学生在籍状況調査結果

⁷⁶ 文部科学省「留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方検討会 (第 1 回) 資料 4」文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/060/gijiroku/1349852.htm (2014 年 8 月 11 日閲覧)

- ① 大学等の宿舍整備・運用等の住環境整備への支援——国費による補助を活用した宿舍・交流スペース等の整備、外国人留学生が民間の宿舍に入居する際の入居手続の負担軽減に係る指導助言、大学等の宿舍の「インターナショナルハウス」化の促進、宿舍に居住する外国人留学生と地域との交流の促進など
- ② 国際交流会館等の活用——低廉な家賃の宿舍提供、複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用など
- ③ その他の宿舍の確保——UR 賃貸住宅の活用など
- ④ 外国人留学生に対する経済的支援——低廉な宿舍に入居できない学生もいるため、国費外国人留学生制度をはじめとする外国人留学生に対する経済的支援も併せて充実させていく必要性⁷⁷

以上のように、報告書が示唆するところは全院協が留学生の住居支援についてこれまで要望してきたことと大きな相違はないと見られ、これに対する国の動きが徐々に見られるようになったことは評価できる。前述の国際交流会館についても、それまでは売却の方向で議論が進められていたが、一部国際交流の拠点として使用される次第となった。無論、来年度以降もこういった政策が実行されるか注視していく必要がある。

(3) 博士論文執筆中の休学に障壁となるビザ問題

留学生は大学に在籍していることが滞在ビザ給付の根拠とされていることから、博士論文の執筆に集中するために日本に滞在しながら休学することができない。多くの日本人大学院生が博士論文執筆のために長期間大学を休学し、学費を支払わずに論文を執筆できる環境を得る事ができるにも関わらず、大学院留学生は日本で博士論文を執筆しようとする、休学ができないまま経済的にもより厳しい立場に置かれる事が、2013 年度に実施した複数の聞き取りから明らかになった。これから博士論文の執筆を予定している大学院留学生もこの休学と滞在ビザの問題を今後の懸念として捉えているように、これは多くの大学院留学生も同様に経験する問題ではないだろうか。(博士課程3年で博士号取得が困難な人文系大学院留学生に多い問題であることが推測できる。) 今後も、より多くの大学院留学生に聞き取りを続けていくと同時に、全院協でこの問題をどのように位置づけていくのか(省庁要請行動の要請項目として検討し、法務省を省庁要請行動の一つとして組み入れて行くのかなど)、議論していくのか必要があるだろう。

第3節 2015年度の運動と2016年度へ向けた展望

2015年度の省庁要請では、以上のような情勢を考慮しながら、要請項目の一つに留学生問題を取り上げ、国費留学生枠の拡大と私費留学生への経済的及び住居支援の拡充を求めた。省庁要請では、他の給付型奨学金創設や基盤的予算の拡充と言った重点項目についての検討を中心に行い、留学生の経済実態問題について直接議論を行うことは出来なかった。

しかし留学生の置かれている状況は年々困難を極めており、特に私費留学生の経済問題、住居問題に対する国からの支援は早急に実現されるべき課題となっている。外国に暮らす事によるハンディを背負うだけでなく、本来の目的である研究活動を遂行する上で欠かせない経済および生活支援が十分に行わ

⁷⁷ 文部科学省、前掲書。

れていない実態を踏まえて、今後も全院協の活動として共に要求をしていく必要があるだろう。その際に以下 5 点を来年度の課題として提示したい。

1 点目はアンケートの多言語化を含め、外国人留学生が答えやすいようアンケートの方式、設問について精査することである。これまでも指摘されてきたように、例年大学院留学生のアンケート回答者は人文学系が多数を占め、自然科学系の大学院留学生のデータがほぼ収集できていない。この要因の一つとして、日本語によるアンケートが大学院留学生の回答者層を限定的にしている事が考えられ、より広い層にアクセスするためにアンケートの多言語化が望まれる。漢字にルビをつけるといった工夫は比較的容易に行うことが可能だろう。

2 点目は大学院生経済実態調査アンケートの分析に加えて、留学生の実態に対する認識を深めるために留学生問題に関する有識者⁷⁸や当事者にヒアリングを継続的に行う事である。2015 年度は事務局の伝手で、留学生とアンケート設問について検討を行う機会を設けたが、聞き取り人数や大学が限定的であることから、今後もより広く取り組んでいく必要がある。

3 点目は当事者である留学生に対して省庁要請や理事校会議への積極的参加を呼び掛けていく事である。これまで大学院留学生に全院協の活動を知らせ要請行動への参加を呼び掛けたが、関心を示す人もいない中で、多くの留学生はアルバイトや研究に忙殺され、実際の参加が難しかった。2015 年度は留学生の国会要請行動への参加組織が出来なかったが、要請の場で学生が各々の実態の報告を行うことは要請の最も大きな意義のひとつであり、今後も大学院留学生当事者の全院協活動への参加を模索していくことは必要不可欠である。

4 点目として、私費留学生の経済実態は、大学院生一般の実態と比べてもそれ以上に社会的認知度が低いという点である。2016 年 1 月 7 日に行われ、全院協の代表も参加した民主党の「若者と共同で政策作りを進める会」でも、外国人留学生に比べて日本人学生は困窮しているのが、外国人留学生への経済支援を削減して日本人学生へ振り分けるべき、という旨の発言がされた。和田政宗参議院議員は 2015 年 4 月 1 日、参議院予算委員会にて、外国人留学生が優遇され、日本人学生は貸与型奨学金のみしか受けられないことについて質疑を行った。エビデンスを十分に示した上で留学生の経済的困窮を明らかにし、私費留学生を始めとした外国人留学生の経済困窮について社会的に広く訴える必要がある。

5 点目に、「外国人留学生受け入れ 30 万人計画」の行方である。留学生数の増加は近年みられるものの、高等教育機関に在籍する留学生数は頭打ちが続き、また現在のまま留学生数が増加しても 30 万人には届かない。目途となる 2020 年は 4 年後に迫ってきたが、住居支援・経済支援、就職支援など多くの課題も残されたままである。実際の学生・大学院生の実態を踏まえて上述の問題の解決に向けて踏み出さないかぎり、計画に実現は困難であると言わねばならない。30 万人という数字目標だけが独り歩きし、実際の学生・大学院生の実態が見過ごされたままとなることは避けるべきである。

補論：日本人留学生をめぐる諸問題

本項目では、外国人留学生について中心的に論じてきたが、海外に留学する日本人の大学院生の問題についても補足的に言及しておきたい。日本政府は外国人留学生の受け入れと同時に日本人留学生の送り出しも積極的に推進している。OECD 等の統計を元にした文部科学省の資料によると、日本人留学生

⁷⁸ 具体的には、研究者や留学生支援に携わってきた人物を想定している。これについては今後より調査しヒアリングに適任な人物を選定していく。

の数は1999年頃より8万人前後で高止まりしており、2004年の82,945人をピークに2011年には57,501人へと大幅な減少を見た⁷⁹。こうした動向を捉えて、一部では「内向き志向」や「留学嫌い」といった論調が聞かれた。しかし、学生の経済的負担の大きさの問題を無視することは誤りである。全院協のアンケートの自由記述欄等では、経済的理由で留学や海外調査を諦めたという声が少なからず寄せられた。特に大学院生は海外への留学や渡航が自身の研究（調査・資料収集・語学研修など）と直結する 경우가多く、その意味は深刻である。他方で、大学院生における留学生の調査や把握は独自に行われておらず、今後の全院協の課題であると同時に、文部科学省や日本学生支援機構による実態把握から求めていく必要がある。

2013年より文部科学省が中心となって官民協働海外留学支援制度として「トビタテ！留学 JAPAN」を開始した。このプロジェクトは、2020年までに留学生を倍増（大学生12万人、高校生6万人）させることを目標として、民間企業からの支援や寄附などにより、官民協働で「グローバル人材育成コミュニティ」を形成し、世界で活躍する「グローバル人材」を育成することを目指している。2016年2月時点でトヨタ自動車・三菱商事をはじめとした176の会社・団体がこれに参加している⁸⁰。こうした取り組みそのものは重要であるが、「事業の趣旨」は政府や産業界の意向が強く働いていることを自ら認めている。また、「求める人材像」や申請コースも、人文・社会科学系では語学や世界トップレベルの大学を重視し、全体では「グローバル人材」観に立って学術研究を軽視し、「産業界を中心に活躍する意欲のある学生」の採用を審査の基本観点としている⁸¹。全院協としては、大学院生の要求に即した公正・中立な留学支援制度への改革を求めたい。

派遣先の情勢不安の問題も留学をためらわせる問題の一つである。2015年はテロリズムが中東のみならずヨーロッパ・アメリカ・東南アジアなどでも深刻な事件を引き起こした。大学が中心となっていく短期留学・交換留学・語学研修等では、安全対策マニュアルを定めている場合が多いが、実際に現地で重大な問題が発生した場合は、個人や派遣元大学だけでは十分に対処しきれないことも想定される。悪質な事案としては、某大学で語学研修のための海外派遣をめぐって事故の際の責任を大学院生に負わせる「誓約書」を当局が要求した（事務局員ヒアリング）。日本人留学生の拡大がこうした課題を浮かび上がらせることを認識しなければならず、全院協も大学院生の権利の擁護と安全の確保を求めていく必要がある。

⁷⁹ 文部科学省「日本人の海外留学状況」（2015年2月）

www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/_icsFiles/afieldfile/2015/03/09/1345878_01.pdf

⁸⁰ 文部科学省「トビタテ！留学 JAPAN」<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>

⁸¹ 文部科学省「平成28年度後期（第5期）官民協働海外留学支援制度募集要項」

<https://mext.s3.amazonaws.com/2016/02/4656e130d95af4b48f593cf52858e96f.pdf>

第5節 海外の大学院制度

第1項 目的と課題

全院協では、2008年度から省庁・議員要請の重要項目として就職問題を位置づけてきたなかで、大学院卒の人材が社会的にどのような役割を果たすのかということについての国際比較が課題の一つとして提起されてきた。この課題を解いていく案として、2012年度から新たに「海外の大学院制度」を情勢分析のひとつに位置づけ、日本の状況と比較することで、よりよい改革案の提示を目指してきた。具体的には、要請行動において発展的な議論と政策提言を行うことを目的として、日本より高学歴者の比率の高い先進諸国における大学院生のキャリアパスの仕組みを独自に調査することを当面の課題としてきた。2012年度以降の海外の大学院制度の分析は以下の通りである。

- ・2012年度：アメリカの大学院生運動とアメリカ・イギリスの大学院制度
- ・2013年度：イギリスの高等教育政策における学費問題
- ・2014年度：『科学技術白書』における日本政府の大学院卒人材観

2015年度は、2012年度の分析を踏まえ、アメリカにおける大学院生への経済的支援に関する基礎的情報を収集する。特に、今年度の文科省要請のなかで、文科省の調査により、年間180万円（15万円×12か月）の収入があり、アルバイトをする必要がない博士課程の学生はアメリカでは4割存在するのに対し、日本では1割しか存在していないことが把握されていることが分かった。また、2016年1月22日に閣議決定された第5期科学技術基本計画⁸²でも、「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」という第3期、第4期基本計画が掲げた目標を早期達成するよう努めることが記されている。中央教育審議会の審議まとめ（2015年9月）⁸³でも同様の方針が掲げられている。そもそも日本には国による給付型奨学金が存在しないことが問題であるが、財政制度等審議会の提言によって授業料値上げが現実味を帯びるなか、海外の大学院生の経済状況や支援制度を理解することは、日本における大学院生の経済的負担の問題について考えるうえで重要である。

第2項 アメリカにおける大学院生への経済的支援

(1) 連邦政府などの奨学金とローン

アメリカでは学生は①連邦政府、②居住する州、③大学、④非営利・私的団体から経済的支援を受けることができる⁸⁴。そのうち、連邦政府による大学院生への経済的支援プログラムには奨学金（Grant）⁸⁵、ローン⁸⁶、ワークスタディ⁸⁷の3種類がある⁸⁸。

⁸² 内閣府「科学技術基本計画」2016年1月22日、27頁。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>（2016年3月3日確認）

⁸³ 「大学院教育改革の推進について～未来を牽引する「知のプロフェッショナル」の育成～」（第78回中央教育審議会大学分科会大学院部会）2015年8月31日、22-23頁。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/004/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2015/09/03/1361504_1_1.pdf（2016年3月3日確認）

⁸⁴ U. S. Department of Education. Types of Aid.

<https://studentaid.ed.gov/sa/types>（2016年2月18日確認）

⁸⁵ 返済の必要がない経済援助（financial aid）。

⁸⁶ 大学（college）・キャリア学校（career school）のために借りる利子付きローン。

⁸⁷ 学費を賄うことを支援する労働プログラム。

⁸⁸ U. S. Department of Education. Types of Aid.

<https://studentaid.ed.gov/sa/types>（2016年2月18日確認）

これらの支援プログラムのうち、給付奨学金は経済的必要度（ニード）を受給要件として主に低所得層の学生向けに実施されている。また、連邦学資ローンには、パーキンズローン、利子補給付きスタフォードローン、非利子補給スタフォードローン、プラス（保護者）ローンの4種類のプログラムがある。表1は経済的支援の概要をまとめたものであるが、事業主体別に経済的支援の受給額を見ると、連邦政府が全体の約7割を占めている。また、全ての事業主体を含めると、給付奨学金の占める割合は約45%である。

表1. アメリカにおける学生支援の概要（2009-10年度）

事業主体	内容	受給額（億ドル）	受給額（億円）	割合（%）
連邦政府	給付奨学金	\$413	34,279	19.9
	ローン	\$968	80,344	46.6
	ワークスタディ	\$14	1,162	0.7
	教育減税	\$70	5,810	3.4
州政府	給付奨学金	\$87	7,221	4.2
	ローン	(\$8)	664	0.4
大学	給付奨学金	\$334	8,798	16.1
民間雇用主	給付奨学金	\$106	27,722	5.1
その他	非連邦ローン	\$85	7,055	4.1
	民間ローン	(\$77)	6,391	3.7
総計		\$2,077	172,391	100

出所：小林雅之編『教育機会均等への挑戦—授業料と奨学金の8カ国比較』（東信堂、2012年、108頁）より筆者作成。

（2）州立大学における給与補助と給付的措置

日本では国による給付型奨学金の創設が一向に実現しない一方で、TA・RA・学内ワークスタディによって大学院生への経済的支援を拡充する議論がある。しかし、「アンケート」から明らかになったように、多くの大学院生が行うTAは、時給が1000円程度であり、総時間数が初めから定められており、しかも一定の強制力をもつことから、ブラックバイトとしての性格をも有する。そこで、これらの制度の原型とされるアメリカにおけるワークスタディ・TA・RAについて見る。

連邦ワークスタディは、経済的に苦しい大学生・大学院生が教育費を賄うことを支援するためのパートタイムの仕事を提供するプログラムである。このプログラムではコミュニティ・サービスの仕事や学生の専攻と関連した仕事が奨励される⁸⁹。このプログラムはこれに参加する大学によって管理されている⁹⁰。

次に、カリフォルニア大学ロサンゼルス校（以下、UCLAとする）を事例として州立大学における学生支援の状況を見ていく。なお、UCLAはパブリックアイビーと呼ばれる全米トップレベルの州立大学

⁸⁹ U. S. Department of Education. Work-Study Jobs.

<https://studentaid.ed.gov/sa/types/work-study#what-kinds-of-jobs> (2016年2月18日確認)

⁹⁰ Ibid.

であり⁹¹、日本における旧帝国大学の国立大学法人と同じ位置づけであると考えられる。UCLA における 2015-16 年度のアカデミック・イヤー（9 か月）の大学院の学費を示したのが表 2 である。

表 2. UCLA における大学院生の学生納付金および授業料（ドル）

	州民の学生	州民でない学生
学生納付金	15,929	30,031
授業料	11,220	26,322

Note. Adapted from UCLA Graduate Division. 2015-2016 Graduate Student Fee Rates. Retrieved March 3, 2016, from <https://grad.ucla.edu/gss/library/1516gradfees.pdf>

表 2 に示すように、授業料は日本の国公立大学よりも高い。ただし、以下に示す経済的支援を得ることにより、実際にはこれよりも低い金額で大学院に通うことができる。UCLA において大学院生が受けられる経済的支援をまとめると以下の通りである⁹²。

① フェローシップ・奨学金

メリット・ベースの報奨であり、給付額はそれぞれ異なる。給付のなかには授業料や州民でない学生に対する追加的な授業料の免除も含まれる。報奨は競争的に獲得され、全ての大学院生に開かれている。

② 学外フェローシップ

全国的・国際的・私的な財団によって提供されるメリット・ベースの支援。多くの組織が大学院への入学が認められる 1 年前からの応募を認める。

③ TA・RA

TA (teaching assistant) は教職員の監督の下に学部生に対して教育する経験を提供する。RA は教職員の監督の下にある研究プロジェクトで働く経験を提供する。

④ 経済補助(financial aid)

経済的必要度 (financial need) に基づき、アメリカ人や永住権をもつ人が限定的に受けられる資金。経済援助にはローンやワークスタディの報奨が含まれる。

このうち TA・RA について詳しく見る。UCLA では、いわゆる TA・RA は学術徒弟職員 (Academic Apprentice Personnel) という枠組みのなかに位置づく。TA は大学院生被用者 (Academic Student Employee) に含まれ、RA は大学院生研究者 (Graduate Student Researcher) と呼ばれている⁹³。UCLA における TA・RA 制度は、一定の条件を満たせば、給与に加えて授業料免除 (fee remission) などの給

⁹¹ 栄陽子留学研究所「パブリックアイビー」
<http://www.ryugaku.com/ugrad/elite/public.html> (2016 年 3 月 3 日確認)

⁹² UCLA Graduate Division. Funding for Entering Students.
<https://grad.ucla.edu/funding/financial-aid/funding-for-entering-students/> (2016 年 2 月 18 日確認)

⁹³ UCLA Graduate Division. (2016). *Academic Apprentice Personnel Manual*, p. 3.
<https://grad.ucla.edu/gss/appm/aapmanual.pdf> (2016 年 2 月 18 日確認)

付 (benefit) を受けることができる (表 3、表 4)。学生納付金の全てが免除されるわけではないが、その主要な部分を占める授業料や健康保険料が免除されることは大きい。これがアメリカの大学院生の家計を支えていることは間違いない。

表 3. 大学院生被用者 (Academic Student Employees) 免除

給付 (Benefit)	最低 GPA	最低単位 (Units)	必要労働時間
健康保険 (100%)	3.0	12	25% (週 10 時間相当) 以上
授業料免除 (100%)	3.0	12	25% (週 10 時間相当) 以上
学生サービス料 (100%)	3.0	12	25% (週 10 時間相当) 以上

Note. Adapted from *Academic Apprentice Personnel Manual*, p.13, by UCLA Graduate Division, 2016. Retrieved March, 3, 2016, from <https://grad.ucla.edu/gss/appm/aapmanual.pdf>

表 4. 大学院生研究者 (Graduate Student Researchers) 免除

給付 (Benefit)	最低 GPA	最低単位 (Units)	必要労働時間
健康保険 (100%)	3.0	12	25% (週 10 時間相当) 以上
授業料免除 (100%)	3.0	12	25% (週 10 時間相当) 以上
学生サービス料 (100%)	3.0	12	25% (週 10 時間相当) 以上
非州民への追加的授業料	3.0	12	45% (週 18 時間相当) 以上

Note. Adapted from *Academic Apprentice Personnel Manual*, p.13, by UCLA Graduate Division, 2016. Retrieved March, 3, 2016, from <https://grad.ucla.edu/gss/appm/aapmanual.pdf>

第 3 項 アメリカにおける大学院生の経済状況

それではアメリカでは大学院生はどれくらいの経済的支援を利用しているのだろうか。全米教育統計センター (National Center for Education Statistics) によれば、2011-12 年度には 70.4%の大学院生が何らかの経済援助を受給している (表 5)。そのうち 35.7%が奨学金、11.8%が TA・RA、45.1%がローンを受給している。課程別に見ると、修士課程ではローンが 45.7%と最も高く、次に奨学金が 32.2%であった。博士課程 (学問・研究) ではローンの割合が 24.9%と最も低く、奨学金 (60.2%) や TA・RA (47.6%) を受給している割合が高い。

表 5. 2011-12 年度の経済的支援を受けている大学院生の割合 (%)

課程	何らかの経済援助			
		奨学金	TA・RA	ローン
修士課程	68.8	32.2	8.3	45.7
博士課程 (学問・研究)	83.1	60.2	47.6	24.9
博士課程 (専門的実践)	87.7	39.6	3.1	80.8
大学院生全体	70.4	35.7	11.8	45.1

Note. Adapted from *2011-12 National Postsecondary Student Aid Study (NPSAS:12): Student Financial Aid Estimates for 2011-12*, p. 15, by National Center for Education Statistics, 2013. Retrieved March 3, 2016, from <http://nces.ed.gov/pubs2013/2013165.pdf>

受給額を見ると、2011-12年度に大学院生が受給した経済的支援の総額の平均は\$22,000である(表6)。TA・RAの受給額は平均で\$14,600であり、ローンの受給額は平均で\$21,400である。課程別に見ると、修士課程ではローンの受給額(\$17,500)が最も高いのに対し、博士課程(学問・研究)では奨学金の受給額(\$21,000)が最も高くなっている。この表を見る限りでは、アメリカでは修士課程院生の約半分はローンに依存し、博士課程院生(学問・研究)の多くは奨学金やTA・RAによる経済的支援に依存していることが分かる。また、博士課程院生(専門的実践)の約8割がローンに依存している。

表 6. 2011-12年度の大学院生の受けた経済的支援の平均額(ドル)

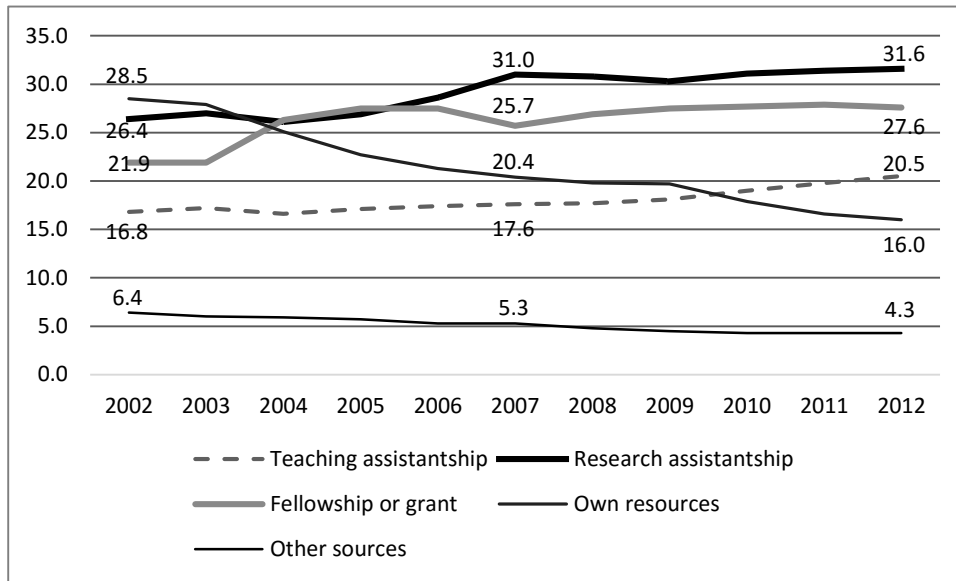
課程	何らかの経済援助			
		奨学金	TA・RA	ローン
修士課程	17,000	7,900	10,900	17,500
博士課程(学問・研究)	32,000	21,000	19,100	18,400
博士課程(専門的実践)	41,300	12,000	8,300	38,100
大学院生全体	22,000	10,800	14,600	21,400

Note. Adapted from *2011-12 National Postsecondary Student Aid Study (NPSAS:12): Student Financial Aid Estimates for 2011-12*, p. 16, by National Center for Education Statistics. Retrieved March 3, 2016, from <http://nces.ed.gov/pubs2013/2013165.pdf>

次に、博士課程院生を対象を絞って経済的支援の利用状況を見る。博士号取得者に対するアンケート調査を行っているアメリカ国立科学財団(National Science Foundation)によると、「主要な経済的支援は何か」という質問に対して、RAと回答した大学院生の割合は31.6%と最も高く、次いで奨学金(Fellowshipまたはgrant)が27.6%、TAが20.5%、自らの資源(ローンや貯蓄、個人的な所得、配偶者や家族の所得や貯蓄など)が16.0%、その他が4.3%だった⁹⁴。このようにRAや奨学金(fellowship or grant)は、博士課程院生にとって最も重要な経済的支援の資源と捉えられていることが分かる。

⁹⁴ National Science Foundation. (2014). *Doctorate Recipients from U.S. Universities 2012*. <http://www.nsf.gov/statistics/2016/nsf16300/start.cfm> (2016年3月3日確認)

表 7. 年度別の主要な経済的支援の資源 (%)



Note. Adapted from *Doctorate Recipients from U.S. Universities 2012*, p. 9, National Science Foundation, 2014. Retrieved March 3, 2016, from <http://www.nsf.gov/statistics/2016/nsf16300/start.cfm>

また、表 7 は同じ質問に対する回答の経年変化を示しているが、自らの資源と答えた人の割合は年々少なくなっており、TA・RA・奨学金と回答する人の割合は増加傾向にある。あくまで回答者の主観に基づいた結果ではあるが、アメリカでは給付奨学金や TA・RA、およびそれに付帯する授業料免除などの給付によって生計を立てていると感じる大学院生が増加傾向にある。親・親戚、自らの預貯金、貸与型奨学金、アルバイトなどによって生計を立てざるをえない日本の高等教育財政とは反対の方向性にあることが分かる。

第 4 項 2015 年度の運動と 2016 年度へ向けた展望

今年度の分析から以下のことが分かった。第一に、奨学金、ローン、ワークスタディの支援プログラムのうち、全ての事業主体を含めた給付奨学金の受給額は全体の約 45%を占めており、修士課程院生の 32.2%、博士課程院生（学問・研究）の 60.2%がそれを受給している。第二に、アメリカの州立大学では TA・RA に授業料免除などの給付的措置が伴っており、特に博士課程院生に対する経済的支援として大きな役割を果たしている。第三に、博士課程院生の多くが、ローンや貯蓄ではなく、給付奨学金や TA・RA によって経済的に支えられる傾向にあることが分かった。

今年度の分析により、アメリカにおける給付奨学金の割合や受給状況、TA・RA の日米間の違いなどが明らかになった。今後は、新たに導入される予定の所得連動返還型奨学金に関する比較分析や、大学院生に対する経済的支援策の位置づけについて学問領域や課程別に詳細に見ていくことが重要であると考えられる。また、大学院生のキャリアパスや社会的位置づけについての比較分析も継続して行うことが求められる。

第6節 育児支援

本節では、今年度全院協で行ったアンケート結果および文部科学省の『平成26年度科学技術白書』を元に、育児支援の現状と、課題について概括する。その上で、来年度以降の全院協の育児支援の取り組みの課題と方向性について提示する。

第1項 大学院生の育児支援に関する認識

「アンケート」において、「あなたにとって必要な育児支援は、大学院で十分に行われていますか」という質問に対し、「行われている」と答えた人は全体の2%、「行われていない」が11%、「わからないが」45%、「自分には必要ない」が42%であった。

上記の質問を性別でみると、男女とも大部分は「わからない」「自分には必要ない」と回答しているものの、男性でも一定の割合が「行われていない」と回答しており、女性だけでなく男性からも育児支援への要望の声が上がっていることがわかった。このことから、育児支援の問題は「女性の問題」ではないことがわかる。したがって、育児支援制度の見直しは女性に特化した視点ではなく、“必要な人に必要な支援を行う”という観点が求められる。

さらに学年別にみると、学年が上がるのに比例して、育児支援は十分「行われていない」と回答している人の割合が上がっており、この傾向は女性に絞ってみるとさらに強まっていた。また、OD・PDになるとD3の約2倍と激増している。さらに、子どもの有無によって検討してみると、子どもがいる人で育児支援が十分に「行われている」と答えた人は3.5%、「行われていない」が36.5%、「わからない」が29.4%、「自分には必要ない」が30.6%であり、育児支援の直接的な当事者の多くは現行の育児支援制度が不十分であると認識していることがわかった。また、既婚・未婚別にみると、結婚(事実婚含む)している人の約3割が「行われていない」と答えていた。

以上のことから、出産・育児の直接的な当事者をはじめ、現実的に出産・育児を考えざるを得ない層ほど、育児支援に対する不満が高いことがわかる。また、学系別にみると、特に「医・歯・薬学系」で育児支援への要望が強いことがわかった。これらの学系は他と比べて社会人院生の割合が高いことが背景の一つにあるだろう。

第2項 育児支援のニーズと女性大学院生の困難

ここでは、育児支援が十分に「行われていない」と答えた人が、具体的にどのような点に不満を覚えるのか、2015年度アンケート結果より考察する。最も多かった回答は「託児所や保育所といった一時保育サービス」であり、続いて「出産・育児の前提となる経済的支援」、そして「育児休学といった制度」、「ベビーベッドといった施設設備」の順であった。また、実際に子どもがいる人についても同様の順で要望が強かった。

しかし、自由記述欄には、託児所があったとしても職員用であり、また平日のみの開所で金額も民間とほとんど変わらない程度であり、大学院生が子どもをもつことを念頭においた設計になっていないとの訴えがあり、単に大学内に託児所を設置するだけでなく、大学院生への支援を念頭においた取り組みが必要である。

また、「育児をしながら研究を続けられるような、相談、アドバイスをできる環境を整えてほしい」という要望があがっている。

昨年度の自由記述欄に「保育所の設置」等具体的な施設整備に関する意見も多く寄せられたが、今回は具体的な不満を聞き取る設問があったためか、自由記述欄に寄せられた声は、そもそも研究と育児とを両立することの困難さや研究者が出産・子育てすることを前提としない社会(大学や周囲)への不満が主たるものであった。もちろん上述のアンケート集計結果から、施設設備への要望も切実であることがわかるが、自由記述欄の結果と合わせて考察すると、設備を整備すると同時に、社会全体の意識改革や研究と出産・育児を両立できるようなシステム設計が必要であるといえる。

第3項 政府・公的機関による女性研究者支援——“部分的な”男女共同参画

上述の通り、アンケート結果から特に学年が上がるにつれて一定程度の大学院生が育児支援を必要としていることがわかる。そしてそれは女性だけでなく、男性の要望でもある。そのことを踏まえて、本節では政府・公的機関による女性研究者支援がどのようなものなのか見ていきたい。

文科省『平成26年度科学技術白書』⁹⁵第1部、第2章、第2節「多様な人材が活躍できる環境の整備」では女性研究者が活躍できる環境整備の必要性とその課題についてまとめられている。これによると、諸外国に比べ、女性研究者の参画が十分に進んでいない一方で、女性研究者の参画は研究においてプラスの影響を与えるといった意見を引用し、「我国の研究・研究水準の工場のためにも、さらなる女性研究者の参画が望まれる」と述べている。そして、大学において大学教員・学生を含めた女性研究者の参画がすすまない理由として、「家庭と仕事の両立が困難」「育児期間後の復帰が困難」「職場環境」「業績評価における育児・介護に対する配慮不足」等が挙げられている。また、家庭と仕事の両立に必要なこととして、「上司の理解」「職場の雰囲気」「保育園のサービス拡充」「男女役割分担の意識を変える」「学童保育の充実」「介護サービスの充実」が挙げられており、制度やサービスの充実だけではなく、意識改革の必要性が見て取れ、上述した全院協のアンケート調査結果と重なる部分が多いことがわかった。

これらの実態を受けて、同白書では大学において家庭と仕事を両立できるような就業環境の整備の進展具合を見ている。育児、介護に適応した勤務時間制度等、家庭との両立を支援するための就労支援制度の整備・充実ほぼ全ての国立大学で行われている。また、育児・介護等との両立を支援するための研究継続支援制度の整備・充実は80.2%の国立大学で実施されており、追跡調査ではさらに10.4ポイント増加していることがわかっている。さらに、育児休業等からの復帰を容易にする保育施設等の施設設備の設置・拡充に関しては、76.7%の国立大学で実施されている。しかし、一方で女性研究者が自らのキャリアプランや育児・介護などの相談ができるようなメンタル面のサポート体制の整備は不十分である。

これら文科省による女性研究者の実態・ニーズの把握、各国立大学による女性研究者の支援体制の整備が進展していることは非常に重要なことであるが、同白書が対象としている女性研究者は理系・自然科学系の女性研究者であり、そのほか特に文系の女性研究者を対象とした調査は見つけることができなかった。また、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業」⁹⁶の対象は理系の女性研究者に限られており、文系の研究者を含め、全女性研究者を対象にした実態調査・ニーズの把握

⁹⁵ 最新の平成27年度版には女性研究者を取り巻く詳細なデータおよび分析がまとめられていなかったため、ここでは平成26年度版を参考にした。

⁹⁶ 文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業」は、これまでの「女性研究者支援モデル育成事業」の成果を踏まえて、女性研究者がその能力を最大限発揮できるよう、出産・子育て等のライフイベントと研究を両立するための環境整備を行う取組を支援するものである。

握・支援体制の整備が必要である。

さらに、同白書で報告されている女性研究者支援が同じような支援を必要としている大学院生たちに対してどれほど門戸を開いているのかは、同報告書からは不明である。前述のとおり、今回全院協で行ったアンケートに「育児支援の整備は進んでいるが、院生を対象としたものではない」という訴えがあったことから、大学による女性研究者支援は大学院生、さらに女性だけでなく男性をも念頭においた制度設計にしていく必要がある。

第4項 2016年度へ向けた展望

以上を踏まえた上で、今後の全院協における育児支援の取り組みへの課題について箇条書きで記述する。

(1) 全研究分野を対象とした育児支援に関する継続的な調査の実施

上述の通り、一部の女性研究者に対し仕事と育児に関する実態調査が行われているが、その調査対象は理系女性研究者のみである上、そもそも大学院生の女性研究者を対象にした調査はない。女性研究者の仕事と育児に関する調査で明らかとなった実態は、大学院生女性研究者にも当てはまる部分があるとは言え、公的機関による調査は量・質ともに不十分なものである。したがって、今後も全院協で行う育児支援に関する実態調査は非常に重要なデータであるため、今後のアンケートにおいても育児支援の項目を設け、継続的に調査していく必要がある。

(2) 文部科学省に性別を問わず、全研究分野を対象とした育児支援に関する実態調査とその結果開示の要請

上述の通り、文部科学省の発表している実態調査は非常に対象範囲が狭いものとなっている。しかし、研究と育児の両立は研究分野や性別問わず、誰もが抱えうる問題である。そのため、文部科学省に性別を問わず、全研究分野を対象とした育児支援に関する実態調査についての要請を引き続き行う。また、調査結果を一般に開示するよう求める。

(3) 保育所の入所基準について大学院生の研究活動を労働として認めるよう要請するかどうかの検討

学内保育所の設置はアンケート調査結果からも一定のニーズが認められるものであるが、その一方で、個人個人のニーズとして、必ずしも学内保育所が最善とは限らない。一般の保育所は保育所入所の必要性をポイント換算して、ポイントが高い家庭から順番に保育所に入所できるという仕組みをとっている。しかし、大学院生の研究活動は労働と認められていないために、ポイントが低くなってしまい、大学院生では一般の保育所に子どもを預けることは困難となっている。この点を考慮して、そもそも大学院生の研究活動を労働として認定し、保育所入所の選考の際に考慮してもらえるように要求する必要があると考えられる。しかし、保育所入所の選考基準に関しては厚生労働省の管轄であるため、今回の要請では要請項目に入れなかった。この点について、今年度の事務局ではあまり議論ができなかったため、今後の課題として述べておく。

第2章 2015年度活動総括

第1節 2015年度大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査

全院協では、今日における大学院生の研究生活の実態把握と、大学院生の生活・研究諸条件の向上を訴える上で必要不可欠な作業として、2004年度から経済実態に関する調査を行っており、今回の調査で12回目となる。今年度も、アンケート質問紙の内容および形式を大幅に改訂し、「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」を「大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査」へと改めた。その上でアンケート調査を例年通り実施し、その結果を報告書としてまとめた。ここでは、本年度のアンケート調査の実施経過を振り返り、その到達点と課題について総括する。

第1項 調査用紙の配布・回収・集計

アンケートは、第70回全代および第1回理事校会議の議論を経て内容を決定した。目標は、昨年度を上回る1200件とし、調査用紙（紙媒体）に加えてGoogle Documentを用いたWeb上での回答（Web版）の集約に力を入れることとした。また、加盟校ごとの目標数は、例年と異なり一部の大学については定めていない。

調査用紙は、6月に1300枚、関東事務局が印刷し、各学園に送付した。また、メールリストによる添付と、ブログへのアップロードを行った。各加盟校におけるアンケートの配布・回収・集計はそれぞれの担当者に一任した。Web版については、昨年同様Google Documentを用い、メールリスト、ブログ、twitterを用いたほか、事務局内で分担し文系理系を問わず各種学会および各大学への協力を呼びかけた。

各大学における集計については、事務局で用意した入力シートに、第1回理事校会議で提示した手順に従って調査結果を入力してもらった。集計作業が行えない学園に関しては調査用紙を郵送してもらい事務局で集計を行った。データの集計は議長が新たに作成した独自のエクセルソフトを用いて行った。

データ集計の締め切り日は7月20日に設定した。しかし、最終的に回収数を伸ばすためにWeb版の締め切りを9月15日まで延長した。最終的な回収結果は、紙媒体382件（昨年度489件、一昨年度488件）、Web版669件（昨年511件、一昨年度311件）の計1051件であり、昨年度1000件、一昨年度799件を上回った。近年の傾向としては、紙媒体の回収数の低下と、他方で、Web版の回収数の増加が見られる。

特に今年度は、40都道府県118大学から回答が寄せられ、アンケートの広がりには全院協運動史上でも屈指の広がりを得た。北海道大学・東北大学・東京大学・一橋大学・名古屋大学・京都大学・大阪大学・神戸大学・九州大学といった日本を代表する大規模国立大が軒並み多くの回答を得たことは重要な意味を持っている。また昨年に引き続き、文系理系問わず569の各種学会への呼びかけ、37学会が協力を得た。その結果、Web版での回答が多く集まり、紙媒体ではこれまで十分に集められてこなかった理系の大学院生や地方大学の大学院生の回答を得ることができた。ただし、結果的に国立大学と理系の回答が大幅に増えたことで、私立大学および人文科学系・社会科学系の回答が相対的に少なくなったことも確認しておかなければならない。Web版の回答が伸びる一方でおよび紙媒体の回収数は各大学で伸び悩んだ。全体には例年の400～500件台をキープしているものの、一部の加盟校での集約は停滞している。特に一橋大学・東京大学・京都大学が回収数を伸ばした一方で、これまで多くの回収数を上げていたいく

つかの大学で昨年度を大きく下回った。その原因が日常的な連絡や連携のための体制が十分に取れていたか否かであったことは留意すべきである。

理事校をはじめとする、全院協が関係を有する各院協・各大学との関係の重要性は、学会へのアンケートよびかけの「成功」によって、改めて問われているように思われる。つまり、学会など多くの研究者がいる団体への連絡により、アンケートの絶対数そのものは、ある程度は伸びるであろうと想像される。しかしながら、アンケートの配布・回収それ自体も重要な活動であることを想起すれば、やはり紙媒体での配布、あるいは顔の見える範囲でのアンケートの確実な回収を、決して軽視してはならない。それは何より、全院協が組織として拡大していくためにこそ、人間のつながりによって活動が可能となっているという当たり前のことを、どこまで実質化できるかという問いである。

また一昨年の第 69 回全代では、アンケート調査だけでは把握出来ない実体を把握するためのヒアリング調査が提案されていた。これは、留学生や休学あるいは就職活動を行っている大学院生、子育てをしている大学院生については要請行動などで具体的な実態を話したほうが伝わりやすいこと、またアンケート調査の回答数が少ない大学院生の実態を把握するためであった。子育てをしている大学院生の実態については、今年度のアンケートで育児支援に関する自由記述欄を設けることで一定数は得られたものの、十分な把握のためには今後も経年的な調査が必要である。今年度に関しては、組織的にヒアリングを行えなかったため、アンケートだけでは拾いきれない実態を把握するためには、今後検討すべき課題である。

留学生大学院生の実態把握のため、英語版や中国語版などアンケートの多言語化についても、今年度もアンケート作成の段階で導入には至らなかった。

【学園別アンケート回収数／目標数】

中央大学 37/70 一橋大学 204/180 首都大学 17/50 京都大学 122/70
 東京大学 144/70 総研大 12/10 明治大学 11/10 東京工業大学 10/10
 関西学院大学 9/10 事務局その他 -/400

【主要学園別アンケート回収数】

一橋大 204 東京大 144 京大 122 名古屋大 42 中央大 37 立命 36
 北海道大 25 龍谷大 25 立教大 21 大阪大 20 首都大 17 早稲田 16
 東北大 16 九州大 14 神戸大 12 総研大 12 明治大 11 東京農工大 10

【参考：歴代アンケート回答数】

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
回答総数	658	566	453	466	457	616	790	777	755	799	1000	1051
Web 版	—	—	—	(100)	41	135	130	137	220	311	511	669
回答大学数	18	14	—	—	21	22	41	40	38	51	82	118

第 2 項 アンケート調査項目

2015 年度は、(1) 要請行動などの運動方針策定に役立てること、(2) 大学院生の客観的状況をデータとして明らかにすること、の二つの観点からアンケート項目を修正した。特に 2015 年度は、アンケート

のレイアウトと構成を全面的に見直して経済実態のみならず研究・生活実態の全体が見えるようにするよう努めた。具体的には奨学金問題と育児支援問題などについて質問の内容と選択肢を増やした。その結果、育児支援問題に関して以前より深めた実態調査を行うことができた。また、誤回答の数も一定程度減らすことに成功した。

一方で、専門職大学院生・社会人院生・外国人留学生などの増加という大学院生の多様化に対応できていないことに関わる指摘も少なくなかった。この点に関しては、質問文の見直しやこれらの大学院生に関する独自の分析を通じて実態解明と改善ができる点も少なくないと思われる。

以上の課題を踏まえて、以下のような具体策を提起したい。

- ・専門職大学院生・社会人院生・外国人留学生などの増加に対応した質問項目の改訂
- ・育児支援の項目のいっそうの充実
- ・ある程度の時間が経った段階で、事務局と各院協アンケート担当者との間で、進捗状況やノウハウをこまめに共有する。その際、理事校メーリングリストや SNS を活用する
- ・学会アンケート宣伝を、他の研究関連団体（例えば、大学の教員組合、市民運動体）なども併せて早期から・組織的に、取り組むようにする

第3項 調査結果の分析

前年度に引き続き、単純集計による経年比較を行うとともに、クロス分析を行った。クロス分析の分析軸については、(1) 学年軸、(2) 年齢軸、(3) 学系軸、(4) 所属大学・機関軸、(5) 留学生軸などで行った。なお、「その他」への回答が多くなった設問がいくつか見られ、これらの中には既存の回答項目に適切なものがあるにも関わらず「その他」で回答している人も何人か見られたため、確認できる範囲で修正を行った。

第4項 報告書の作成と活用

アンケート調査結果の速報として、昨年度に引き続き『全院協ニュース』で簡単な結果報告を行った。またマスコミ向けにアンケート調査結果の概要を作成した。マスコミ向けの概要に関しては、内容に沿った自由記述欄を随時織り込むなど読んでもらえるよう工夫した。

アンケート報告書は今年度の調査結果の概要とそれぞれのトピックに関する調査結果を掲載した。内容は(1) アンケート回答者の基本属性、(2) 収入と支出、(3) 学費、(4) 労働実態、(5) 奨学金、(6) 留学生問題、(7) 研究活動・研究条件の実態、(8) 意識、(9) 育児支援、(10) 就職支援であり、それぞれ事務局メンバーが分担して作成した。今年度の報告書では、参考資料としての(1) 年度別単純集計表は掲載できなかったものの、(2) 自由記述欄回答、(3) 調査用紙を掲載した。

報告書は、関東事務局員を中心に 600 部作成した。一部は印刷業者に外部委託したが、多少費用はかかったものの手に取ってもらいやすい立派な報告書が完成した。完成した報告書は、例年通り各理事校に送付するとともに、マスコミ各社にも送付した。概要版と併せて省庁・議員要請や都議会要請時の資料として活用したほか、協力団体や参加企画でも配布を行った。また、マスコミからの取材や寄稿に関する資料としても活用した。

第5項 2016年度への提案

今年度は当初の回収目標を達成できなかったが、歴代では最大の118校から1051枚を回収した。前述のように、加盟校における紙媒体の回収数が年々減少傾向にあるにもかかわらず、Web版の回収数が増加していることが注目される。Web版の利点は第一にSNSやホームページへの掲載を通じて多くの大学院生の目に触れやすいことであり、第二に紙媒体に比べ回収の負担が少なく、現在つながりのない学園の大学院生の実態を知ることが出来るとことである。それゆえ、全院協の存在を大学院生に伝える役割も持っている。来年度以降も、Web版の回答数を増やしていくために、SNSにおける情報発信や、各種メディアでの宣伝に力を入れていく必要がある。2015年度はこの点について力を入れたが、この取り組みは来年度も積極的に続けていきたい。

回収・集計に関する課題も少なくない。第一に紙媒体について。紙媒体の回収は、各大学の院生自治会・協議会の規模や人数によって回収数に限界があるため、ある特定の大学の担当者に負担がかかりすぎないように、より多くの大学で紙媒体のアンケートを実施・回収し、全体的な回収率を安定的に増加するよう努めるべきだろう。そのためにも、加盟校との繋がりをいっそう強め、各大学の実情に合わせた戦略を議論していくことや、協力してもらえる大学を増やすことが必要である。各大学において院生自治会・協議会の活動が困難になるなかでこれを進めるためにも、日常的なつながりのなかから加盟校へのアンケート回収の進捗状況を確認する等のことをより早期に、より重点的に行うべきである。アンケート集めのノウハウや、アンケートに関する悩みや苦勞を分かち合うことも、今後のひとつの活動であろう。

第二にWeb版について。Web版による回答数の大幅な増加に伴い、集計の際の事務局の負担が増加している。問題はGoogleドキュメントで集めたデータをSPSS等の集計プログラムにかけるためのデータ変化やデータクリーニングに時間と労力が必要であることである。2015年度は事務局のアンケート担当者を2名に増員して対応したが、役割分担と連携の点で課題を残した。2016年度も担当者を引き続き2名に増員するか、事務局内の連携をいっそう強めることが求められる。必要な事項を、事務局のなかで共有し、作業日程についても余裕を持って組むことが望ましい。

さらに、アンケート調査では伝わりにくい、もしくは回収が出来ていない大学院生の実態を調査する必要がある。特に外部の団体などでアンケート調査の報告を行う際には、具体例があるほうが伝わりやすい。留学生、休学者や就職活動を行っている大学院生、オーバードクター、子育てをしている大学院生などのアンケート回収数は少ないため、そういった大学院生に対する聞き取り調査を行い、彼らの置かれた実態を具体的に把握することが重要である。

第2節 省庁・政党・議員要請

第1項 要請行動の意義と目的

大学院生自治会・協議会によって構成される日本で唯一の全国組織である全院協にとって、要請行動は活動の重要な柱の一つである。アンケート調査で把握・分析した大学院生の生活・研究・経済実態から院生共通の要求をまとめ、関係省庁・政党および議員への要請を通じて、大学院生の研究環境の改善を求めている。アンケートから浮かびあがる大学院生の切実な声を拾い上げながら、それらを日本社会にとどまらず高等教育政策の国際比較を含めた広い文脈に位置づけ、個々の院協・自治会では解決することが困難な奨学金や高学費問題など日本の高等教育政策について、要請を行っている。

また、省庁・議員要請は、全院協活動の中でも最も多くの大学院生が参加する機会であるため、ともに院生活動を取り組む仲間との意見交流の場としても貴重な機会となっている。

第2項 2015年度省庁要請行動の到達と課題

(1) 省庁・議員要請の概要

12月4日に、文部科学省を始め、財務省、各政党、衆参両議員に対して要請を行った。

要請には述べ31人の大学院生が参加した。文部科学省では、①国際人権規約にもとづく高等教育の漸進的無償化、②研究生生活の基盤となる経済的支援の抜本的拡充、③大学院生および博士課程修了者の就職状況の改善、④若手研究者の育児支援の充実、⑤国立大学運営費交付金、私学助成の拡充の5つの項目を掲げて要請を行った。省庁の回答として、・授業料の引き上げについて検討していないこと、引き下げについては授業料減免で確保すること、・給付型奨学金については直近で何らかの支援を行う予定であること、有利子から無利子への流れを加速することなどの回答があった。続いての財務省要請では、「運営費交付金という形での国への依存度を下げたい」という方針は確固たるスタンスとして存在していた。しかし、そのスタンスに対して大学での研究の本質、教育に対して国家が予算をかける必要性から議論を深めることが出来たことはかつて無い前進であると考えられる。財務省としても、財政審での学費値上げ提案が大きく取り上げられ、また世論が多くの反対の声を上げたことが背景にあると考えられる。

政党要請では、与党である公明党をはじめ、野党の民主党・維新の党・社会民主党・日本共産党に何い、広く議論を行うことが出来た。要請活動を行ったすべての政党が、大学院生の置かれている現状や給付型奨学金について高い関心を持っていることが明らかになった。議員要請でも、自由民主党をはじめ約20名程度の議員・職員・秘書の方と懇談することが出来た。多くの政党の議員と直接懇談し大学院生の実体を伝え、中には1時間近く真摯に聞いてくれた方もいた。

今回の要請は、特に学費値上げ問題や大学院生の実体について広く賛同・共感を得ることが出来た。このことは学費問題が大学院生だけでなく、社会・世論に大きく影響しその結果として、活動に対しても共感を得る状況に繋がったのではないかと考えられる。この流れを断ち切ることなく、世論に対して訴えていく必要がある。

(2) 文部科学省の要請項目と要請に対する対応

要請項目については、文末の補足資料をご覧ください。おおよその強調点は例年と大差はないが、昨年との相違点は次のとおりである。①高等教育の漸進的無償化について、単に国立大学の授業料標準額の引き下げを求めるだけでなく、引き上げを行わないこと、また国公立大すべての学費の値下げに踏

み出せるよう、予算を措置するよう主張した。②日本学生支援機構奨学金の個人信用情報機関利用の撤廃を求めた。③日本学術振興会特別研究員の信用枠の拡大を求めた。④TA・RA 及び学内アルバイトにおける待遇の改善を求めるよう主張した。本年度のレクチャーで TA・RA の実態が文部科学省と大学院生との間で齟齬がある事がわかった。文部科学省は TA・RA は学生の経済的援助として成立しているとの認識であったが、時給や雇用体系について不十分であるという事実を全院協のアンケートで初めて認識した。そのため、今回の要請行動でも TA・RA の待遇を改善する主張を行った。⑤大学院生およびその後の就職状況の改善として、非正規化から正規化に薦めることを主張した。⑥大学院における研究活動が、知の創造の場である役割を失わない上で、大学院修了者の就職の選択肢を更に増やす政策を行うことを主張した。⑦育児支援と運営費交付金の順番を逆にすることで、最終的な問題解決は運営費交付金の増額にあるという意味合いを強めた。

文部科学省との要請では、全体の時間を鑑み、質問項目を先方に送り議論の重点化を図った。議論の詳細については、全院協ニュース 247 号を参照のこと

1. 国際人権規約 A 規約第 13 条 2 項 (C) にもとづく高等教育の漸進的無償化

①国立大学の授業料標準額の引き上げを行わず、引き下げを行うこと、および国公立大学が学費の値下げに踏み出せるよう、予算を措置することを求めます。

⇒財務省の財政審議会に対して、我々としては急激な引き上げは社会状況、家計上、厳しいと考えている。引き上げについては検討していない。引き下げを行うことについても、授業料減免で負担をかけるように考えている。

2. 研究生活の基盤となる経済的支援の抜本的拡充

①特に奨学・事前給付の観点から給付型奨学金制度の創設、および有利子奨学金の無利子奨学金への切り替えを求めます。

⇒給付型奨学金

給付型の創設検討を進めている。直近で何らかの支援を行う。その際の対象者、財源、給付的な区分（大学院、学部）についての検討を進めている。

⇒有利子奨学金の無利子化

無利子奨学金が根幹と考えている（昭和 59 年からの理念）。現在では、有利子：無利子=2:1 になっているが、有利子から無利子への流れを加速させる。

⇒所得連動型返済制度の大学院への拡大

H4 から実施されているが、大学院生は業績優秀者免除による給付的措置があるため対象から外されてきた。一方で、所得連動については、新たな制度を入れるための会議を第 3 回まで行った。年度内に移行する予定。会議のなかでは、大学院生への拡大について議員からの意見はある。

②TA・RA 及び学内アルバイトにおける待遇の改善を求めます

⇒経済的支援の重要性は承知している。研究・教育の活動に専念できるよう、経済的支援を行う。調査の中で把握中。博士課程でアルバイトしなくてすむ者（年間 180 万円（15 万×12）いただいている学生）は 1 割程度と把握している。アメリカでは 4 割。日本はそれに追いつくべき。第 3 期、第 4 期科

学技術基本計画では2割がもらえるよう方針を立てている。中教審の審議まとめ(9月)でも財源をとれるよう提言を出している。

3. 若手研究者の育児支援の充実

⇒政府全体として女性活躍を促進している。女性活躍推進法が成立。各大学でも趣旨を踏まえ女性が研究に集中できる環境整備努めてほしい。義務付けは難しいが、男女問わず、環境整備したい。

4. 国立大学運営費交付金、私学助成の拡充

⇒私立大学の学費は各大学の戦略に基づき判断される。経常的経費・学生への支援のためにH28年度は3275億円を要求している。そのメニューの中で、学内アルバイト・就学的支援・授業料減免86億円が含まれる。その中には、学内ワークスタディ支援として、経済的に就学が困難な学生への支援を行う大学に対して所要経費の補助を行う。

公立大学は地方交付税に基づき財源措置を行う。授業料減免等は各公立大学や地方公共団体の判断。交付税の財源拡充、各大学への促しを行う。

(3) 財務省への要請項目と要請に対する対応

財務省への要請項目は、文科省同様、文末を参照いただきたい。文科省の要請項目を、経済的に特に重要な課題に特化したものであるが、実質的な要求はほぼ例年どおりである。

上記の要請項目を中心に訴えたが、例年財務省への要請行動は要請文章を渡すのみという極めて形式的なものにとどまってきた。昨年度は、地方局が担当となり、その地方局は回答を用意する要請ではなく、陳情の受付部署であったため、要請としてはあまり良い態度ではなかった。しかしその反省を踏まえ今年度は、紹介議員を通しての要請行動だったため、財務省の中でもそれなりのステイタスのある部局が対応してくれた。また内容も、昨年度までの形式的なものではなく、かなり有意義な財務省要請をすることが出来たと考えられる。議論の詳細については、全院協ニュース247号を参照のこと。

・運営費交付金について

運営費交付金代3期が28年度から移行するがそれがどういったものが良いか、今後の国立大運営費交付金のあり方について議論しているところ。当方のあり方として、最近国立大授業料が90万円に値上げすると言う報道がされている。(財務省としては)そのような事を申し上げている訳ではなくて、国立大学は法人化されていくつも自己収入の手段は持っているわけであって、このまま運営費交付金に頼るような体質があってもいいのかという問題意識があり、自己収入の確保を測って欲しいという事で話をしている。

18歳人口が減少するなかで、このまま運営費交付金を確保し続けていく方向でいいのか?国費に依存し続けている事が望ましいのか?運営費交付金を下げて、自己収入を上げるという方向で進めていってほしい。仮に今後国の財政状況が悪化した場合、急に運営費交付金を削減せざるをえない状況が発生しないとも言えない。その事も考慮し、収支の割合、自己収入の割合を増やして進んでほしいとのことで、財政制度審議会でも話になった。

授業料標準額も、運営費交付金に応じて算定ルールが決められるので、この場では申し上げられない。

引き下げ等も個々ではまだ申し上げられない。高等教育予算の増額という話を伺っているが、この予算がどのようなあり方がいいのか、自己収入の割合も含め、今検討しているところである。

・奨学金について

給付型奨学金と有利子奨学金の無利子化については、28年度ではいずれも要求が出てきていない。だから28年度予算ではこの議論はしていない。所得連動型奨学金に関しては、27年度予算より順次手続きを進めているところである。文科省でも検討委員会が立ち上がっているそうなので、十時検討を進めていきたいと思っている。

・私学助成について

私学の値下げのための予算処置をとるというところ。こちらは現在検討中というところになる。経常費含め、施設整備等、国立大学の経営が厳しいと言う話をいただいている中、予算が限られている中、学費に直結するものとか、経営状態の話は色々聞いている。しかし、依然検討中である。

・以下は財務省との討論である。(抜粋)

全院協：奨学金について、今年度は概算要求で出ていないと言うが、過去にはそのような要求は出ていた。その創設に関して考えている事を教えて欲しい。

財務 国費から毎年出て行くと、これは持続可能性が危うい。無利子と有利子は返還があるので、ある程度国費は抑えて運営できる。それぞれがいいところ悪いところあると思うが、すべてが給付型になるという事は無いと思う。財源をどうするのかというのをセットで考える必要があるので、財源を示して要求がこなければ論外である。

全院協：こまぎれで研究を行うので思考が続けられなくなってしまう。論文数が減っていく中で日本の学術がやせ細ってきていると思う。

そして、そのしわ寄せが来たのが院生である。先生が多忙になれば雑務が先生から降ってくる。運営費が削減されれば院生はポケットマネーで研究をせざるを得ない。授業料が増えれば院生が払う。立場が弱い院生の方にしわ寄せが来る政策がいま取られてしまっているのではないかと。

財務 研究費を自腹で出していると言うものに関しては文科省の方からも聞いていない初耳なのですが、

全院協：年間十何万円出さないといけません。そのためにアルバイトをしている状況です。

財務 研究に忙しくて借金を背負っているという事は聞いていたのであるが、研究費まで出している事は知らなかった。

財務 額は少ないのであるが、補助金で大学院生を支援すると言った事もあるし、これいい取り組みだと思っている。できれば増額していきたいとも思っているし、しかし、なかなか財政事情が厳しいのでなかなかできないでいる。必要性は認識しているし、取り組みは評価していきたい。

(4) 政党・議員要請要旨

政党要請では、昨年同様より多くの政党にアプローチをすることを掲げた。その結果であるが、本年

度は最多の 5 政党（民主党・社会民主党・共産党・維新の党・公明党）に対して直接政党要請をすることが出来た。特に与党である公明党に対して要請行動を行うことが出来たのは特記に値する。また生活の党は後日郵送にて要請趣旨並びにアンケートを送付した。直接要請できたどの政党も大学院生の実態に対して切実に問題意識を持っていた。等によって温度差はあるものの、給付型奨学金の必要性や、高等教育政策について見直す必要があるとの見解を聞くことが出来た。

議員要請では、与野党を問わず政党に偏りが無いよう、衆参議院の文教、予算、財務委員会を中心に事前に議員プロフィールから大学院出身者や高等教育政策、留学生問題などに関心がありそうな議員をピックアップし絞り込んでいく。結果的に 2015 年度は議員約 25 人に対して要請行動を行った。今年度は、国会の委員会のみだけではなく、自党内の文部科学部に所属している政治家に対してもアクセスを行った。

今年度は要請の参加人数の問題で班を 5 組しか作ることが出来なかった（一組あたり 4~6 人程度）。また今年度は、臨時国会が開かれなかったために議員が地元や遊説を行っていることが多く大半が秘書対応であったことが残念であるが、秘書対応でも、資料配布・ポスティングだけでなく、直接大学院生の要望を訴えることが出来た。

第 3 項 反省点・総括

文科省要請では、30 分という限られた時間の中で昨年度の反省点を生かし効果的な要請行動が可能となった。特に、時間配分についての配慮を事前に要請、また会議開始直後に再度念押しした。具体的には、質問項目を予め先方におくことで、文科省からの答弁は極めて簡潔であり、重要な回答を聞き出すことが出来た。全院協参加者の大学院生の実態について生の声を踏まえながら議論を進める事ができた。この際、省庁要請における発言組織を可能な限り丁寧に行うべきであった。要請の場で自らの考えを訴えることは重要な機会であり、たとえ一言でも発言できるような機会が欲しいといった声も聞かれた。前日戦略会議含め、事前に参加予定者の想いをよく聞き取れるようにしたい。

財務省要請では、例年財務省職員に要請文を手渡すという形式的なものになりがちであったが、今年度は 30 分間の時間をフルに使い、大学院生の実態について知る機会にしたいという担当者の要望にもこたえる形で、全院協参加者の実体験を踏まえた要請行動を行う事ができた。また、要請で大学院生の現状をしっかりと伝え、認識を共有できたことが重要ではないかと考えられる。傾斜配分について文部科学省の意向が強いという言い分も少しあったと思うが、財務省にも大学院での研究、日本全体の大学の研究レベルの問題を訴えることが出来たのはいい機会では無いかと考えられる。

政党要請は、与野党を問わず主要な政党に対してアプローチすることを目標に行った。その結果、上記の通り、公明党、民主党、共産党、維新の党、社民党（生活の党は郵送）に直接政党要請を行うことが出来た。与党である自民党の政党要請に対する基準が極めて厳しく、今年度は政党要請が叶わなかった。しかし、公明党と政党要請を行えたことはかなりの前進ではないかと考えられる。与党と直接政党要請を行うことで、政府の政策へ反映する可能性が大きくなったのではないかとと思われる。また近年稀に見る効果として、民主党が奨学金問題のプロジェクトチームを立ち上げたこと、社会民主党が奨学金ホットラインを立ち上げることを検討していると表明したことなど、政党ごとにばらつきはあるものの、学費負担軽減を強く考えていることが明らかになった。さらに、ここまで政党要請に時間を割かれるようになったのは、学費問題が単なる自己責任の問題ではなく、政治的な重要問題として位置づけられつ

つ有る証左ではないかと考えられる。

議員要請と文部（文教）科学、財務、予算委員会を中心として 30 人近くの議員にアプローチした。本年度は政府与党が臨時国会を開かないという自体の為に議員の予定がたたない、あるいは対応が難しい場合が多々あったが、最終的に約 20 人の議員を訪問し 5 人程度に対しては議員本人に要請を行う事ができた。また秘書対応であっても実際に事務所内で時間をとって話を聞いてもらう事ができた場合も少なからずあった。

班を編成するにあたり、所属政党が均等に分類できるよう留意した。その結果多くの班において様々な政党の意見を伺え、意見交換を行うことが出来た。今年例年に比べて秘書対応が多かったにもかかわらず、秘書がしっかりとメモを取り話や意見交換をする場が出来たのではないかと考えられる。ただし、版によっては対応が冷たく要請文を渡すだけのところもあった。しかし好意的に受け取られた対応も多く今後の活動の弾みとなるだろう。またアンケート報告を真摯に受け止めて頂いたのは、長年培った実績が有るのではないかと予想できる。このような、大学院生を対象としたアンケートはほとんど散見されず、議員にとっても重要な資料になったのではないかと考えられる。今後も、アンケートを元にした要請は資料価値として、実態を伝えるためにも重要である。

今回の反省点として、感想交流会の時間が十分に取れなかった点があげられる。今年度は、それぞれのグループが議員要請の終了後の時間で議論や意見・感想交換をする事ができたように思われるが、数グループの議員要請が長引いた事もあり、全体的な感想交流会の開始が遅れた。本来であれば、全体で各参加者の感想や意見などを共有し今後の活動に向けて議論し情報交換をするべきであったが、その時間が十分にとれず消化不良に感じた参加者がいたのではと危惧される。次年度では、会議室使用時間の延長を行い、個人の感想を全体で共有できる様に、時間配分も検討すべきだろう。また、感想文用紙の記入を徹底し、報告することも重要であったと考えられる。また、毎年反省点として上がっていることだが、要請時期について検討を重ねる必要がある。要請行動における政党や議員の対応は、その時々々の政情に影響されるため、ベストなタイミングというものは測る事が難しい。文部科学省の概算要求が出されるのが 9 月であり、それを元に要請行動を行っているが、要求前に訴えることも大切ではないかと考えられる。すべての同じタイミングで行うのではなく、政党・議員要請は会期終了後に、省要請は前半に行うことも一つの手ではないか。ただしアンケート収集が行えないこともあり、効果的な要請行動について検討を行う必要も有るだろう。事務局の会議で検討したところ以下の案が出た。例年、アンケートの概要版が完成するのが 10 月末である。その概要版を受けて、余裕を見て 11 月の第 1 週に文部省・財務省の要請を行う。11 月に行うことで、要請内容を予算編成に影響をおよぼすことが従来の要請に比べて高くなる。政党・議員要請は国会の会期が始まってすぐの 2 月に行う。このことで事務局の負担も減るだけでなくアンケート報告書を読み込みより具体的な問題点を洗い出し、政党・議員に要求を伝えることが出来ると考えられる。2 月は学期終わりのことも有り、政党・議員への要請行動の参加者が増える可能性もある。

第 4 項 要請行動準備に関する申し送り事項

ここで、今年度の要請行動の準備において明らかになった問題点や改善端などから、来年度の際に役立てられるよう数点箇条書きにする。

（共通事項）

- ・集合時間・集合場所や移動にかかる時間・費用については事前に確認しておくこと。
- ・本年度の要請は非常に充実したが、感想交流等に時間をさくことが出来なかった。今回は議員会館を利用したが、時間が制限される。そのため、感想交流を行う場所をしっかりと確保する必要がある。
- ・参加者アンケートを行うことで、交流では見えてこない参加者の思いが見えてくることがある。それらを受け止め来年度への参考にする。取り組みが、単発ではなく連続で行うためには参加者の要求を受け止める必要がある。

（省庁要請）

- ・文部省・財務省の中でもよりポジションが高い人に対して要請行動を行うためには、依頼を議員を通して行うのが良い。〈昨年度から継承された文言であるが、本年度はこの結果財務省でもかなり有意義な議論が出来たと考えられる。来年度の事務局の方針と検討していただきたい〉
- ・要請時に質問項目を絞ることで、議論に集中できることがある。来年度も引き続き質問項目や重点項目を設けて回答をお願いすると良い。

〈政党・議員要請〉

- ・班のチューターは、事務局が中心となるが、要請前にどのようなアプローチをするか時間を持って検討をしておくといよい。

補足 2015 年度要請行動 要請資料

1) 文部科学省への要請項目

【要請項目】

- 国際人権A規約第13条2項 (c) にもとづく高等教育の漸進的無償化
 - ①国立大学の授業料標準額の引き上げを行わず、引き下げを行うこと、および国公立大学が学費の値下げに踏み出せるよう、予算を措置することを求めます。
 2. 研究生生活の基盤となる経済的支援の抜本的拡充
 - ①特に奨学・事前給付の観点から給付型奨学金制度の創設、および有利子奨学金の無利子奨学金への切り替えを求めます。
 - ②所得連動型返済制度の適応範囲を有利子・大学院生に拡大することを求めます。
 - ③日本学生支援機構奨学金の個人情報情報機関利用の撤廃を求めます。
 - ④日本学術振興会特別研究員の採用枠の拡大を求めます。
 - ⑤国費留学生の枠拡大、留学生受入促進プログラムの拡充をはじめ、私費留学生に対する経済的支援の抜本的拡充を求めます。
 - ⑥TA・RA及び学内アルバイトにおける待遇の改善を求めます。
3. 大学院生および博士課程修了者の就職状況の改善
 - ①予算の拡充を行い、各大学等における研究者の非正規化を抑制し正規化をすすめることを求めます。
 - ②大学院における研究活動が、知の創造の場であるという役割を失わないうえで、大学院修了者の就職の選択肢をさらに増やす政策を行うことを求めます。
4. 若手研究者の育児支援の充実
 - ①個々のキャンパスに保育所（保育ルーム）を設置すること、および学内保育施設（ベビーベッド・授乳室・ベビーシート・子ども用の補助便器等）の充実を大学に義務づけることを求めます。

②大学の休学制度とは別に、経済援助付きの産休・育休制度の導入を大学に義務付けることを求めます。
また、その制度取得は、男女の性別にかかわらず認められることを求めます。

5. 国立大学運営費交付金、私学助成の拡充

①国立大学運営費交付金を全体で増額することを求めます。

私立大学等経常費補助金を抜本的に増額することを求めます。

各大学への支援として、経営見直しや改革、重点事業などに注目し資金投入するのではなく、基盤的部分の費用を増額することを求めます。

2) 財務省への要請項目

1. 国際人権A規約第13条2項 (c) にもとづく高等教育の漸進的無償化

①国立大学の授業料標準額の引き上げを行わず、引き下げを行うこと、および国公立大学が学費の値下げに踏み出せるよう、予算を措置することを求めます。

2. 研究生の基盤となる経済的支援の抜本的拡充

①特に奨学・事前給付の観点から給付型奨学金制度の創設、および有利子奨学金の無利子奨学金への切り替えを求めます。

②所得連動型返済制度の適応範囲を有利子・大学院生に拡大することを求めます。

③国費留学生の枠拡大、留学生受入促進プログラムの拡充をはじめ、私費留学生に対する経済的支援の抜本的拡充を求めます。

3. 国立大学運営費交付金、私学助成の拡充

①国立大学運営費交付金を全体で増額することを求めます。

②私立大学等経常費補助金を抜本的に増額することを求めます。

③各大学への支援として、経営見直しや改革、重点事業などに注目し資金投入するのではなく、基盤的部分の費用を増額することを求めます。

政党要請							
政党名	担当議員名	事前アポ	当日対応	政党名	担当議員名	事前アポ	当日対応
民主党	事務方	○	○	維新の党	事務方	○	○
社民党	吉川元 事務方	○	○	生活の党	総務部 管達郎	△	×(後日郵送)
共産党	はたの君枝	○	○	自民党	—	×	×
公明党	事務方	○	○				

議員要請 (○は秘書対応、◎は議員対応、*はポスティング・要請書手渡しのみ)

- ・ 笠浩史○ ・ 平野博文○ ・ 宮本岳志○ ・ 山本ともひろ○ ・ 池田佳隆○
- ・ 坂本祐之輔○ ・ 鈴木義弘○ ・ 郡和子○ ・ 小泉龍司○ ・ 高橋千鶴子○
- ・ 木原稔○ ・ 安藤裕* ・ 工藤彰三* ・ 榛葉賀津也◎ ・ 小池晃○
- ・ 大塚耕平○ ・ 岸宏一* ・ 中山恭子○ ・ 森本真治○ ・ 福島みずほ◎
- ・ 斎藤嘉隆* ・ 神本美恵子* ・ 田城郁○

第3節 東京都議会要請

全院協は、例年2回要請を行っている。すなわち、11月下旬～12月初旬の省庁・政党国会議員要請と、2月中旬～下旬ごろの日本学生支援機構ないし東京都議会への要請である。今回は、関東事務局を中心として東京都議会への要請を2月23日に行った。以下、都議会要請の意義、要請行動の概要、来年度への提起を行いたい。

第1項 要請行動の概要

2月中旬～下旬での会派要請並びに陳情提出に向け動き出したのは第4回事務局会議である。この時までに都議会へ提出する議長宛陳情書と、手順について素案を作った。そのうえで、事務局会議にて陳情書文面の確定を行った。2月上旬には陳情書を送付し、2月15日には各会派に電話でのアポイントメント取り付け並びにFAX送付を行った。国会要請時のように各議員と政党に所属委員会を確認したうえでアポイントメントをとる必要はなく、会派事務所に連絡すればよいので、準備作業の負担はさほど重くはない。

この結果、自由民主党、日本共産党、民主党、維新の党、生活者ネットワークに会派要請を行うことができ、維新の党は石川良一議員、日本共産党は植木こうじ・里吉ゆみ両議員に直接要請することができた。なお、かがやけTokyoと公明党は、事前に送付し、先方より折り返し連絡するということができたにもかかわらず、当日になっても連絡が来なかった。こうした対応についてわれわれが取りうる対抗手段については後述することとして、各会派での話について、回った順に述べる。

まず、維新の党である。この後会議があるということで30分程度であったが、メモを取りながら熱心に聞いていただいた。重要なのは、親の世代の奨学金が返還しきらないうちに子どもが奨学金を借りる時期になっているという指摘をし、自らも稲城市長時代に高校まではあるが給付の支援を行ったこと、かつバブルを含めこれまでの経済政策の誤りだという言葉を得られたことである。すなわち、貧困政策としてだけではなく(貧困政策単体だけでもきっかけとしては十分重要である)、「学び」の保障を踏まえた支援を行っていく必要があるということを確認されており、大学生だけでなく、大学院生にも広げた政策を提案していきたいという回答を得た。

次に、民主党である。事務局対応であった。同党は、主に貧困政策の一環としてこの問題をとらえているように感じた。東京都は現在約13兆円の予算があるが、貧困政策はまだ不十分だとの認識が示された。というのも第一に、児童養護施設出身者の大学進学率は22%程度であること、第二に平均所得低下の一方で非正規雇用が増加していること、第三に世田谷区、足立区など市区町村レベルでの貧困対策はなされているものの東京都として貧困調査を行っていない、との理由である。また、政策の方向性としては、国が大枠をつくり、地方自治体がきめ細かい対策を練り上げる、ということで検討中とのことであった。

日本共産党は、都議二人に対応してもらえた。貧困対策の話だけではなく、この間の政策全体、学問の自由など全体と結びつけて話すことのできる残念ながら唯一の政党である。貧困政策としての側面だけでなく、予算を盾とした国家への従属的地位に組み込まれる大学政策、軍学共同など軍官産学複合体形成への危険性という点まで踏み込んで話すことができた。また、残念ながら同党の出す条例案は数の力に任せて否決されてきたが、大学生や大学院生を補足する条例案を立案中とのことで、全院協がここに関わることも考えられる。

自民党は、政調事務局対応だったが、国政と異なり、全く無視されるということはなく、方向性は全く反対だが、一致できる点で政策に反映させる足掛かりとして要請できたことは貴重だと考える。ここでは、ある種のビュロクラシー、徹底した上位下達機構が形成されていることが分かった。つまり、高校までの政策は地方議会レベル、大学以上は国がやるものという意識に立ち、政策を尋ねても何も持っていなかった。さらに、地域選出の区議会議員から都議会議員、そのついでで国会議員へとつながりを作らなければ声を届けることすらできないという組織の排他性も明らかとなった。これは、政治が国民から極端に乖離していることの一端であると思われる。ただし、2点今後には有益なことがあったので、下記に記す。

第一に、今回議長宛の陳情書のみ提出したが、知事宛の陳情書も提出したほうが議案審議として出される可能性が高い、ということである。第二に、都議会は年4回(3, 6, 9, 12月)に議会が開かれるが、予算審議の前、秋ごろ陳情提出や会派要請を行った方がよい、とのことであった。仮に今回のように2月にすると、次回議会審議事項となり、取り上げられない可能性が高いからである。

最後にアポイントメント取りで会えたところは、生活者ネットワークである。残念ながら議員の方は代表質問が控えているということで、事務局対応であった。同会派が現在取り組んでいるのは、在日外国人の貧困問題だそうで、全体として生活者目線での印象が強かった。大学まで行く人はそこまで貧困ではない、という意識が潜在的にあるのかもしれないが、聞いてみたところマンパワーの問題で大学院生までデータを集めきれないとのことであった。しかしながら、自己責任ですべてが済まされる現状や、「上から目線」での政策に異を唱えるという問題意識は共有できるため、アプローチの仕方が全院協と異なるだけだと思われる。住宅政策において空き家を借り上げ、区レベルで実施しているものを東京都全体に広げていく必要性を強調し、学校や学生ももっと声を上げていくべきだとの指摘もあった。

こちらからアポイントメントを入れたにもかかわらず、折り返し対応するといわれて待ちぼうけを食らったのが公明党とかがやけ Tokyo であった。アポイントメント取りの時は近日中に折り返すとのことだったが、当日になっても音沙汰なしだったため、直接会派事務室を訪問し、報告書と FAX 送付文面を手渡した。まず、公明党であるが、事務局に手渡しし、議員には渡すとの対応だった。話すら聞こうとしない対応であった。次にかがやけ Tokyo である。こちら事務局に手渡しした。「事務局はそういう(市民からの陳情や声を)一切聞いていない」の一点張りで、陳情を受け付けていないとのことだった。後者は特に深刻である。なぜなら、市民の声を聴くということで公党として議席を得たはずなのにもかかわらず、実際には市民の声を聴く仕組みや姿勢、態度を持ち合わせていないことを示しているからである。

第2項 2016年度への提案

今年度は唯一の黒字自治体であり、予算規模もスウェーデン並みの東京都において、給付型奨学金創設と在京学生への家賃補助・学生寮建設を訴えた。首都大学東京での問題や、大学の4分の1が集積する東京において他県に引けを取らない、或いは先に行くような成功例を作ることで、形骸化している教育費無償化の実現に向けて前進することができるという意味で、今回の要請の意義は大きいと考える。以下、次年度への申し送り事項を列挙する。

第一に、要請時期の再考である。省庁要請の時もそうだが、予算折衝がある程度固まった段階で要請しても、それを反映させることは難しい。したがって、秋ごろ省庁要請と合わせて概要版が出来上がっ

た時点で要請に向かう、という方法を提案したい。

第二に、自民党を含めた関係作りができたので、これを国政レベルでの政党要請実現へ進めるために、引き続き都議会要請を行うことを提案する。自民党の組織的排他性を考慮すると、この方法は有効と思われる。

そして第三に、知事宛の陳情書も送付するとともに、要請のアポイントメントで折り返しの連絡がなかった会派については、その見識を問うことが可能である。すなわち、なぜ折り返さなかったのか、理由を公開質問状という形で都議会だよりに掲載することができる。また、こうすることで話を聞かざるを得ない状況に追い込み、それでもなお回答がない場合にはさらにそれを他党派に追及してもらうことも可能となるからである。

地方自治が交付金や国の強権的手法によって形骸化されつつある現在、地方議会から国に圧力をかける方法は有効となるため、今後とも位置付けていくことが望ましい。全院協が要請を行った23日、民主党と日本共産党が給付型奨学金の提起を行っている。知事は「自分としては、給付型の奨学金というものはいかなものかと思っている」と述べ、国際人権規約に背を向ける考えを明らかにしており、知事の見識を問う意味でも知事宛の陳情書提出・都議会要請の継続は必要だと考える。

第4節 文部科学省レクチャー

第1項 レクチャーの概要

全院協では、2013年度より文科省レクチャーを行っている。レクチャーとは国政調査権に基づく国民の権利を背景として、国会議員を介して各省庁・部局に属する官僚から政策についての説明を受ける機会のことを指している。レクチャーの目的は、第一に概算要求前後に文科省の役人から直接話を聞くことにより、来年の政策の大まかな枠組みを把握することにある。また第二に、要請行動を前にしての事前準備という意味合いがある。時間や機会の制約がある要請行動に対して、レクチャーでは時間の制約がほぼ存在しない。また要請項目を具体的に深めつつ有るこの時期において直接対峙することは、非常に有意義な機会であると考えられる。今年度は9月28日に、参議院議員会館内の協力議員の議員室にてレクチャーを行った。以下、レクチャーに関する報告を行う。

第2項 概算要求の要点のまとめ

2015年度の文科省概算要求の予算配分は、全体では5兆8552億円と前年度5249億円(9.8%増)であり、文教予算に限ると4兆3704億円で7.6%増となっており、全体的に増額している。その主な内容として、国立運営費交付金に420億円増の1兆1365億円、私立大の経常費に3275億円、日本人の海外留学倍増と外国人教員招聘に377億円、所得連動型奨学金創設関連事業費に3344億円、大学授業料減免措置に計420億円(国立320億円、私立86億円、全体で無償枠は5000人分増)などが含まれる。また、科学技術予算は前年度1765億円増の1兆1445億円で自然科学系・理工学系を中心に全体的に予算増となっている。

今回の文科省レクチャーの要点として以下の4点をあげる。

第一に、運営費交付金が増額要求しているにも関わらず毎年1%減となっていることについては、1%を大学改革促進係数で減額し、そのうえでその財源で特別経費を増額しているという回答を得た。また1%の減額はあくまで財務省の査定によるものであることがわかった。文科省としても財務省との折衝のなかで基盤的経費を死守するとの説明があったが、国立大学法人化後の大学改革は、重点支援の名のもとに運営費交付金を傾斜配分することで、大学のガバナンス改革や機能別分化を促進し、大学自治の破壊と学問の自由の侵害に直結してきた。財政難を理由に責任回避することは許されず、国立大学法人化の本旨である大学の自律的運営を保障し、適切な予算配分を行うことが望ましい。

第二に、給付型奨学金に関する記載が今年度は全くないことについては、省内では議論が行われており、所得連動返還型奨学金の中に給付的措置も入ってくるとの説明を受けた。この背景にはマイナンバー制度を前提とした運用体制があるが、奨学金は「借りたら返す」という前提に立っており、また育英のための奨学金という観点を覆そうという意志も感じられず、給付型奨学金の導入を先延ばしにしようとする思惑が感じられる。しかし、日本の高等教育は世界的に見ても、授業料が高額で、かつ経済的支援が少ないという実態がある。全院協のアンケートからも多くの大学院生が経済的理由からアルバイトを強いられる現状が明らかとなっている。様々な問題が指摘されている巨大な制度を導入する前に、給付型奨学金の拡充は急務だと言わなければならない。

第三に、ポストドク支援について新たに卓越研究員制度の創設を計画していることが分かった。PDへの支援が拡充される点では好ましいものではあるが、そもそも大学でのポストが増えなかった場合はこれによって現状が改善されるとは思われず、年俸制が導入されることによっても若手が増加することには

直結しない。若手研究員の増加を期待するのは分かるが、教員養成系と人文社会科学系学部の改組や廃止を典型とする現在の大学改革下において、この施策によってどれだけの効果が上がるのかは不透明である。

第四に、TA やワークスタディについて、文科省としては大学での人件費削減という見方をしている一方、時給はファストフード店の時給と大して変わらず、決して高くはないという認識があることが分かった。また、留学生支援については「留学生 30 万人計画」の実現に向けて人数を増やすということだけで住環境整備やコーディネーターの現地配置を検討しており、その後の留学生の生活にまで意識が及んでいないという印象を受けた。有識者の考えか財務省の考えか知り得ないが、文科省として大学院生の研究条件や生活に対する責任を強く感じてほしいと思う。

第 3 項 レクチャーの回答と全院協としての位置づけ

以下では、レクチャーで詳細に回答を得た中から全院協として、具体的な政策を構想するために、幾つかの重要な回答について、整理する。（・は全院協の質問であり、→は文部科学省からの回答である）

○奨学金

・給付型奨学金は、所得連動返還型を導入してからと議論してから、としていたが、遅くないか。今年給付型奨学金について議論されているようには見えなかった。

→省の中では、給付型奨学金について議論している。奨学の観点でという人もいるが、財務省では育英の観点でと言っている。優秀な人にグラントを出すと。今まずは返還に入っている人に所得連動返還型を出してくか。有識者会議を立ち上げるので、そこで議論してもらおうと。でもそれができないと給付型奨学金が出来ないということではない。所得連動返還型の中には給付的措置も入ってくる。

・ワークスタディは給付型奨学金としての位置づけになるか。

→有識者会議の中間報告で、給付型奨学金は難しいが、学内ワークスタディということで、学内のバイトをやらせたらどうかという提言を受けた。

・学内ワークスタディは給付的支援の位置づけになるのか

→時給 1000 円がいいかということもある。学生の声で言うと、時間割の調整などもあって、やってよかったという声もある。時給は、マック、コンビニに毛が生えたレベル。それが良いかというのはある。

○高等教育予算

・財務省は運営費交付金を削減して欲しいというふうに言っている

→財務省は、渡し切りにはしたくないと言っている。

・共同利用・共同研究については、各大学に分配するときに、傾斜をつけるか。

→研究の共同利用・共同研究拠点にあてる。有識者が研究拠点を認定する。理系中心というわけではない。

・運営費交付金、増額要求しているが、最終的には 1%減となっている

→運営費交付金は、1%を大学改革促進係数で減って、そのうえで、その財源で、特別経費といったものに、増額する仕組みがあるので、そちらに財源を回してく。本当は、削減するというルールはない。経常的経費は減らして、特別経費に回していた。例年 1%査定で下げられて、その形は変わっていないが、

第3期ということで、改革を大学にお願いしている中で、基盤的経費という交付金が減るともう改革もなにもなくなってしまふ。死守するようにしている。

○留学生

・留学生支援について、留学生学習奨励費を見直し（7,070人→0人）、留学生受け入れ促進プログラム（9,070人）を策定しているが、その中身に変更はあるのか。

→財務省の予算執行調査の事業見直しや改革等を求められる事業として挙げられた。学習奨励費を全部倒すわけではないが、一部続けながら、渡日前の奨学金の拡充に努める新しいプログラムとして実施。これまでは渡日後に、来た時に支援を行っていた。来た後に約束をするか、来る前に約束をするかの違いであり、来る前に支払いを行うことはなく、約束をする。額については同額。ようは「留学生30万人計画」の実現に向けて人数を増やしたい。12か月支援を受けた次の更新の制度もある。

○就職・若手研究者支援

・卓越研究員制度、人数、倍率はどれくらいを想定？

→何とも言えないが、PDで約10倍、それくらいにはなると思う。経営力戦略というのがあって、教授、年齢構成が頭でっかちな現状がある。それでも若手が活躍できるようにしていくという方針がある。

○育児支援

・博士課程在籍者の育児支援、制度は導入することは検討している？

→中断した場合についてはRPDがある。あとは、出産育児の支援室、補助者、保育環境整備を行っている。大学全体として、女性研究者の配慮を制度として、進めている。

第4項 総括と展望

文科省レクチャーを経て、全院協として何を考えるべきか。要請に向けて論点を整理する。

(1) 文科省レクチャーの意義づけ

本年度のレクチャーも概要に記載されていた通りの目的を達成することができたと考えられる。即ち、第一の目的である来年の政策の大まかな枠組みを把握することができた。また第二の目的である、要請項目を具体的に深めつつ有るこの時期において直接役人と対峙し、非常に有意義な機会を得られた。レクチャーにおいては、要請行動とは違い正式に記録には残らないものの、こちらからの訴えを多少なり先方に伝えることができる機会である。今年は約2時間近くも時間を割いていただいた。

レクチャーは準備作業としての負担は少ないため、全院協の要請方針を決める機会として重要な位置づけを担うことができるだろう。

(2) 学費値上げに関する問題について

給付型奨学金、授業料標準額引き下げ、留学生への経済的支援などが進まないことは高等教育に関する予算の貧相さに問題が有ることは明らかである。高等教育への予算削減が様々なところ（論文シェア数の伸び悩み、教員の正規化など）に影響を及ぼしていることは文科省としても理解している。

しかし2012年に30年以上に渡る留保撤回を乗り越えて国際社会に誓った国際人権規約13条2項(c)に定められた高等教育の漸進的無償化については未だ積極的に言及されていない。更にそれに逆行するかのように2012年あたりから、財務省から学費値上げ議論が活発に出てくるようになった。それ以降年々その声は大きくなり、10月26日の財政制度等審議会では、安定的な国立大学法人運営のためとして、2031年までに運営費交付金を毎年1%削減し、自己収入を毎年1.6%増加させる試算を提示した。自己収入増を授業料値上げで補填する場合、15年後には約40万円増の約93万円になると予測される。大学改革と学費値上げをセットにした「改革」が加速している。今後の議論として、学費値上げを行わず、引き下げに踏み出すことを強く要請しなければ、この流れはますます加速していくと考えられる。ロジックとしては、学問の自由を保証している憲法第23条を元に、アンケートからの報告を交えた実態を切実に訴えていく必要がある。

(3) 給付型奨学金について

文科省の概算要求では昨年度と同様、給付型奨学金の創設に関しての提言がなかった。レクチャーにおける質疑応答から、文科省の現在の基本方針は、将来的には給付型奨学金の創設は必要だが、現時点においては借りの段階ではなく返す段階で困っている人に支援を行うということである。そのため、給付型奨学金創設よりも所得連動返還制度⁹⁷のさらなる充実の方が優先すべき課題であるということが明らかになった。また、給付型奨学金受給者を誰がどのような基準で選定するかという議論がまだ十分ではないということも、その創設に踏みとどまっている理由のようである。(奨学の観点か、もしくは育英の観点からか。このような問題は、事業規模や理念の話になっており、まだ十分に議論されていない)

給付型奨学金創設へ向けて実際に未だ動くことはなくとも、現在議論は進められているという文科省の回答を受け、その議論に拍車をかけることを意図して、例年通り今年度も、給付型奨学金創設を求めることを項目に入れるべきだろう。

(4) 大学予算の拡充のための要請行動

大学予算を抜本的に増額するためには、世間を始め、様々な分野での多くの賛同が必要である。昨年度から我が国の奨学金制度に対して報道などがメスを入れる機会が多くなった。世論も、給付型奨学金の創設に向けて動き始めている。しかし、依然として「奨学金に文句を言うのはおかしい」とWebなどで批判されることも往々にしてある。これに対して全院協としてどのような方向性を持って議論・要請行動を行えば良いだろうか。

第一に諸問題を独立して考えては行けない。奨学金の問題が世間で言われているのは、返済についての問題が大きいところである。しかし、本来の問題は奨学金と言った個々の問題ではない。現実として日本はOECD加盟国の中でも貧困な高等教育予算であるという前提のもと、話を進めなければならない。この問題が、授業料を始め、奨学金、育児支援、留学生への支援、若手研究者支援を妨げているという事実を真っ先に突き付けなければならない。貧相な高等教育予算問題の改善を言い換え

⁹⁷ 平成24年度より日本学生支援機構で導入された制度「所得連動返済型無利子奨学金制度」のこと (<http://www.jasso.go.jp/saiyou/syotokurendo.html>) (2014年10月3日閲覧)。無利子奨学金(第一種)を受けたものが、卒業後に一定の収入(年収300万円以上)を得るまでは、返還期限を猶予される。その対象には、第二種奨学金受給者や大学院生は含まれない。

るならば、「学問を社会全体で保証する」という考えを正当化する必要がある。

教育における投資の合理性の確認という方法もあれば、日本国憲法第 23 条に基づいた学問の自由・教育の権利の問題から話を進めることも出来る。大学院生が貧相な環境で研究を行っているという事実が、日本の高等教育の悲惨な実態として明確に出てくる。大学院に進むのは確かに義務ではない。しかし、金銭的な問題で学びの保証を奪われることは、憲法の精神上あってはならないはずである。このような実態を元にして、奨学金と言った単独の問題ではなく、統合的な問題として、高等教育予算の増額を求める要請が必要である。

第二に、自己責任の範疇ではすでに諸問題を解決できないことに気付かせる必要がある。「アンケート」からは大学院生の切実な声が上がっているが、この中には自己責任による解決に限界があることも多い。自己責任として個人に押し付けるのではなく制度を見直し改善することで、はじめて問題の解決へ踏み出すことができるのではないだろうか。この気づきを重要な位置づけにする必要がある。

大学予算の拡充のためには、文部科学省を始め、財務省、政治家、世論を動かさなければならない。しかし我々には、国際人権規約、日本国憲法など先人たちの叡智があり、アンケートの実態から我が国が抱えている問題が明確に与えられている。日本は民主主義国家であり、社会が善くなる方向へ進むよう社会全体を動かさなければならない。要請行動は常にそのような背景を抱えて行う必要がある。

第5節 広報活動

第1項 ブログ・HP・Twitter

全院協は、大学院生の研究・生活に関わる諸問題を解決するために活動を展開している。しかし、これらの活動が現実的に成果として現れるためには、政策として政府を動かさなければならない。さらに、政府を動かすためには地道な要請等を含めた活動以外にも、世論を動かすことが大きな原動力となる。そのうえで、全院協では独自のHPを立ち上げており、その中でブログも更新している。また、SNSとして公式のTwitterアカウントを持ち、情報をリアルタイムに発信することに努めている。これらを用いて行ってきた今年度の取り組み・特色をここで述べていく。

(1) Twitter

全院協 Twitter は 2010 年開設以降、着実にフォロワー数を伸ばし、2015 年度はフォロワー数を 1595(2016 年 3 月 7 日現在)まで伸ばす事ができた。近年のフォロワー数推移は、2013 年春 734 →2014 年度春 1200 人弱 →2015 年度春 1292 →2016 年度春 1595 となっている。

年間を通して、あまり文章に固さを持たせず、また、活動に関連したトピックを多様な形式で発信した事が功を奏したと考えられる。

特に国立大学費値上げ問題のツイートに対して 436RT、135 いいね、財務省要請時の内容についてのツイートに対して 810RT、378 いいね が得られ、世論の関心の高さが伺えた。取り上げた問題に関しては、学費・就職・奨学金を取り巻くニュースのリンクを張るとともに自身のコメントを添えたものや、自身の持つ知識をもとに、論理的に考えられる事実をツイートした。また、会議などの活動の開催を知らせたり、全国アンケートの拡散などにも用いた。それらの特徴に分けて述べてゆく。

《ニュースリンク》

「国立大授業料、54 万円が 93 万円に 2031 年度試算 (朝日新聞デジタル) - Yahoo!ニュース <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151202-00000019-asahi-soci...> #Yahoo ニュース いい加減にしる財務省。いくら能力と意欲がある学生であろうと大学に通えなくなる。日本の学問は崩壊に近づいている。」(436 RT, 135 いいね)

WEB ニュースのリンクを張り、全院協としてのコメントを付した形式。政府や省庁からの情報は、一般に Web で要旨などとして公開されるが、それにはかなりのタイムラグがあり、また膨大な量の資料を事務局が要約しまとめなければいけないため利用するのは現実的でない。一方 WEB ニュースは、政府発表の内容を一般公開前にしかも要約して公開しているので、それをリンクとして利用するほうが効率的であった。

《アンケート拡散》

「【共感したら回答&RT】修士・博士課程に対する援助体制を整えてほしい。博士課程に在籍する学生を、経済的に支援する制度が整っていれば、博士課程に進みたかったです。(国立大 M2)全院協アンケート 2015→<http://goo.gl/forms/9g1XBj5H7K...>」(6RT, 2 いいね)

WEB アンケートを拡散するために用いた形式。昨年度アンケートの自由記述欄に記載されていた内容を WEB アンケートリンクとともに載せている。

《事実周知》

「日本学生機構の調査によると、現在は大学学部生(昼間)の 50%、修士課程の 60%、博士課程の 65%が貸与制の奨学金(いわゆる借金)を利用しているという現実を皆さん知っているでしょうか?つまり、過半数の学生が卒業と同時に数百万円もの借金を背負うという異常な事態になっているのです。」(48RT, 18 いいね)

過去に明らかになっている事実を元に、それを周知させる目的で発信する形式。この形式で事態の深刻さを伝える事を目的とした。

《要請行動》

「先月財務省要請に行ってきましたが、担当した男性官僚は文系院生の多くが自腹で研究・調査費を払っている事実を知らなかった。こちらが訴えたら驚いた様子だったが、これで高等教育予算を削減し続けてきたのだから笑いじゃ済まされない。」(810RT, 378 いいね)

要請行動という、全院協事務局特有の活動であり、全院協でしか知り得ない情報を発信する形式。これは過去最も反響が大きく、800以上のRTを得た。

また、年間を通して多くのフォロワーなどとの交流もあった。中には奨学金問題に対する我々の見解に対して、批判的な意見も聞かれたが、これらの事実を踏まえて今後も活動を展開していく事が望まれる。さらに、過去に全院協で活動していたという利用者とも2名とつながり、激励を貰った。曰く、昔と何も変わっていないそうである。

(2) HP

ブログ・HP(以下、HP)は、主にアップローダとしての役割を果たした。即時性のある情報発信はTwitterに任せる一方、要請文やアンケート報告書のアップロードはHPにて行った。今年度は、アンケートや要請行動の広報に主に使用し、頻繁な更新は行っていなかった。この点は反省すべき点かもしれないが、2015年時点ではブログよりもSNSの及ぼす影響が非常に大きく、今年度Twitterの更新頻度が非常に多かったことから、HPの更新頻度は無理に上げる必要はないかもしれない。

HPの平均的なPV数は多くないがユニークユーザー数(PV数と異なり、一人1つでカウントされる。)は多く、国民に広く広報する役割を果たしている。また全院協の資料庫としての役割も大きく、アンケート報告書の閲覧のためなどに、一日に10~50のPVは得られている。更新作業に必要な労力も大きくないことから、今後もマンパワーと相談しつつも現在の形で継続していくことが現実的だろう。

第2項 全院協ニュース

(1) 全院協ニュースの目的と今年度の送付回数

全院協ニュースは、全国の院生協議会・大学院生の活動実態を共有し、大学院自治の内外へとその共感を広げていくための広報誌である。広報機能と同時に、院生自治に日常的に携わっている人でも何らかの新しい情報を見出せるような、情報源・資料としての役割も念頭に置かれて執筆されている。

2015年度は第245号(7月25日)、第246号(10月31日)、第247号(2月15日)の計3回発行した。印刷・発行作業は関東事務局が担当した。ここ数年の実績では、500部程度印刷し、カンパ文依頼とともに郵送している。同時に理事校・加盟校などにも送付している。これらの作業は一日で終わらない可能性もある。特に、2015年度はアンケート報告書を全労連会館並びにプリントパックにて行ったが、今後再び事務局員が作業をすべてやることを考えると、アンケート報告書作成日とニュース印刷日はずらす

方がよい。また、作業を行う関係で一橋大学院生の事務局員がいると、諸設備を使う上でも行いやすい。印刷方法については今後も検討すべきである。印刷に使った PDF は全院協ブログ・HP などにアップロードする。SNS での周知を行えばなおよい。

(2) 今年度のニュース内容

2015 年度の主な内容は以下の通りである。第 245 号では、全院協の紹介、シリーズ大学院と大学院生を取り巻く情勢（「国立大学への国旗国歌『要請』について」）、院生自治会・院生協議会紹介（中央大学大学院）などを掲載した。第 246 号では、アンケート速報、文科省レクチャー報告、シリーズ大学院と大学院生を取り巻く情勢（「育児支援」、「海外の大学院制度」）、院生自治会・院生協議会紹介（京都大学大学院、首都大学東京大学院）などを掲載した。第 247 号では、省庁・議員要請報告（要請の概要、要請文、議事録・発言要旨、参加者の感想）などを掲載した。これらのほか、各号において巻頭言、理事校会議の報告、今年度のスケジュール、各種案内、編集後記などを掲載した。

また 2014 年度より実施している「かわら版ニュース」（以下、瓦版とする）の発行は今年度も継続して行った。瓦版は A4 一枚程度の壁新聞風のものであり、全院協ニュースと同様に各大学に送付する。全院協ニュースが長すぎるという声にこたえ、内容を精選する形で作成した。瓦版第 4 号では全院協の紹介・アンケート調査の周知、同第 5 号ではアンケート速報・文科省レクチャー報告・要請行動のお知らせ、同第 6 号では要請行動の報告・都議会要請／全国代表者会議の案内を掲載した。ブログや SNS を頻繁に見るとは限らず、壁新聞として活用できる瓦版の役割はそれなりに大きいと思われるため、今後とも発行するほうがよい。改善の余地はまだあるはずなので、今後さらにブラッシュアップしてほしい。

別表 主な記事の担当者

記事	担当者	掲載号・備考
新旧役員挨拶	議長・前議長	年度第 1 号
巻頭言	原則として議長	年度各号(適宜省略可)
全院協とは？	議長	年度第 1 号
シリーズ 大学院と大学院生を取り巻く環境	事務局情勢分析担当者	要請行動特集号など分量が多くなる時は省略可
院生自治会・院生協議会紹介	各院生自治組織担当者	適時(可能なら各号)
日本学生支援機構/都議会要請行動報告	前年度担当者	年度第 1 号。今年度は都議会要請
文科省レクチャー報告	議長(要話しあい)	実施した直後の号
アンケート報告速報	アンケート担当	回収締切日直後の号。できていなければ概要版でもってそれに代える。
省庁・政党・議員要請行動報告	議長以下事務局員	実施した直後の号。ただし、選挙の影響などでずれ込むことあり。
各回理事校会議報告	ニュース担当者(変更可)	毎回の会議実施後の号。
スケジュール	ニュース担当者(議長と確認)	毎号。日付確定後順次改定。
編集後記	ニュース担当者	毎号。

第6節 カンパ活動・会計報告

第1項 カンパ活動

(1) カンパ活動を実施するに至った経緯

全院協の財政状況は長期的な加盟校数の減少により悪化してきており、特に2007年の立命館大学の脱退により深刻な財政危機に陥った。そのため2008年度には加盟分担金を財政の基軸にしつつカンパ活動によって収入の不足を補うという方針のもと、臨時でOB・OGに向けたカンパを実施した。

さらに、2010年度以降には今後財政が短期的に改善することは困難であると判断され、恒常的に、OB・OGのみならず院生自治活動に理解のある大学教員に対してもカンパの依頼を行うようになった。結果、2008年度は約30万円、2009年度は約35万円、2010年度は約46万円、2011年度は約28万円、2012年度は約35万円、2013年度は約41万円、2014年度は約50万円、今年度は約31万円のカンパを頂いた。

(2) 2015年度のカンパ活動と財政状況

昨年度の要請行動に全国から多くの学生が参加し、多くの経済的支援が必要であったことを考慮し、昨年度同様、今年度は35万円を目標としてカンパ活動を行った。8月に郵送でカンパの依頼文を送付した。10月にはカンパに協力してくださった方にお礼文を送付した。しかし、例年以上に支出が思うようにカンパが集まらなかったため、2月に二度目のカンパ活動を行った。また、他団体との連携としてシンポジウム等に参加し、会場発言を行なうなどした際にカンパを募った。

収入の面では、2回カンパ活動を行ったが、結果として目標額を達成することはできなかった。

(3) 2016年度に向けて

立命館大学と北海道大学の復帰により収入状況は劇的に改善した。しかし、同時に省庁・議員要請への参加拡大により支出規模も大幅に拡大した。これまでの趨勢的な財政悪化と今後の活動の発展を見越し、来年度もカンパ活動を行う必要がある。またカンパ活動は、多くの大学教員・関係者に全院協の活動を知ってもらう重要な機会でもあり、そうした広報の観点からも、カンパ活動を継続することが望ましい。カンパの方法としては、今後も郵送によるカンパ活動および事務局員の個人的なつながり、外部企画でのカンパ依頼を継続する。

第2項 会計報告

(1) 収入と支出についての特記事項

① 収入

- ・8月と2月に2回のカンパ活動を行った。
- ・加盟分担金の納入の呼びかけを11月下旬に行い、納入が確認されていない理事校には2月末に再び呼びかけを行ったが、予定額の半分程度しか集められなかった。

② 支出

- ・今年度の事務局員の構成や個人個人の事情により、機動的に集まり一定時間作業を行うことが困難だったため、アンケート調査報告書の印刷を業者に発注することにした。そのため、「印刷・複写代」が

予算を大幅に超過した。

・財政上の必要から、カンパ作業を2回行ったため、例年より封筒代や資料印刷代等がかかってしまった。また、昨年度分も含めて、一橋大学院生自治会に立て替えてもらっていたインク・用紙代を精算したため、「文具・消耗品購入費」が予算を超過した。

・省庁要請と政党・議員要請に向けてオリンピックセンターに宿泊したため、宿泊費で大幅に「行事等開催費」が予算を超過した。

(2) 2016 年度への提案

・「交通費補助」は、省庁・議員要請の参加具合次第では、大幅に予算を超過することがあるため、収入面では引き続きカンパ活動を行う必要がある。

・支出面でも改善が必要である。今回大幅な赤字となったのは「印刷・複写代」である。これは上述の通り、アンケート報告書の印刷を業者に発注したことによるものだが、業者に発注せざるを得なかった理由としては、次の2点が挙げられる。1つは、作業量に対し、人手が足りずアンケート調査印刷を事務局内で回せなかったこと、2つ目に、部屋を間借りさせていただいている、一橋大学在籍者が事務局にいなかったことによって、トラブルが発生した際スムーズに対処できず、それにより一層作業に時間がかかってしまうという事態があったことである。特に2点目に関しては致し方ない事情であるが、全院協の財政を鑑みると、業者に発注するのは最終手段であると思われるので、1点目に関しては、事務局でなくても、事務局経験者等のOBOGに手伝ってもらおうよう依頼し、作業の人数を確保するなど、改善する必要がある。

第7節 他団体との連携

第1項 2015年度の取り組み

今年度も昨年度と同様、奨学金の会と高等教育懇談会(旧五者懇談会)の二団体と連携を目指してきた。高等教育機関関連団体の集まりである高等教育懇談会とは問題関心の多くを共有しており、連携することで大学院の問題を社会的に訴えることができる。奨学金の会は給付型奨学金創設などを目的とした教育機関関連団体などの集まりで、現在世論としての動きも高まりつつある奨学金に関しては、こうした団体と協力して要請していくことが効果的である。また今年は、昨年引き続き東京私大教連の研究会(正式名称は東京高等教育研究所であるが、略称として東京私大教連／東京私大教連第5部研究会とする)との連携に努めた。大学改革やグローバル化など、重要かつ具体的な課題における当団体の蓄積は豊富であるため、今後とも連携を続けていくことがのぞまれる。さらに、1月より民主党及び民主党関連諸組織との懇談会に招かれ、定期的に国会議員を含め会合を持っている。これについては年度をまたいでも引き続き参加していくことを強く望む。

(1) 奨学金の会

今年度も昨年度と同様に奨学金の会との連携を最優先に位置づけた。給付型奨学金の創設を始めとする奨学金の拡充を位置づける奨学金の会およびその加盟団体とは、多くの目的を共有する。今年度は、奨学金の会については財務省の審議会で二度に渡り出された国立大学授業料の値上げを中心として、その矛盾を突き、政策の抜本の見直しを求める活動を展開した。

活動としては、以下のようになっているため、それぞれに積極的にかかわるべきものである。すなわち、奨学金の会の役員会での学習は、加盟団体の幅という観点から高等教育だけでなく高校やその他の教育段階における諸問題を学ぶことができるため、それに基づいて理事校会議等での情勢分析に活用することが可能である。また文部科学省への要請行動を複数回行うため、広い視点から奨学金問題を扱うこともできた。

今年度は、文部科学省・財務省への要請を2回行い、奨学金の署名宣伝活動も同じく2回行った。また、これらの活動を通じて時宜に即した教育問題を知ることができるとともに、全院協の取り組みをアピールする重要な機会でもある。さらに、設立より毎年行っている署名活動は、昨年4万筆近い署名を集め、その社会的・政治的重要性はますます高まっている。奨学金の会の活動は、月1回の定例会に加えて、適宜要請行動や署名活動が加わるため、専従のいない全院協にとっては、負担に思われるかもしれない。しかし、上記のような活動は全院協の情勢分析にとっても運動の手法を学ぶという意味でも非常に重要である。したがって、可能であれば複数の担当をおき、イベントには最低限1名参加する体制を構築することが望ましい。なお、補足であるが、中央労働者福祉協議会が奨学金の会と同じく奨学金拡充・給付型奨学金創設を求める署名活動を展開している。こうした要求を同じくする活動の連携も今後の検討課題として挙げておく。

(2) 高等教育懇談会

「高等教育懇談会」とは、「国民の期待に応えうる高等教育をめざす懇談会」の通称のことである。もともとは「五者懇談会」という名称だったが、これは当初の参加団体に因んで呼び習わしたものであり、より幅広く団体・個人との連帯共同の輪を広げていくためには“障害”となることが危惧されたので、第

19回五者懇談会の際に現在の名称に変更した。

今年度行われた高等教育懇談会について以下に記す。6月の会議では、全院協の引き継ぎを行った。9月の会議では、2015年11月に行われた学会「東京科学シンポジウム」において分科会を設置すること、およびその発表方針について議論を行った。11月には「東京科学シンポジウム」において昨今の大学改革について発表を行った。

1月以降の会議では、3月21日に開催する日本科学者会議主催シンポジウム「学生と市民のための大学づくり」の実行委員会を行い、シンポジウムの方向性や具体的な内容について議論を行った。

教職員の労働組合など、高等教育政策とかかわって広く運動と連帯する機会となるため、今後も連携を深めるべきだろう。

(3) その他の団体

今年度1月より昨年12月に民主党本部へ政党要請を行ったことをきっかけとして民主党国会議員やその他学生団体、民主党インターンの学生らを交えた懇談会を定期的で開催している。ゆくゆくは、18歳選挙権解禁を踏まえた政策として練り上げていくとのことである。これまでに、1月7日、2月4日、2月18日に開催され、活発な議論がなされた。全院協としてこれまで出た発言をカテゴリーに分けてみたところ、概ね①大学を社会発展の場、いわゆるヨーロッパ型のものにとらえる発言、②いわゆるアメリカ型の職業訓練機関が他大学、実学直結志向の発言、③自らの個人的な話に終始する発言の3つがあった。しかしながら、こうしたカテゴライズされた発言以外に、参加者とわれわれの中には大きな前提条件の違いがみられた。以下、順不同になるが簡潔に述べてみたい。

第一に、よく日本では Nation と State が混同し、分離が極めて不十分であるという議論がされるが、参加者の発言にも「国家のため」と「社会のため」ということを混同する発言がなされたりとこの議論を象徴するものと考えられる。全院協の立場は国家がすべて主導してかつ国家に従属させるような政策に反対しているのであって、「社会進歩」を前提とする大学の位置づけに立っている。

第二に、議員を含め奨学金の問題とその他の子どもの貧困や政治的無関心の問題といった社会問題と関連付けて考えられていないということである。つまり、それぞれ関心はあるものの、まったく別個のものとして扱われ、小手先だけの議論に終始しているという印象があることである。これまでの情勢分析でも明らかなように、社会・経済という下部構造を見ることなしに根本的な解決は難しいといえる。それは、例えば日本学生支援機構の官僚が、「消費税を30%くらいに上げたらすぐ給付型奨学金は作れる」と発言し⁹⁸、議員もそれに乗るような形で、軽減税率で浮いた分を若者の支援(奨学金など)に回すのか、或いは高齢者にばらまくのか、「選択肢を示す政治」として提示し、選んでほしいという趣旨の発言をした。これは、どちらに転んでも国民のある階層、いな将来のわれわれにその責任を転嫁するような手法であり、看過することができない。

第三に、上記事項と関連し、新自由主義的な思考形態が浸透しているということである。参加者の発言においても「自分がこうだから他の人も同じようにしたらよい」とする発言や、自分の事情だけを話すことに終始する発言が散見された。ここには、他者とのかかわりを決定的に破壊し、全て自己責任に

⁹⁸ 2月4日の会合にて。ここには、消費税の逆進性、海外の税制・社会保障の仕組みや社会権の考え方(日本において、社会権は一般に概念として国家も社会も認知度が極めて低い)、社会保障の実質国民負担率を無視した議論が展開されている。

帰し、その帰結として他者と敵対関係に近い個人化を招くという新自由主義の特徴が垣間見える。

そして第四に、選挙権の話において象徴されていると感じたが、本質的な中身を変えようという視点があまり感じられないことと、主体性があまり感じられないことである。つまり、具体的には選挙に行かないと罰金をとる制度やいかにして若者を選挙に行かせるのか、という話である。個別の論点としてこれらは重要だが、それ以前の問題として、日本は現在投票率が約半数であり、若者の政治参加は極めて低い。なぜここまで政治参加がされないのか、という話はほぼなされていない。また、若者が政治家を動かせというが、まず政治家の方も情報集めに奔走しなければその存在意義は極めて低いと思われる。若者が政治に関心を持たない理由は、①そもそも主権者教育が我が国においては著しく阻害されてきた、②その結果、政治の話がタブーとなった、③新自由主義的なイデオロギーが浸透し、競争と個別化、自己責任論が蔓延した、④主権者教育の不十分さ、競争の中で政治的な発言をして拒否されると、そのことが自分という存在の全否定だととらえがちになった、⑤ブラックバイトなどで政治にかかわる余裕も機会も奪われつつある、⑥金権政治や民意と乖離した現状の政策などから政治自体に幻滅し、不信を抱いている、が考えられる。こうした本質的なものと向き合い、取り組まない限り根本的な改革は困難であり、全院協の任務の一つはその根本的問題を社会に周知し、運動を広めていくことにある。

これまでこの会合が抱える問題点を列挙したが、成果もある。それは、奨学金の問題が社会に認知されるようになり、それまで関係のなかった民主党をはじめとする諸団体と問題を共有することができた点である。また、国政の問題として、奨学金問題が多くの人に受け入れられるようになったことも成果といえるのではないだろうか。次年度への提案として、年度をまたいでも可能ならば前年度担当者も引き続き、新年度担当者も奨学金問題を考えるうえで有益なので、継続して参加することが望ましい。なお、報道では民主党と維新の党が合同して新党を結成することが注目されている。両党とも今年度都議会・国政レベルでの要請も実現しており、先行きが不透明なところもあるが、次年度以降も要請が継続して実現することを望むとともに、継続した働きかけを行うことが望ましい。

最後に、民主党との会合の経過が記事になったので、その出典元を記す。

(1)「若者と共同作業で政策づくりを進める会」のキックオフ会議を開催

<http://blogos.com/article/153724/>

(2)「給付型奨学金導入を参院選の争点に」若者と政策づくりを進める会

<http://blogos.com/article/159006/>

第2項 2016年度への提案

2016年度も他団体連携には積極的に取り組んだが、それには時間や労力を割くだけの意義があるからである。第一に、全院協にとって、情勢分析・活動方針の素材として重要な議論・資料を提供する機会を他団体連携によって得ることができ、かつ情報交流の場としての機能を果たす。第二に、こうした活動を通じて運動の方針や参加拡大の手法など運動の手法を学ぶことも重要である。今後は、請願署名や企画実施、よりフレキシブルで実効性のある要請行動など、全院協の活動の幅を広げるためにもそうした手法を学ぶことが求められていると思われる。なお付随的には、他団体連携を介してのキャンパ活動も、財政基盤が不安定な全院協にとっては重要な機会であり、機会をとらえてキャンパを行うことを提案する。例えば、関係諸団体だけでなく、全院協事務局担当者のつてを借りて新たにキャンパ先を開拓することも今後重要となると考えられる。2016年度も、積極的にかかわるべきであることは言うまでもない。

そこで、複数名／地方ごとの他団体連携の担当を設置することを提言する。これが意味するところは、包括的に言えば、成果や資料、発言について発信し、他団体連携の意義や進展を加盟校や大学院生に周知することができる点である。具体的には、奨学金の会／高等教育懇談会／東京私大教連については、毎回の会議に事務局員が参加できるよう調整する。中京圏／関西圏においても、適宜そのような団体との関係づくりを模索したい（現在、関西圏では京滋私大教連と一定の連絡を取っているのみである）。その他の団体については、事務局員の負担とならない程度に連携していくことが望ましい。内容としては、大学院生の実態を知ってもらえるため、アンケート要請や要請行動の宣伝を最優先で重視すべきである。また個別の課題としては、大学の教職員組合などには大学院生の問題を大会などで取り上げるよう依頼することを提案する。さらに、今年度アンケートを実施するにあたり、学会への協力を行ったため、協力が得られた学会へのコンタクトは活用すべきものとする。

第8節 加盟校拡大

第1項 2015年度の加盟校拡大の方針の確認

加盟校拡大はそれ自体を目的化するのではなく、各大学院協の運動の発展に対して、全院協ができることを考えるべきである。それぞれの大学で院協活動が活発化してこそ、総体として院生運動の成果をあげることができる。各大学の状況に応じた柔軟な対応をとり、数年スパンでの関係構築を念頭におく必要がある。院協活動は多くの場合1年ごとに担当者が入れ替わるため、確実に引き継ぎを行うようにする必要がある。

全院協が、全国組織として活動をアピールし発展させていくことは、それ自体が重要であるのみならず、加盟校の拡大にも資する。奨学金制度の充実、学費の漸進的無償化、就職問題の改善といった、全国の大学院生に共通の要求を一貫して主張し続けてきたことの意味を忘れてはならないであろう。というのも、社会集団としての大学院生の利害を全国的に代表する組織は全院協だけであり、その責任と可能性の自覚の上に運動を継続していくことが、全国の院生自治会から信頼されるための最も重要な条件であるからである。

また逆に、各大学／各院協だからこそできる点がある、ということは全院協としても留意しておくべきであろう。理事校会議／各院協との懇談の際に各院協の取り組みを聞いたり、あるいは文部科学省への要請の際に「各大学でお願いしている／文科省では直接対応できない」という回答が来たりするたびに、全国組織だけでは全院協の目的を十全に果たせることができないと強く実感する。

そしてこれは、各院協というレベルのみならず、各個人の次元でも認識されるべき問題である。なにより、大学院生の生活・研究諸条件の向上や大学院生の地位と権利の確立は、全国 - 各大学／各院協 - 個人という次元で補足・拡大が図られなければならないであろう。

加盟校拡大に関しては、今年度は、具体的には以下の取り組みをおこなった。

第2項 2015年度の加盟校拡大の成果と2016年度への提言

(1) 権利停止校(龍谷大学、関西大学)への権利停止「解除」の呼びかけの継続

龍大院協事務局の方とメールで連絡を取り合い、全院協ニュースやアンケート調査書を送った。アンケートの配布・回収や集計作業にも協力して頂くことができた。理事校会議や要請行動には、都合が合わず残念ながら参加はかなわなかった。関西大学に関しては、今年度は進展していない。大学関係者への問い合わせを行い、院協組織の存在を確認する必要がある。

(2) オブザーバー校とのさらなる関係強化

東京大学に関して、今年度は教育学研究科学生協議会の担当者の方と交流する、アンケートの拡散にご協力いただくなど、定期的に活動の協力をすることができた。教育学研究科院協は担当者の方は理事校会議にも出席いただいております、今後、継続的な関係づくりが大事だと思われる。

首都大に関しては、東京都立大学時代の自治会を、教育学教室が引き受ける形で、院協活動が継続している。理事校会議への参加、アンケートへの協力など、積極的な関係づくりができた。加盟校拡大の観点から実質的な進展はないが、けっして全院協加盟それ自体を目的とする必要はないと思われる。教育学教室の内部および外部での院協づくりを進めていると担当者より聞いているため、その支援／補完として全院協がかかわるべきだと思われる。

今後も引き続き関係を構築し、再加盟の呼びかけを行っていく。

(3) 取り組みへの参加呼びかけ

全院協を維持していくためには、加盟校を拡大することと共に、理事校会議、要請行動等、全院協の取り組みへの参加者を増やし、全院協への理解者・協力者を増やすことが大事である。今年度は政党・議員要請の際に、関西や北海道からの大学院生の参加がなかった。要請への参加を通じて、全国各地の大学（院）や他団体の方に、全院協の活動について紹介することができた。

今後もアンケートへの協力、会議や要請行動の参加など多くの学部生・大学院生に参加を呼びかけていく。とくにアンケートについては、詳細はアンケートに譲るものの、2014年度より開始した学会を介してのアンケート要請が、それ自身として大学院生の実態把握・よりよい要請項目の前提になるとともに、それが個人や各院協への全院協のアピールとしても重要であろう。今年度は500以上の学会や大学の研究室へアンケート協力依頼のメールを送っており、「アンケートの趣旨には賛同するがスタッフが足りなくて協力できない」といった声も多く聞かれた。たとえ協力が得られないとしても、アンケートの存在を多くの大学人に把握してもらうことは大きな意義がある。

また全院協とつながりのない院協へ、全院協ニュースの送付や要請や会議の日程を告知して参加を募るなかで、関係を築いていくことを目指す。加盟校であれば、当然これはルーティンとして行うべきであるが、そうでない院協／大学への働きかけは方法から模索すべきであろう。

(4) 理事校—加盟校とのさらなる信頼関係強化

北海道大学に関しては、2015年度に二回担い手の方にお会いする機会を持ち、アンケート報告書を手渡しする、要請行動への参加を呼びかけることができた。要請行動には、北海道大学から二人が参加した。今後も、遠方ではあるものの積極的に交流を持つことが重要だろう。

京都大学についても、定期的に事務局メンバーが訪問し、アンケートや全員協ニュースなどを手渡した。理事校会議や要請行動にもほぼ毎回参加し、緻密に関係づくりをすることができた。

立命館大学については、院生協議会連合の役員と情報交換や取り組みのヒアリングを行ったが、事務局として緊密な連絡体制を十分に築くことが出来なかった。

引き続きそれぞれの院協の状況を会議の場で共有していくと同時に、事務局が懇談をもち引き継ぎを行う、会議のフィードバックを行う等、全院協の活動についても対話していくことが重要である。

参考資料

議長談話「安全保障関連法制の廃止を求めます」

戦後 70 年を迎えた今、日本は「戦争しない国」から「戦争できる国」への転換点に立っています。

2015 年 9 月 19 日、「平和安全法制整備法案」が参議院本会議で可決され、成立しました。この採決に抗議するとともに、安全保障関連法制の廃止を求めます。

この間、国会前を含む各地の抗議行動に加え、大学など学問の拠点からも法律の廃案を求める動きが急速に広まりました。法案の議論に際しては、衆議院参考人招致で与党推薦の憲法学者を含め全員が違憲判断をしたと共に、歴代の内閣法制局長官や最高裁判所判事・長官経験者からも、違憲立法の明言がありました。しかしこれまでの政府の対応に、国会の内外において十分な議論を尽くし、憲法上の問題の整合性を取ろうとする姿勢は見られませんでした。広い抗議や批判の声、そして専門知の警告を無視することは、今後の民主主義に対して禍根を残します。

また、本法制の成立前に、米国との間で「日米防衛協力のための指針」の見直しが先行して合意されたことや、本法制の成立を前提とした防衛省内の内部資料が作成されたことも、大きな問題をはらんでいます。政府の方針が、主権者への十分な説明や国会での議論を行わずに決定されることは、議会制民主主義を軽視した行為との批判は免れえません。加えて、憲法違反との批判が大きいことへの合理的な説明もない一方で、これらが行われたことは、立憲主義そのものを破壊する行為であり、許されることではありません。

集団的自衛権は 60 年以上、憲法に違反すると政府解釈されてきましたが、この間、安倍政権によって憲法に違反しないという変更が加えられました。これによって、日本が米国の侵略戦争に加担し、戦争当事者となる可能性が生じています。かつて大学は、多くの学生を戦地に送り、教育と研究を通じて日本の侵略戦争に加担しました。この痛恨の歴史を繰り返し、殺し殺される状況を作り出すことは二度と認められません。

全国大学院生協議会は活動の目的として、「全国大学院生協議会規約」（1960 年制定）第 2 条で、「大学院生の生活研究諸条件の向上、大学・大学院における大学院生の地位と権利の確立、向上および大学院生の共通の立場から、平和と民主主義の確立ならびに社会進歩をめざす」ことを掲げています。これは痛恨の歴史への反省に立つ日本国憲法の、国民主権・人権尊重・平和主義の原則と学問の自由や大学の自治を守り発展させる立場です。それゆえ、憲法や専門知の軽視を通じて、大学における教育・研究の前提となる「平和と民主主義」が踏みにじられることを断じて許しません。そして、「戦争しない国」から「戦争できる国」への転換により、今後、大学院生が戦争に加担させられることに、強い危惧の念を示します。

以上より、大学院生の立場より、今後もさまざまな運動と連携していくことを表明するとともに、安全保障関連法制の廃止を求めるものであります。

2015 年 10 月 7 日 全国大学院生協議会 2015 年度議長 藤村治

2015 年度 全院協活動記録

3/14	第 70 回全国代表者会議
5/10	事務局引き継ぎ会議
5/24	第 1 回事務局会議
5/30	第 1 回理事校会議（顔合わせ、方針決定、情勢討議、各院協の状況共有、アンケート項目の最終決定、アンケート調査実施の確認と説明）
6/3	奨学金の会役員会
6 月	アンケート調査実施
6/11	奨学金の会議員要請
6/21	『ねっとわーく京都』へ寄稿
6/23	奨学金の会・署名宣伝
6/23	日本科学者会議支部つうしんへ寄稿
6/26	京都大学大学院教育学研究科院生協議会と懇談
7/3	奨学金の会役員会
7/8	奨学金の会署名提出集会
7/23	日本科学者会議支部つうしんへ寄稿
7/25	カンパ文の発送
8/1	『ねっとわーく京都』319号（8月号）に佐藤敬一「大学院生の経済負担と研究生活のいま——全院協による経済実態アンケートを中心に」掲載
8/2	全国進路指導研究会シンポジウム発言
8/3	『全院協ニュース』245号発行
8/6	奨学金の会文部科学省・財務省要請
8/22	第 2 回事務局会議
8/23	第 2 回理事校会議（アンケート調査結果の共有（単純集計）、分析軸の検討。要請行動に向けた準備の開始（昨年度の省庁側の回答を分析。論点の精査）。
8/31	アンケート紙版締め切り
9/15	アンケート web 版締め切り
9/17	高等教育懇談会定例会
9/19	北海道大学院生協議会と懇談
9/28	文科省レクチャー
10/7	奨学金の会役員会
10/7	議長談話「安全保障関連法制の廃止を求めます」
10/17	第 3 回事務局会議

10/18	第3回理事校会議（アンケート報告書結果の共有・確認。要請文の討議）
10/31	『全院協ニュース』246号の発行 「2015年度大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査報告書概要版」発行
10/31	声明「学問の自由と大学の自治の破壊に反対し、高等教育政策の抜本的転換を求める」
11/4	奨学金の会役員会
11/18	「2015年度大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査報告書」発行
11/25	日本科学者会議支部つうしんへ寄稿
11/26	ビッグイシュー取材対応
12/1	京都大学大学院教育学研究科院生協議会と懇談
12/3	第4回理事校会議（兼・要請行動事前戦略会議）
12/4	国会要請行動（省庁要請、議員要請、政党要請）
12/5	『しんぶん赤旗』に「高等教育無償化・就職状況の改善 全院協が要請行動」掲載
12/10	奨学金の会主催の文科省要請／奨学金の会役員会
12/11	東京私大教連第5部研究会へ参加
12/11	公正な税を求める市民連絡会「誰もが安心して暮らせる社会保障を実現しよう！」で発言
12/12	『朝日新聞』の記事「交付金減、国立大の苦悩」への取材対応
12/19	第46回京都教育センター研究集会で事務局員が「大学改革情勢」を執筆・報告
12/23	LDA-KYOTO「学費・奨学金・ブラックバイト報告集会」で発言
1/7	民主党「若者と共同作業で政策づくりを進める会」参加
1/13	奨学金の会役員会
1/26	東京私大教連第5部研究会へ参加
1/27	第4回事務局会議
1/29	立命館大学大学院生協議会連合と懇談
2/4	民主党「若者と共同作業で政策づくりを進める会」参加
2/15	『全院協ニュース』247号の発行、カンパ文の送付
2/18	民主党「若者と共同作業で政策づくりを進める会」参加／奨学金の会役員会
2/23	東京都議会会派要請
2/26	全日本学生自治会総連合定期大会挨拶
3/9	奨学金の会院内集会発言
3/6	NHK取材対応
3/10	『京滋私大教連』に寄稿
3/12	第71回全国代表者会議
3/21	日本科学者会議主催シンポジウム「学生と市民のための大学づくり」共催

2015年度 第71回全国代表者会議 決議

2016年4月3日発行

全国大学院生協議会（全院協）

〒186 - 0004 東京都国立市中 2-1

一橋大学内院生自治会室気付

TEL&FAX : 042(577)5679

E-Mail : zeninkyo.jimu@gmail.com

Blog: <http://zeninkyo.blog.shinobi.jp>

Twitter: @zeninkyo
